

288.41-Tu866s  
\*1200600549957\*

288.41  
Tu866x  
X

聖德餘光



Kodak Gray Scale

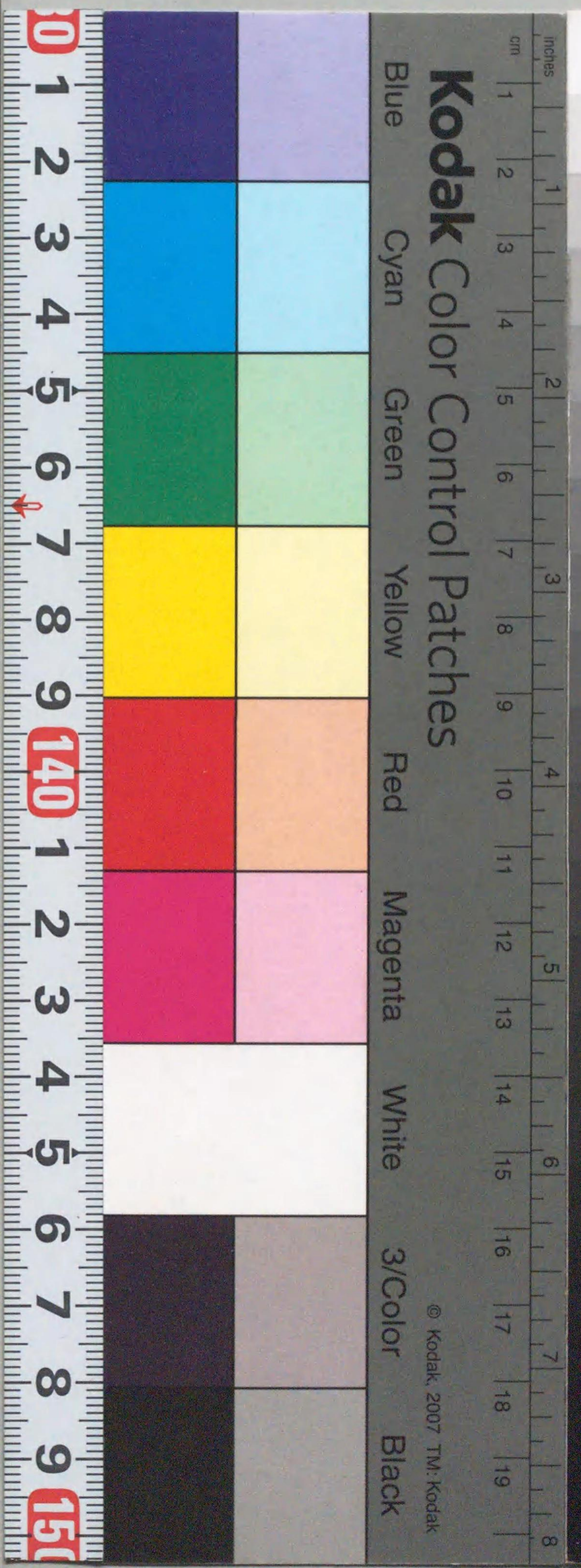
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black





288.41

TU8660

X



78W15727



御題字

秩父宮雍仁親王殿下

御  
題  
字  
秩  
父  
宮  
雍  
仁  
親  
王  
殿  
下



樹德  
深厚



雍仁親王





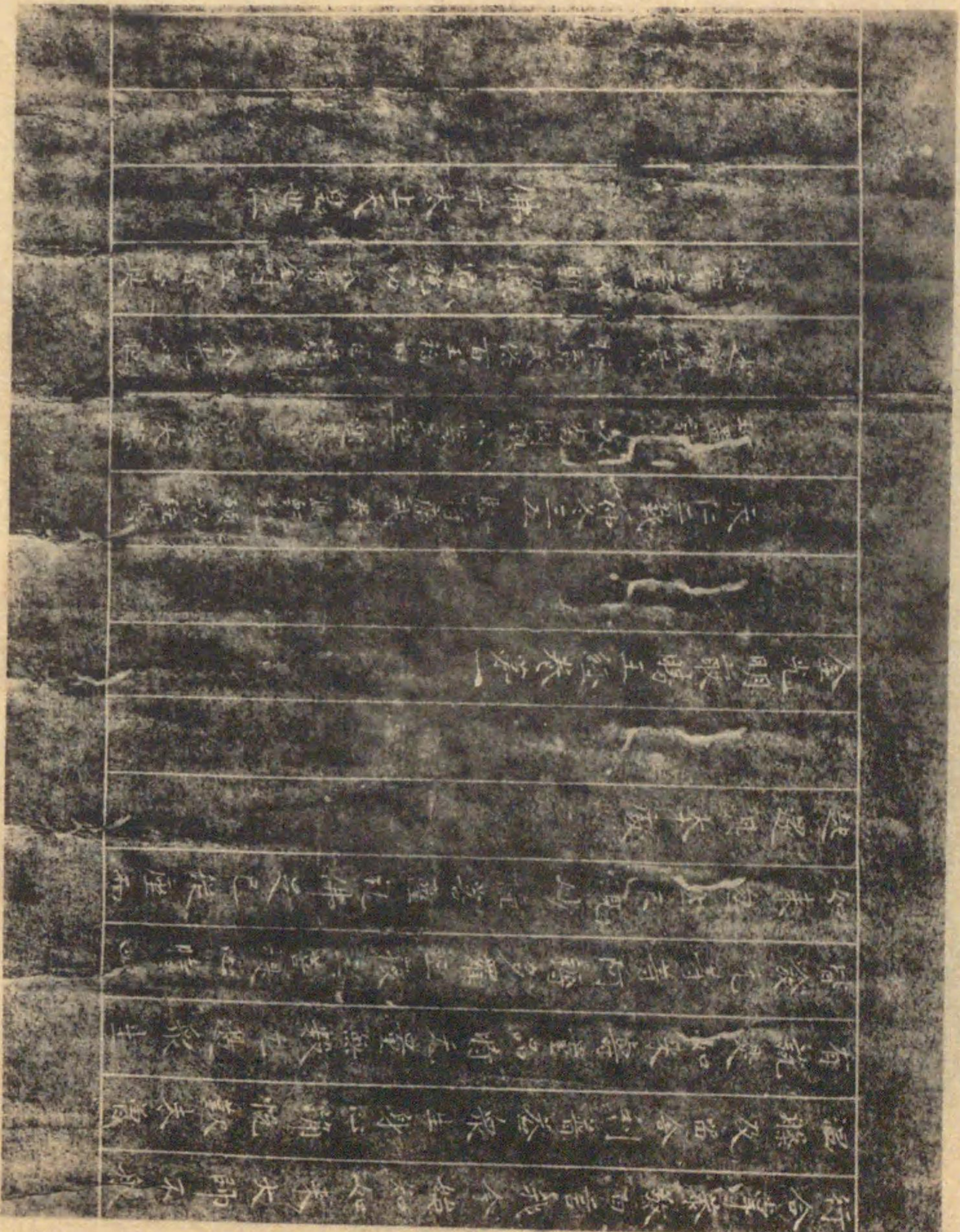
龜山天皇宸翰

敵国降伏

本文五一頁参照



後宇多天皇宸翰



五五頁参照

花園天皇宸翰

余聞天皇垂鑒民極之君司  
 牧所以利人極也下民之情  
 愚導之以仁義允洽之無  
 知馭之以政術為善其身  
 則為可虞甚他人臣一官  
 失之稱謂亂天事鬼暇  
 道何況君子之大寶乎不可  
 慎名可小懼者為天子憂於  
 宮三年未和民之急學教

誠 大二十  
 元德三年二月

七五頁参照



後柏原天皇宸翰

頃年小瘡流布都鄙愁苦日久矣

依之為利蒼生柳凝丹棘書寫

般若之真文禱念仁和之靈寺

仰冀三寶知見萬民安樂乃至

濟眾平等利益

大永五年十一月一日

上

延曆之靈寺

銘

般若心經

治法天所奉去只密經三守計九  
西撥去心之有子細非

一一八頁參照

後奈良天皇宸翰

得阿耨多羅三藐三菩提故知般若波羅蜜  
多是大神咒是大明咒是無上咒是無等者  
咒能除一切苦真實不虛故說般若波羅蜜  
多咒即說咒曰  
揭諦揭諦波羅揭諦波羅僧揭諦菩提薩婆訶  
般若心經

今茲天下大疫萬民之困於死已服為  
民之功德不能覆其自痛聖躬眞般若  
心經一卷於金字使義亮僧正供奉  
庶幾禱為疾病之妙藥矣

于時天文九年六月十七日

一二三頁參照



一帝位を承けんとすはと云ふは御心  
に御心もあつしよしそは御心と云ふ  
今もまゝ一采川にゆく御心と云ふ  
まゝ御心と云ふは御心と云ふ  
うへに肝要とせしは御心と云ふ  
御心と云ふは御心と云ふ  
御心と云ふは御心と云ふ  
御心と云ふは御心と云ふ

毎日の御心  
御心と云ふは御心と云ふ  
御心と云ふは御心と云ふ  
御心と云ふは御心と云ふ  
御心と云ふは御心と云ふ  
御心と云ふは御心と云ふ  
御心と云ふは御心と云ふ  
御心と云ふは御心と云ふ



夜爐火  
七、七、七、七、七  
如、如、如、如、如  
五、五、五、五、五  
草、草、草、草、草  
中、中、中、中、中  
之、之、之、之、之

御  
言上  
御  
言上  
御  
言上  
御  
言上  
御  
言上  
御  
言上  
御  
言上  
御  
言上



汝實美再二辭表  
 之趣全職崇三寸  
 至誠衷情出朕之  
 容納然雖方全國  
 家多事際朕朕朕  
 日不可缺更汝親  
 汝實美其之ヲ勉

明治天皇宸翰

二一六頁参照

# 聖德餘光

## 目次

緒言	一
桓武天皇	七
嵯峨天皇	一〇
宇多天皇	二五
醍醐天皇	二九
村上天皇	三三
一條天皇	三六
後三條天皇	三八
高倉天皇	四一



九	後鳥羽天皇	四四
一〇	順德天皇	四六
一一	後嵯峨天皇	四九
一二	龜山天皇	五〇
一三	後宇多天皇	五二
一四	伏見天皇	五七
一五	花園天皇	五九
一六	後醍醐天皇	九三
一七	光明院	九四
一八	後崇光太上天皇	一〇一
一九	後花園天皇	一〇七
二〇	後土御門天皇	一一四
二一	後柏原天皇	一一六
二二	後奈良天皇	一一九

二三	正親町天皇	一二六
二四	後陽成天皇	一三三
二五	後水尾天皇	一三八
二六	後光明天皇	一六三
二七	靈元天皇	一七二
二八	中御門天皇	一七六
二九	櫻町天皇	一七八
三〇	桃園天皇	一八〇
三一	後櫻町天皇と光格天皇	一九八
三二	明治天皇	二〇五
後	跋	二二一

圖 版

- 一 龜山天皇宸翰 「敵國降伏」 福岡縣宮崎宮所藏
- 二 後宇多天皇宸翰 金光明最勝王經御奧書 京都北野神社所藏



- 三 花園天皇宸翰 誠太子書 伏見宮御所藏
- 四 後柏原天皇宸翰 心經御奥書 京都御所東山御文庫御物
- 五 後奈良天皇宸翰 心經御奥書 京都醍醐寺所藏
- 六 後水尾天皇宸翰 御訓戒書 京都御所東山御文庫御物
- 七 後光明天皇宸翰 御日課 勸修寺伯爵所藏
- 八 中御門天皇宸翰 御懷紙 京都仁和寺所藏
- 九 光格天皇宸翰 御消息 京都御所東山御文庫御物
- 一〇 明治天皇宸翰 勅語 三條公爵所藏

# 聖德餘光

## 緒言

日本は世界文化の集成地である。世界のあらゆる文化は日本に集まつて居る。太古の事は固より詳かに知ることはできないが、夙く石器時代であつた頃から、直接に支那文化を受入れて相當の文化を作つて居た。爾來紀元千二百五十年の頃まで、直接間接に支那文化を移植して居たが、その頃に聖德太子が出られて、盛んに支那文化を採取せられた。當時支那は隋の時代であつたが、間もなく唐の代に變つた。それより我が國は凡そ三百年の間、續いて唐の文化を取入れた。然るに唐の文化は、その淵源を溯れば、印度の文化があり、また遙に希臘文化も入つて居る。それ等はすべて我國に集まり來つて、我が文化の庫中に藏められたのである。平安時代の中頃に至り、凡そ百年ばかり支那との交際が斷えて、我國は一種の鎖國状態にはなつたが、然しながら尙、商人僧侶等の往來は斷えず行はれて、彼國の文化は依然として流入したのである。この間に唐は亡んで五代となり、ついで宋の代となり、また元となり、明となつたが、我國はいつも續いてその文化を輸入し、之を我が民族精神に融合して、獨特の光彩を發揮したのである。

室町時代の末に、西洋との交際が始まり、之より凡そ一百年間、西洋文化は漸く輸入せられ、各方面に於ける發達は頗る見るべきものがあつた。然るに、徳川幕府の鎖國政策に由つて、また西洋諸國と交際を絶つこと凡そ二百年に及んだ。然し



ながら、この間にも西洋文化は和蘭を経て輸入せられ、また間接に支那を通じて移植せられた。幕末開國に及び、西洋文化の採取漸く盛になり、明治の大御代に至つて、時代の趨勢は益々開國進取に向ひ、歐米文物は潮の如く滔々として流入し來つた。かくて世界のあらゆる文化は、東より西より二千餘年の間に我邦に入り來つて、日本は東西文化の中心となり、世界文化の集積地となつたのである。

右に述ぶるが如く、我が國民は古來外來文化を採取するに敏捷であつた。即ち我國文化の特長は、よく外國文化を吸収し、よく之を消化することにある。これは我が民族の素質が優秀であることを示し、包容力の大きなことを示す所以である。極端な例ではあるが、アイヌと較べると、アイヌもやはり石器時代には同じやうにこの土地に居た。然るにアイヌは優秀な文明を受入れることができないで、劣等民族となり、大和民族はこれを適當に吸収して、今日の發展を得た。これが大和民族の偉いところであると思ふ。勿論日本文化の發達には、多くの歸化民移民が交つて居り、其等の者の力が大に與かつて居ることであらう。然しながら、それ等の外來民族を取入れて、これを同化し、これを融合するところに、また大和民族の特長を認めなければならぬ。

我國民は頗る開放的で、善く異民族を包容し、何等の差別を設けること無く、喜で之を迎へ、その知識技術を以て、文化の開發に利用した。古來外國に革命戰亂あるに當つて、我國に流亡し來たものは、實に幾千萬なるかを知らぬ。或は百濟の滅亡に、高麗の滅亡に、或は宋末に明末に、來つて我國に安住の地を求めたものは夥しい數に上つて居る。それ等歸化人が、我國文化の發達に資したことは、實に測り知るべからざるものがある。今は一々其例證を擧ぐるの違はないが、政治に、産業に、學問に、藝術に、宗教に、其他あらゆる方面に、大なる貢獻を致した。

かやうにして我國は如何なる民族をもよく之を包容融合すると共に、また如何なる國の文化をもよく之を攝取し、之を吸収した。即ち朝鮮の文化でも、支那の文化でも、印度の文化でも、西洋の文化でも、敏捷に之を採り入れ、之を消化し、若干の年所を経れば、之に新生命を賦與して、皆日本的のものとして居る。之によつて、新陳代謝の機能盛にして、國の生氣は常に潑刺たり、國は古しと雖も其命は維れ新である。

今一例を文字に取つて見よう。日本には元來文字といふものは無かつたので、支那から漢字を採り入れて、之を使つたが、暫くにして漢字を使ふことに稍熟して來ると、直ぐに日本的文字即ち片假字及び平假字を發明して居る。この假字の發明は、日本人が外國の文化を咀嚼し消化する力が強いことを證明するものである。これを朝鮮に較べると、朝鮮には諺文があるが、諺文の發明は、遙か年代が降つて、李氏の世宗二十八年即ち日本の室町時代の初め後花園天皇文安三年に發明せられたものである。それに較べると、日本の假字の發明は非常に早く、凡そ六百餘年も古いのである。即ち平安時代の初め頃に發明せられて居るのである。尤も朝鮮には諺文より前に吏道といふものがあつて、諺文の根本は吏道にあるのである。この吏道は我が天武天皇より持統天皇の頃に當る時代にできたものだといふ。これは漢字の音韻及び訓を借りて漢文の間に挿入し、日本の送り假字のやうにつけるもので、日本のてにをはに當るものである。即ち吏道と諺文との關係は、日本の萬葉假字と普通假字との關係のやうなものである。然しながら、朝鮮に於ては、吏道ができてから諺文ができるまで、非常に長い年月を要して居る。即ち凡そ七百五十年を隔て、居るのである。然るに日本では其の間極めて短く、漢字使用後直ぐに假字ができて居る。

更にこれを思想界について見ると、我が國は支那から儒教を始めとして、多くの思想が入つて來た。それが日本へ來る



と、餘程様子が變つて日本風になつてしまひ、日本の國體によく合ふやうになる。即ち國家組織の根本主義に融合せられて來るのである。朱子學の如きも、日本へ入つて來たのは、恐らく鎌倉時代の中頃であると思はれるが、その頃に於ては、その説は老佛に類し實用に疎いものである、徒らに高遠な説を立てるものといふやうな非難があつた。然るにこの朱子學は、其の後に於ては大に發達して、且反對の現象を呈した。元は實用に疎いといはれたものが、却て大に役立つて實用に適ふやうになり、國家主義に同化し、江戸時代には山崎闇齋の學說の如き、殊に日本的色彩を持つたものである。

次に印度の思想について見ても、同じやうなことがいへる。印度の思想は佛敎によつて日本へ入つた。これは平等無差別を主義とするものである。然るにこの佛敎が日本に來て、更に大に國家的色彩を帯びた。さうして年代を経る間に、全く日本佛敎と化せられてしまつたのである。支那に於ては、東漢の明帝の時に佛敎が輸入せられたが、それが支那人の間に信ぜられたのは、二世紀を隔てた晋の世にあるのである。日本に於ては輸入後間もなく、聖德太子が早く佛敎の註釋書を著され、全く佛敎を消化せられて、奈良時代には、ひろく民間に遍くなり、國家の祈禱に用ひられた。平安時代になつては、更に特別の發達を遂げて、天台及び眞言の如きは、支那に於ける天台眞言とは別なものとなり、日本の特色を帯びて、著しく國家主義を標榜し、國家鎮護を主張して居る。鎌倉時代に興つた日本的佛敎は、何れも殊に國家主義を現はして居り、淨土宗でも眞宗でも日蓮宗でも禪宗でも皆さうである。中にも禪宗は、日本精神と融合して以て、武士道の發達を促し、依りて以て外敵を却け國難を攘ひ、金匱無缺の國體を全うした。

斯やうにしてあらゆる外國の文化は、總べてわが固有の文化の中に融和せられ、海外より輸入した一切の事物は、皆わが國體に適合すべく同化せられたのである。これがわが國の文化の特質の一つである。この文化の發展は何によつてできたか

といへば、いふまでもなく我が國民の努力によつてできたものである。國民が渾一體となつて、その活動を續けて來たからである。而してその活動の中心即ち文化發展の中心は何處にあつたかといへば、それは即ち我が皇室にましますのである。皇室を中心として、總べての國民が、これを仰いで、渾一體となつて活動した結果、今日の文化の發展ができたのである。文學・藝術・教育・宗教より各般の社會事業に至るまで、すべて皇室を中心として、その保護獎勵の下に發展した事は著しい事實である。

抑もわが大日本帝國の國體は天照大神の神勅を基として立てられて居る。この神勅は古くからわが國民の理想として立てられて居るもので、その理想は奈良時代に編纂せられた日本紀の中に書き現はされて居る。その理想を實現するためには、長い間の年所を経て、其の間自ら消長あるを免れなかつた。然しながらその根本主義は何等の動搖も來さなかつた。

こゝに我が國史を大觀するに、國體觀念の發達には三の大きな段階がある。國の初に於ては、皇室を中心として、氏族制度を以て國を立て、居た。即ち建國の精神は最もよく氏族制度に現はれて居る。國家を以て父子的の一大團結として、皇室を以てその大きな家族の家長と仰ぎ、皇室を中心として、多くの氏族が世襲の職によりて仕へて居る。血族團體で共通の思想感情を有する民族が、同一祖先の觀念即ち共同の氏神を有つて居るといふ觀念で、皇室を中心に仰ぎ、職業に従事して居るのである。然るに年所を経る間に、その氏族制度の一部に弊害を生じ、社會組織の維持が困難になり、政治の體制に於ても、その形式を保つこと能はざるに至つた。そこへ支那から入つて來た外來思想の影響を受けて、政治及び社會組織の上にも著しい變化が起つた。さうして氏族制度が破れてしまひ、その結果幾多の變遷があつて大化改新より律令制度へと進んでいつた。つまり外來思想の影響を受けて、多くの變化はあつたけれども、その變化は外形に留まつて、内容には左程影響を及



ぼさなかつた。著物は變つたが、本體は同じく、根本主義は依然として元の如くであつて、皇室中心主義には何等の變動なく、たゞ形式を改めたに過ぎない。然るにこの律令政治が藤原氏に私せられるに至つて、再び弊害が起り、平安時代の末に至つて、政治の腐敗が極點に達し、遂に政權は公卿から武家に移つた。これが第二の段階である。茲に政治の形式は變つたけれども、根本主義たる國體の精神には依然として變りはない。即ち皇室中心主義は、常に國民の間に磅礴し、皇室は依然として國民文化の中樞に立ちたまひ、その核心であらせられ、國民欣慕の中心となり、敬愛の的に在りましたのである。やがて江戸時代になつて武家政治は積弊の餘り、つひに崩壊して、明治新政が起つたのである。明治の初め五箇條の御誓文によつて、輿論政治の基礎を定められ、次いで立憲政治を始め議會が開かれた。これが第三段となつた譯である。立憲政治は固より西洋思想を取入れたものであり、西洋思想の影響を受けたものであるけれども、國體の根本精神は依然として不變である。かくの如く國體觀念の發達に種々の變遷はあつたけれども、その主義に於ては少しも變りはない、而も年を経ると共に益、磨かれて來た。

右の如く國體觀念は時代によつて發達し來り、時が經つに従つて益、著しく明かにせられた。即ち天照大神の神勅の理想によつて世々に傳へられ「日本紀」に書き現はされ、何か事が起るに従つて、その事件と共に益、國體觀念が明かになつて來たのである。斯の如く國體觀念が發達したのは、一には對外觀念の發達即ち外國に對する觀念の發達といふことを考へなければならぬ。對外觀念の發達した時は、國體觀念が發達して居る。これは各時代に就いて考へて見るに、いつでもさうである。即ち外國の刺戟によりて國民の自覺が進んだといふこと、國體觀念の發達は併行して居る。即ち對外觀念の發達は、國體觀念發達の一つの原因である。その他に、もう一つの原因は國內の關係である。これは種々錯綜した事情があるが、例

へは氏族と氏族との對抗であるとか、またその時々々の出來事、例へば南北朝の事件の如きもの等で、それ等の種々の事件の錯綜した關係を以て、國體觀念の發達したといふことが考へられる。

この二つの原因の外に、今一つ大なる原因として、御歴代の天皇が、聖徳を磨かせられる爲めに大なる苦心を積まれ、非常なる努力を拂はせられた事を考へなければならぬ。即ち日本文化發展の中心は、恒に皇室にあつた。その發展の中心として、御歴代天皇が聖徳涵養の爲めに御勵精あらせられたことが、國體觀念發達の大きな原因であつたのである。

さて御歴代の聖徳については、史籍の中に見えたるものは甚だ多くあり、六國史を始め、それ以後の記録文書に載せられたる數々の御事蹟には、欽仰措く能はざるものが夥しいのであつて、從來たゞ漠然と抽象的に、聖徳の宏大なるを讚美し奉つた者にとつては、恐らく思半ばに過ぐるものがあるであらう。然しながら、今は紙數の制限もあり、其總べてを悉すことを得ざるにより、御歴代の中について、其の聖徳に關する材料が、特に宸翰で書かれたもの、または御著作御撰述にかゝるものを選び、之を主なる資料とし、其れに基づいて適切明確なる具體的の事實を擧げて、聖徳を偲び奉るの資に供しようと思ふ。

## 一 桓武天皇

桓武天皇が不世出の英主にましく、奈良時代の弊政を矯め、都を平安に遷して、改革を斷行し、また東北開拓の業を進めて、皇威の伸張を圖りたまひし事は、今更申すまでもないことであるが、中にも傳教大師を登用して、佛敎界の刷新に



努めたまひしことは、當代文化の進歩の爲めには、特に注意すべき事件であつた。

奈良時代において、隆盛の頂點に達した佛教は、その勢の極まる所、遂に政教關係においてその弊を醸した。政治の爲めの佛教か、佛教の爲めの政治か、殆んど別ち難い迄に上り詰めた。これに依つて、僧侶の勢力甚だ強くなり、遂に道鏡の如きが出現するやうになつた。僧侶の間には、種々の罪惡が行はれた。その腐敗は實に甚だしいものがあつた。桓武天皇がその時現はれ出でまして、その腐敗を洗ひ清められたのである。

天皇は大英斷を以て、平安遷都の事を起された。奈良における佛教文化の廢頽は、少々の改革では到底これを抑へることはできなかつた。そこで根本からこれを建直し、人心を一新せんが爲めに、思ひ切つて遷都の業を起されたのである。遷都の原因は、外にも色々あることであるけれども、この僧侶の腐敗を清めて、その勢力を抑へ、その弊の蟠まつた奈良の地を去つて、彼等を振り棄てようと思ふことが、少くとも一つの原因であつたと云ふことは争ふべからざることである。

平安遷都と云ふことは、却々容易の業ではなかつた。これに對する反對運動も隨分行はれたらしい。その事業の中心人物であつた藤原種繼が暗殺せられたのを見ても、その事業の困難であつたことは察せられる。然し兎も角も平安遷都は成就した。そこで舊來の陋習を破るべく、奈良の僧侶に對して、嚴重なる制裁を加へて、これを抑へられた。凡そ桓武天皇の御代ほど、僧侶に對する取締の嚴重であつたことは他に類稀なることである。

天皇の御考では、奈良の僧侶寺院は最早用ふるに足らざるのみならず、却つて大に害ありと認められた。即ちこれを振り棄て、更にこれに代るべき新しい者を求められた。そこで一方において近畿の諸寺を興隆して、以て奈良の舊寺院に對抗せしめられた。即ち延暦十年四月十八日山城の諸寺の浮圖を修理せしめた(續紀)。これは奠都に伴ふ事業として、その美

觀を添へるといふ意味もあつたであらうが、その主なる意味は、奈良の寺院に對抗の爲めである。延暦五年正月二十一日、近江滋賀郡に梵釋寺を造り、同七年六月九日には、下總越前二國の封各五十戸を梵釋寺に施し、同十年には近江水田一百町を施入し、同十四年九月十五日には梵釋寺建立の勅を賜ひ、十禪師を置かれ、これに依つて勅願寺と定められた。また延暦十五年に、東寺を創め(扶桑略記)、十九年の頃には、東西二寺を造營した。その頃、伊賀國において王臣豪民が山林を占めて民利を妨げるを禁ぜられたが、その時に東西二寺のみは、その巨樹直木を採ることを許された(類聚國史)。又その頃、私寺を毀して、東西二寺に移されたことがある。

かくの如くにして、京都に近く新寺を創められたのであるが、これのみを以てしては、その闕を補ふには足りない。由つて更にその必要を充すべき何者かを求められた。而してその選に當つたのは、即ち傳教大師である。これから傳教大師は大に用ひられ、奈良の僧侶に對抗すべく、精神界に新運動を起したのである。これに依つて平安奠都の目的に向つて、更に遂行の歩を進めたのである。かくて桓武天皇は、天台宗の開立を許されて猶大に大師を用ひようとせられたのであつたが、不幸にして大師の業未だ大に成らざるに、天皇は崩御まじつた。嵯峨天皇即ちその業を繼いで、傳教大師を保護し、天台宗を興隆せられたのである。

桓武天皇は御天性寛容の徳に富み、よく臣下の直言を納れたまうた。延暦二十四年十二月、勅して參議藤原緒嗣をして、參議菅野真道と、天下の徳政を論ぜしめられた。時に緒嗣申していふ、方今天下の苦む所は、軍事と造作とである。此兩事を停めたまはゞ、百姓之に安んぜんと。真道は之に對して、固く異議を執て肯て聽かなかつたが、天皇は緒嗣の議を善しとして、即ち停廢に從はしめられた。有識のもの之を聞いて感歎せざるものはなかつたといふ。また平安京造營の時、羅城門



を造られ、巡幸して御覽せられた。稍高いかといふ御感じで、五寸ばかり低くせよと仰せられ、後また行幸あらせられて、御覽になり、工人を召して高さを減じたかと御尋ねになつた。工人は命のまゝに減じましたと御答申した處が、天皇は惜しいことに、尙五寸高かつたと仰せられたので、工人は驚いて地に伏して絶息してしまつた。天皇は不審に思召したが、稍あつて工人は蘇生して申していふ、實は高さを減じませぬでしたが、仕事が出来ないので、許り申したのでございますと、恐れ入つた。天皇は別に御怒りもなく、其の罪を宥されたといふ。この事は、宇多天皇の書かれた寛平遺誠の一條に見えることである。左に其本文を掲げ奉る。

延曆帝王(中略)羅城門を造り、巡幸して之を覽る。即ち工匠に仰せて曰く、此門高さ五寸を減ずべしと云云。後又幸して之を覽る。即ち工匠を喚びて如何と(曰ふ)脱か。工匠の云く、既に減ずと。帝歎じて曰く、五寸を加へざりしを悔ゆと。工匠之を聞いて地に伏して絶息す。帝奇として問ふ。工匠良久しうして蘇息し、即ち云ふ、實は減ぜず、然り而して煩有るが爲め詐り言る耳と。帝其罪を宥す。(下略)(原漢文)(日本後紀、宇多天皇寬平遺誠)

## 二 嵯峨天皇

嵯峨天皇は、日本紀略にも、好んで書を読み、長ずるに及んで博く經史を覽、善く文を屬し、草隸に妙なりともあり、學

問に御造詣深く、殊に漢詩文に秀でたまひ、御歷代の中、漢詩を善くしたまひし方の隨一にまします。これよりして、漢學は益々興隆の運に向ひ、我國漢文學史上に於ける全盛の時代を現出し、凌雲集・文華秀麗集等の詩集が撰せられ、和歌における萬葉集・古今集にも比せられるやうになつた。

凌雲集は小野岑守が嵯峨天皇の勅を奉じて、菅原清公・勇山文繼・賀陽豊年と共に撰したもので、延曆元年より弘仁五年に至るまでの詩集である。作者はすべて二十三人、詩はすべて九十篇ある。中に嵯峨天皇の御製最も多く、二十二篇に及んで居る。

文華秀麗集は、弘仁九年、藤原冬嗣を總裁とし、仲雄王・菅原清公・勇山文繼・滋野貞主等をして、凌雲集に漏れたもの及び弘仁五年以後の詩を撰せしめられたもので、作者はすべて二十六人、詩はすべて百四十八篇ある。中に嵯峨天皇の御製は三十三篇を數へる。

この外嵯峨天皇御製の詩は、經國集の中に四十篇を收め、また續日本後紀・新撰朗詠集等にも載せてある。御製には五十二句の春江賦の如き長篇もある。

天皇は遊獵を好ませたまひ、鷹、鷹狩に幸せられた。弘仁九年に、新修鷹經三卷を作らせ給ひ、これを天下に頒布せしめられた。(この本は群書類從に收めてある)上の卷には鷹の形相、種類に關すること、中の卷にはその調養の法、下の卷には鷹の療病の方を記してあり、所々に圖畫を挿入してあり、初に御序文が載せてある。また凌雲集には、御遊獵に關する御製の詩が收められてある。

嵯峨天皇は、仁明天皇の承和九年七月十五日に崩御ましゝた。豫め遺詔して、薄葬を命ぜられ、御棺の事、上下喪服着



用の事・御葬列・御陵・御法會の事等、すべて質素を主とすべき旨を記し給ひ、これを「送終」と名けられた。その文は、續日本後紀に録せられてある。之を拜するに、その御思召の畏しさは固より、その御文藻に富ませ給ひ、また御學殖の豊かにましましたことが窺はれる。その文に曰く、

夫れ存亡は天地の定數、物化の自然なり。終を送るに意を以てす。豈世俗を之れ累す者ならんや。余年弱冠にして、寒痾身に嬰り、石を服して熱を變じ、頗る驗有るに似たり。常に恐らくは、夭傷期せず、口を禁じて言無し。是を以て略々至志を陳ず。凡そ人の愛する所は生なり。傷む所は死なり。愛すと雖も期を延ぶるを得ず。傷むと雖も誰か能く遂に免れん。人の死するや、精亡び形銷し、魂之かざる無し。故に氣は天に屬し、體は地に歸す。今生に堯舜の徳有る能はず、死するも何を用てか、國家の費を重うせんや。故に桓司馬の石槨も速に朽るに如かず。(禮記檀弓篇に、孔子宋に居る。桓司馬自ら石槨を爲り、三年にて成らざるを見て曰く、是のときは其れ靡なり。死して速に朽るの愈れるに如かずとあるを云ふ。)楊王孫の羸葬も之を爲すに忍びず。(漢書楊王孫の傳に、楊王孫は孝武の時の人なり、黃老の術を學び、病んでまさに終らんとするに及び、先づ其子に令して曰く、吾れ羸葬して以て吾が眞に反らんと欲す。死すれば則ち布囊を爲り、尸を盛つて地に入ること七尺、既に下るさば、足より其囊を引き脱して、身を以て土に親しめとあるをいふ。)然らば則ち葬は藏なり。人の見るを得ざるを欲するなり。而して重ぬるに棺槨を以てし、繞らすに松炭を以てし、枯腊を千載に期し、久容を一壙に留む。已に歸眞

の理に乖く、甚だ謂れなきなり。流俗の至愚と雖も、必ず將さに之を咲はんとす。財を豊かにし、葬を厚うするは、古賢の諱む所、漢魏二文は是れ吾の師なり。(漢の孝文帝及び魏の文帝の薄葬の遺詔ありしことをいふ。)是を以て朝に死し夕に葬り、夕に死し朝に葬らんことを欲す。棺を作るに厚うせず。之を覆ふに席を以てし、約するに黑葛を以てし、床上に置く。衣衾飯飴、平生の物一々皆之を絶つ。復た斂するに時服を以てす。皆故衣を用ふ。更に裁制なく、纏束を加へず。著くるに牛角帶を以てし、山北幽僻不毛の地を擇び、葬限三日を過ぎず。卜筮を信ずること無く、俗事に拘はること無し。(原注「諡諱・飯含・兪願・忌魂・歸日等之事を謂ふ」)夜刻須く葬地に向ふべし。院中の人喪服を著けて、喪事に給すべし。天下の吏民服を著くるを得ず。而して今上に供事する者は、一七日の間衰絰を服することを得。此を過ぐれば早く釋て、(原注に「其近臣・内に入出入する者を擇び應に素服を著くべし、餘は亦此に准す。」)一切哀臨すべからず。柩を挽く者十二人、燭を乗る者十二人。竝に衣は鹿布を以てす。從者は二十人に過ぎず。(原注「院中近習の者を謂ふ。」)男息は此限にあらず。婦女は一に停止に従ふ。阮を穿つ、淺深縦横は棺を容るべし。棺既に下し了つて、封せず、樹せず。土は地と平かにし、草をして上に生ぜしむ。長く祭祀を絶つ。但し子の中の長者は、私に守家を置き、三年の後之を停む。又資財無しと雖も、少しく琴書あり。



處分は子に遺す戒に具す。又釋家の論絶え弄つべからず。是故に三七・七七各鹿布一百段、周忌二百段、斯を以て便寺に於て追福す。(原注「佛布施・施・細綿十屯、裏むに生絹を以てし、素机の上に置くべし。一切國忌に配すべからず。忌日に至る毎に、今上別に人信を一寺に遣し、聊か誦經を修す。(原注「布施の敷上齋に同じ。一身を終へて即ち休む。他兒は此に效ふべからず。後世の論者、若し此に従はずば、是れ屍を地下に戮し、死して傷を重ぬ。魂にして靈あらば、則ち冤悲して、冥途長く怨鬼と爲らん。忠臣孝子は善く君父の志を述ぶ。宜しく我情に違ふべからざるのみ。他の此制の中に在らざる者は、皆此制を以て類を以て事に從へ。(原漢文)

天皇が書道に長じたまひしことは、古來著聞せる事で、和漢名數にも、本朝能書三筆、嵯峨天皇・橘逸勢・僧空海とあり。まことにその道の聖者にたましくた。

日本紀略に淳和天皇天長三年三月十日、桓武天皇の奉爲に、西寺において七箇日を限り、法華經を説き、大僧都護命を講師とせられた。その經は嵯峨上皇の宸筆にかゝるものであつた。紀略にはその御書を贊して、「一點一畫、體あり勢あり、珠連り星列び、爛然目に滿つ、觀る人稱して曰く、眞聖なり、鍾繇逸少猶未だ足らず」とあり。鍾繇は三國時代魏の人で、書を以て名あり。その書は飛鴻海に戯れ、舞鶴天に遊ぶが如しといはれた。逸少は晋の王羲之の字である。仕へて右軍將軍となつたによつて、世に王右軍と稱した。その草隸は古今に冠たりといはれる。

弘法大師の性靈集卷六に、奉爲桓武皇帝講太上御書金字法華達嘯といふ一篇がある。これは右の天長三年の時のもので

あるが、その中に、

去る延曆之末、桓武皇帝龍に駕して、天に入りたまふ。太上親しく龍管を握つて、大行皇帝の奉爲に、金字法華經一部七卷を奉寫し、海岳に答へ奉る。天下之を西寺に寶藏す。前季冬月天火と興に滅す。紙は燼け字は存す。兩聖之を痛み、人亦感惜す。去年春季、上皇宮を擧げて潔齋し、一月之間冷然の菴室に於て、更に玉管を揮ひ、重ねて金字に寫す。鸞鳳碧落に翔りて而して象を含み、龍螭蒼海に遊びて以て義を孕む。張王筆を擲ち、鍾蔡耻を懷ふ。

とある。張王とは、後漢の張芝と晋の王羲之をいひ、鍾蔡は魏の鍾繇と後漢の蔡邕をいふ。何れも書を善くした人である。張芝字は伯英、池に臨んで書を學び、水之が墨と爲る。その草書は尤も世の寶とする所となる。時に草聖と稱せられた。蔡邕字は伯喈、篆隸八分を善くした。梁の武帝その書を評して、骨氣洞達、爽々として神力有るが如しといつたといふ。

天皇宸翰の現に存するものとしては、京都御所東山御文庫御所藏の李嶠雜詠一卷がある。これは唐人李嶠の詠詩を輯録した十二卷の中の斷卷である。この李嶠の詠詩は、李嶠百二十詠或は李嶠百詠と稱して、文選及び白氏文集などと共に、平安時代には公卿衆等の間に傳誦せられたものである。乾象・坤儀・芳草・嘉樹・靈禽・祥獸・居處・服玩・文物・武器・音樂・玉帛について各十首づゝを詠じたものである。この宸翰本は蓋しその最古の鈔本である。本文は乾象十首(日・月・星・風・雲・煙・露・霧・雨・雪)坤儀十首(山・石・原・野・田・道・海・江・河・洛)の二十首(すべて百六十句、約八百字)を収めてある。用紙は六朝時代より唐代に及ぶまで行はれた豎の麻線のある麻紙である。近衛家の舊藏であつたのを、いつの頃か宮中に納められたもので、享保の頃、書道を以て名ある近衛家瀨の箱書がある。

この宸翰は、その紙質が當時のものとして確かなること、書風が唐風もあり、しかもやゝ日本趣味のあること、品位の崇



高なること、及び傳來などより考へて、嵯峨天皇の宸筆として確實なるものであらうといはれて居る。

近衛家所藏の大手鑑の中に、嵯峨天皇宸筆李嶠雜詠の一片があり、虚室重招尋、忘言契斷金、以下すべて八句四十字ある。これは居處十首の中の一首であつて、もとは東山御文庫本と接續したものであらう。

嵯峨天皇宸翰の確實なるものとしては、この外に、延暦寺所藏の光定戒牒がある。光定は傳教大師の弟子である。傳教大師が叡山に大乘戒壇を建立せんと欲し、山家學生式を定めて、之を朝廷に奏したが、僧綱等の反對の爲め、終に生存中にその實現を見るに至らずして示寂した。その前後において、光定は戒壇建立の爲めに奔走大につとめたことは、その著述一心戒文の中に具さに記されてある。光定は大師の素意を遂げんと欲して、藤原冬嗣・良岑安世・藤原三守・大伴國道等に説き、また直接嵯峨天皇に奏聞した。かくて遂に大師の寂後七日、弘仁十三年六月十一日に、大乘戒壇設立を勅許せられ、大師の生前上る所の表に従ひ、毎年三月先帝桓武天皇國忌の日、即ち十三日に、法華經の制によつて、得度受戒せしむることとなり、太政官符を下して、これを宣せられた。翌十四年三月三日、延暦寺の別當を置き、藤原三守・大伴國道をこれに任じた。四月十四日には、義眞をして菩薩大戒を授けしめた。この時の受戒者十四人に及んだ。諸弟子等先師の本願成就を見て、各歡喜踊躍ふるに物なしといはれた。この十四人の中に、光定が居た。その時光定の戒牒は、嵯峨天皇特に親しく宸翰を染めさせられて、これを賜はつた。これは光定が特に御知遇を辱うしたことと、大乘戒壇設立について、光定の功績を賞せられてのことであらう。この宸筆を染めさせられたといふことは、光定の一心戒文の中に、具さにこれを録してある。この宸筆戒牒は、現に叡山々上根本中堂に藏して、後陽成天皇以來御代々、勅封として嚴重に保管せられてある。右はその由緒より考へ、またその紙質が東山文庫本嵯峨天皇宸翰と同様のもので、豎の簾線のある麻紙である點などから考へて、當

時のものたることは疑を容れない。殊にその別當藤原三守の自署「三守」は、園城寺所藏の天長十年三月廿五日圓珍度縁における從二位行大納言兼皇太子傳藤原朝臣三守の自署、竝に北白川宮御所藏の天長十年四月十五日圓珍の戒牒における三守の自署と全く符節を合するものあり、その本文は嵯峨天皇宸筆として最も信憑すべきものである。

嵯峨天皇は前にも記した如く、桓武天皇の御意志を繼がれて、天台宗を保護して、その興隆に力を致された。傳教大師乃ち奈良僧侶の向ふを張つて、比叡山に戒壇を造り、自らその山において僧を度し、戒を授け、これを育て、以て桓武天皇天台宗開立の御志を遂げようとしたのである。然るに奈良の僧侶等の反抗に依つて、これを果すことができなかつた。その寂後七日にして、嵯峨天皇の直命に依つて、これを許されたのである。これに依つて、桓武天皇竝に傳教大師の意志が漸く成就したのである。この後天台宗は後繼者益々榮えて、日本の文化に新紀元を劃し、日本文化の獨立にも貢獻する所多く、思想界に潤ひを與へた。

嵯峨天皇が特に厚く最澄を保護せられたことは、右の戒壇勅許が僧綱を経ずして、直々の勅命によつてなされたことによつても知られ、またその弘仁十三年六月四日の示寂前二箇月に、宸筆を以て傳燈大法師位を授けられた。その時の事情は、この大乘戒壇設立について涙ぐましい努力をつづけた弟子光定の書いた一心戒文に詳しく記してあるが、この位記も、僧綱を経ずして嵯峨天皇直々に賜はつたものである。尙又この後弘仁十四年、光定の爲めに特に宸翰を染めてその戒牒を書いて賜はつたことは、前に述べた通りであるが、これまたその師最澄に對する御歸依の厚きによることであらう。弘仁五年六月十九日には、最澄が久しく比叡山に住し學行共に勤むるにより、近江國稻四百束を施し以て山資に充てられた(日本紀略)。

文華秀麗集に收むる御製の詩を拜しても、天皇が如何に最澄を重んぜられたか窺はれる。



答澄公奉獻詩一首

遠傳南岳教 夏久老天台 杖錫凌溟海  
 躡虛歷蓬萊 朝家無英俊 法侶隱賢才  
 形體風塵隔 威儀律範開 袒肩臨江上  
 洗足踏巖隈 梵語翻經閣 鐘聲聽香臺  
 經行人事少 宴坐歲華催 羽客親講席  
 山精供茶杯 深房春不暖 花雨自然來  
 賴有護持力 定知絕輪迴

和澄公臥病述懷之作

聞公雲峯裡 臥病欲契眞 對境知皆幻  
 觀空厭此身 栢暗禪庭寂 花明梵宇春  
 莫嫌應化久 爲濟夢中人

嵯峨天皇は、また空海を助けて、更に一の新宗教眞言宗を樹立せしめられた。これに依つて日本佛教は更に一の特殊な色

彩を加へて、天台宗と相並んで、平安時代の文化を飾つたのである。空海は大同二年唐より歸朝し、暫くは鎮西に居り、觀世音寺に寓して居た。翌二年入京し、それより大同四年までは、和泉槇尾山に居り、その七月勅により入京した。翌弘仁元年十月には、奉爲國家請修法表を上つて、唐より請來する所の仁王經、守護國界主經、佛母明王經等は、佛が國家の爲に特に説きたまふ所のもので、國を護り家を護る所の妙典である、願はくば高雄の山門において、諸弟子を率ゐて、これを修せんと願ひ出た。嵯峨天皇は最も空海の文才を愛せられたもののやうである。天皇が詩書に長じたまひし如く、空海も詩書に長じ、隨つて文藝の方面において、特に親しく遇せられたのである。弘仁二年十一月には、天皇に代つて玄賓法師存問の勅書を草し奉り、(玄賓のことは後に別にのべる)またその頃永忠和尚が少僧都を辭したについて、これに賜ふ勅答を草し、天長三年には「奉爲桓武皇帝、講太上御書金字法華達觀」を草し(このことは既に前に述べた)また嵯峨上皇が、故中務卿伊豫親王の爲めに佛像を造り、これを供養せられた時の願文を作つた(性靈集)。弘仁二年六月二十七日には、劉希夷集四卷・王昌齡詩格一卷・貞元英傑六言詩三卷・飛白書一卷を獻じた。王昌齡詩格は空海在唐の日、作者の邊において偶々得たもので、近代の才子切に此格を愛するによつて、敢て進め奉るといひ、劉希夷集は自ら書取つたものであるが、筆は意に勝へず、強書空しく珍紙を汗すを免れずとある。蓋し内裏より料紙を下されたものであらう。貞元英傑六言詩は、元は一卷であつたのを、書様大にして卷も隨て大なるにより、分つて三卷とし、寫して上る。飛白書は、これまた在唐の日、一たび此跡を見て試に之を書す。虎變じて犬となり、未だ功を成さずと雖も、之れを獻芹に比すとのべて居る。二年八月には、德宗皇帝眞迹一卷、歐陽詢眞迹一首外八點の雜書迹を獻じ、三年六月には、狸毛筆四管を獻じ、同年七月には、急就章一卷、王昌齡集一卷外八點の雜文を獻じた。五年、天皇は空海が高雄山中における寒氣を思召され、綿一百屯(一屯は六兩)を賜ひ、併せて御製の詩を下



された。その詩は凌雲集に収めてある。曰く、

閑僧久住雲中嶺 遙想深山春尙寒  
松栢料知甚靜默 烟霞不解幾年淪  
禪關近日消息斷 京邑如今花柳寬  
菩薩莫嫌此輕贈 爲救施者世間難

空海は御韻に和して、これを謝し奉った。

同年閏七月には、梵字悉曇字母并釋義一卷、古今文字譜三卷・古今篆隸文牀一卷外四點の梵字并雜文を獻じた。同七年八月十五日には、勅により五彩の吳の綾錦の縁のある屏風に、古今詩人の秀句を書かしめられ、是日表并に詩を草してこれを獻じた。この外、また勅によつて、屏風兩帖に「世説」を書いてこれを獻じ、またある時には、唐の李邕の眞蹟屏風一帖を獻じた（性靈集）。かくの如く、空海は特に文筆の道において、嵯峨天皇の御眷顧を蒙つたのである。

經國集に收むる嵯峨天皇御製に

與海公飲茶送歸山一首

道俗相分經數年 今秋晤語亦良緣

香茶酌罷日云暮 稽首傷離望雲烟

といふがある。天皇の空海における御親しさが察せられる。

最澄、空海について、玄賓は嵯峨天皇の厚遇を忝うした。凌雲集に嵯峨天皇御製の「贈賓和尙」の一篇がある。曰く、

賓公遁跡星霜久 萬事無情愛寂然

水月尋常冷空性 風雪未敢動安禪

苦行獨老山中室 盥嗽偏宜林下泉

遙想焚香觀念處 寥寥日夜著雲烟

玄賓は興福寺の僧、常に俗事を厭ひ、山林に思を寄せ、伯耆國に隠れた。桓武天皇その高德を聞召され、延暦二十四年三月廿三日、使を遣して、これを請ぜられた。その頃、傳燈大法師位を授けられて居たと見えて、同年七月十五日に、傳燈大法師位玄賓に度者を賜ふといふことがある。大同元年四月二十三日、大僧都に任ぜられた。この後また隱遁したものゝ如く、大同四年四月廿一日、嵯峨天皇は書を賜うて、またこれを召された。その御書に曰く、

太上天皇寧濟爲心、咸熙在慮、憂勤庶績、達旦忘寢、舊疾相仍、聖體不豫、遂乃  
褰裳黃屋、脫屣紫震、谷神玄牝、託懷白雲、疇昔愛翫、平生近幸、一朝一夕、皆爲  
俗穢、仍有詔延請、公扶老就輿、允當聖望、朕昔卽事、耽賞清風、一別之後、忽焉  
數年、夢中無路、增傾欽耳、託此因緣、冀得再見、公廬山栖心、襄陽晦跡、弗爲久  
留、不可煩想、（類聚國史）



弘仁二年五月十六日、また書を賜はり、時服を賜はつた。曰く、

眞俗殊趣、禮接自疎、渴仰徽音、不捨少選、屬夏景燦、條炎風扇、物想禪場、被服與時宜改、聊附法服一具、至宜領之、  
(日本後紀)

同年十一月十三日、また書を賜うて存問し、綿布を賜はつた。玄賓は上表して、恩を謝し奉つた。同三年五月二十日、法服及び布を施し、十二月四日また綿布等の物を賜ふ。同四年五月十七日には、御書并に布を賜ひ、五年五月廿三日には、御製詩を賜ひ、兼ねて物三十段を施された。七年五月五日、また御書を賜うて、起居を問ひ、白布三十段を給せられた。その御書に曰く、

賓上人、凝思練耶、晦跡石室、春向覺花、而獨咲、夏蔭提樹、而閑眠、持戒之光、自照燬宅、護念之力、普濟民衢、比來炎熱、禪居何如、朕機慮之間、不忘寤寐、地遠心近、一念即到、錦繡綺羅、不是得意之物、白布卅端、用助頭陀之資、到乃領之、約文申意、不勞多及、  
(類聚國史)

この頃には、玄賓は備中に住して居たらしい。即ち同年八月二十日、玄賓の苦行を賞し、其存生の間住する郡、備中國哲多郡の庸米を停め、鐵を進じて以て民費を省かしめられた。十月十二日には綿百屯を、同八年十月九日にもまた綿百屯を賜はつた。同九年六月十七日寂した。嵯峨天皇は御製の詩を賜はつて、これを弔せられた。

### 哭賓和尚一首

大士古來無住著、名山晦跡老風霜、  
隨緣化體厭塵久、歸正眞機忽滅亡、  
松掩舊□猶鬱茂、草暗新塔漸荒涼、  
生前蘿席空留月、沒後金爐誰添香、  
禪林時見摧枝幹、梵宇長懷失棟梁、  
緇素共愁面禮罷、遙々仰拜向西方、

(文華秀麗集)

嵯峨天皇が佛教における御趣味の豊かにしましたことは、御製の詩の上にも拜することができる。

聽誦法華經、各賦一品、得方便品、題中取韻

春暮禪心何寂寞、恭々傾耳聽經王、  
甚深知慧極難解、微妙因緣豈易量、  
續火香爐烟不滅、從風清梵響猶長、  
唯歸一乘權立二、引入群生有萬方、

(凌雲集)



和<sub>三</sub>惟山人春道晚聽<sub>二</sub>山磬<sub>一</sub>一首

黄昏磬發烟霄中 點々悠揚帶<sub>二</sub>山風<sub>一</sub>

林下暗堂臥聽<sub>レ</sub>磬 禪心觀念法皆空

(經國集)

過<sub>二</sub>梵釋寺<sub>一</sub>

雲嶺禪扃人蹤絕 昔將今日再鬱登

幽奇巖嶂吐<sub>二</sub>泉水<sub>一</sub> 老大杉松離<sub>二</sub>舊藤<sub>一</sub>

梵宇本無<sub>二</sub>塵滓事<sub>一</sub> 法筵唯有<sub>二</sub>薛羅僧<sub>一</sub>

忽銷<sub>二</sub>煩想夏還冷<sub>一</sub> 欲<sub>レ</sub>去淹留暫不能

(文華秀麗集)

以上はただ一二の例に過ぎない。凌雲集・經國集・文華秀麗集には、この外にも尙僧侶に賜はつた多くの御製が收められてあつて、天皇の御文藻と共に、御道心のほどを窺ふことができる。

天皇の御代弘仁九年に、疫病の大流行があつた。天皇親しく宸筆を染めて、般若心經を御書寫あらせられ、空海をして之を供養せしめ、以て祈願をこめさせられた。般若心經は群經の粹を統べ、文は約にして義は豊かに、詞藏し旨深しといはれる所のもので、これを念ずることによつて、災疫を禳ふことができるといふ信仰より出たことである。大覺寺には、嵯峨天

皇宸筆と傳ふる心經があり、心經堂に安置せられてある。御經は長さ八寸三分、地紙一尺五寸五分あり、本文は十七字十八行ありといふが、未だ之を拜見したことがないので、之について何等の意見をのべることはできない。尙またこの心經御書寫の事は、確かなる記録に見えず、その明證を得ざる事ではあるけれども、この年は日本後紀の缺けて居る所であるので、未だこれについて決定的判断をすることはできない。然しながら、少くともこの傳説は、後の代の先例となつて、幾代かの天皇によつて追行せられ、傳説は傳説ながらに、生々としてその力を有してゐたのである。

### 三字多天皇

宇多天皇は眞言密教の御信仰殊に深くましまし、東寺の益信について出家したまひ、御法諱を空理と申し、遂に益信より灌頂を受けて、眞言秘密を傳へたまひ、御室を仁和寺の側に建て、御修行遊ばされた。後に仁和寺のことを御室といふは、これより出たことである。

かくの如く佛教の篤信者にましく、たが、一方に於ては、また敬神の御念深く、仁和四年十月十九日の御日記には、我國は神國なり、因て毎朝四方大中小天神地祇を敬拜す、敬拜の事、今度より始めて、一日も怠ること無しと記されてある。(年中行事秘抄引宇多天皇御記)

御學問の造詣も深く、善淵愛成により、周易の奥義を極めたまうた。京都御所東山御文庫には、天皇の宸筆にかゝる周易抄一卷が藏せられてある。その紙背には、寛平九年四月七日、同年三月七日、三月廿六日、四月三日等の文書あり、當時の



ものたるを證明して居る。御筆の風韻雅健、以て御資性を想察し奉るに足るものがある。

常に儉約を好みたまひ、御崩後の事、葬禮の事などを仰せ置かれ、筵で御棺を包み、葛にて之をからげよとのたまはせられたと、重明親王の李部王記にかゝれてあるといふ(續古事談)。

仁和五年二月二十五日には、勅して服御常膳を省約に従ひ、其料四分一を減せしめられたが、寛平八年には、重ねて服御三分一を減じ、四季の御料の半を省かしめ、其餘の用度は、之を中分して、百姓を恵ましめられた。菅原道真は、勅を奉じてその文を草し奉つた。(菅家文章)

翌寛平九年、醍醐天皇に位を譲りたまうた。その時に、新帝のまだ幼くましますによつて、御心得となるべき事を認めて贈らせられた。それが有名なる寛平の御遺誠であつて、公事儀式・任官敘位・臣下の賢否・竝に御動作・御學問等について懇に訓誡あらせられたものである。この御遺誠は、順徳天皇の禁秘抄・花園天皇宸記(共に後出參照)等にも御引載あらせられ、また北畠親房の神皇正統記にもあり、その他古今著聞集等各種の書に記されてあり、古來帝王の金科玉條として、花園天皇の如きも、「聖明の遺訓鑒誠となすに足る」と仰せられてある。夙く群書類從其の他の叢書にも收められて、有名なものであるが、惜むらくは、殘闕の斷簡のみで、その全文が傳はらない。今茲には、その殘闕の中數條のみを抄出する。

賞罰を明にすべし、愛憎に迷ふこと莫れ、

意を平均に用ひ、好惡に由ること莫れ、

能く喜怒を慎み、色に形すこと莫れ、

左大將藤原朝臣は功臣の後、其年少なりと雖も、已に政理に熟す。先年女事に於て失ふ所あり。朕早く忘却して、心に置かず。朕去春より激勵を加へ、公事を勤めしむ。又已に第一の臣たり、能く顧問に備はり、而して其輔道に泛<sup>ヒコ</sup>し、新君之を慎め。

右大將菅原朝臣は是れ鴻儒なり。又深く政事を知る。朕選みて博士と爲し、多く諫正を受く。仍て不次に登用して、以て其功に答ふ。加ふるに以て朕前年東宮を立つるの日、只菅原朝臣一人と此事を論定す。(原注、「女<sup>ヒコ</sup>知尙待之に居る。」)其時共に相議する者一人も無し。又東宮初めて立つの後、未だ二年を経ず、朕讓位の意有り。朕此意を以て密々菅原朝臣に語る。而して菅原朝臣申して云ふ、是の如きの大事は、自ら天の時有り、忽かせにすべからず、早まるべからずと云々。仍て或は封事を上り、或は直言を吐き、朕の言に順はず。又々正論なり。今年に至りて、菅原朝臣に告ぐるに、朕の志必果すべきの状を以てす。菅原朝臣更に申す所無く事々奉行す。七月に至りて行ふべき儀人口云々し、殆ど其事を延引せんと欲するに至る。菅原朝臣申して云ふ、大事は再舉すべからず、事留まらば則ち變生せんと云々。遂に朕の意をして、石の如く轉ぜざらしむ。總じて之を言はゞ、菅原朝臣は朕の忠臣に非ず、新君の功



臣乎。人功は忘るべからず、新君之を慎め云々。

天子は經史百家を窮めずと雖も、而も何の恨む所有らんや。唯群書治要早く誦習すべし。雜文に就て、以て日月を消すこと勿らん耳。(原漢文)

右抄出し奉つた所について、その大意を述べてみるならば、初の三條は、意味自ら明かで、賞罰の公平好惡喜怒を慎むべきことを仰せられたものである。藤原時平と菅原道眞に關する條は、殊に著聞して居る事であるが、時平は功臣の後、即ち良房を祖父として、基經を父とするによつて、其の年は若いけれども、政治に熟達して居る。先年婦人の事について、失策があつたけれども、宇多天皇は早く之を忘れて心に留めたまはず。去春より勵まして公事を勉めしめられた。既に第一の臣たり、よく顧問に備はり、また天皇を輔佐し奉る道にもひろい。新帝がよく慎んで之を用ひられるやうにとの仰せである。

次の一條は、道眞の功を推獎せられたもので、古來殊に有名なる一節である。道眞は是れ大儒であり、又深く政治を知つて居るので、選んで文章博士とし、屢、諫正を受けられた。仍りて特に拔擢して、以て其の功に答へられた。加ふるに先年東宮(醍醐天皇)を立て給ふ時に當つては、只道眞一人とのみ、此の事を御相談あらせられた。其の時には、外には誰も御相談に與からなかつた。又東宮を立てられて後、未だ二年を経ずして、宇多天皇は讓位を思召立たれたので、密かにこの事を道眞に仰せられた。その時道眞の申すには、是の如きの大事は、自ら天の時があるものである、忽にはできないが、又早まつてもならぬと、依つて或は意見の封事を上り、或は直言を上つて、御諫め申して、直ぐに仰せには順はなかつた。これ又正論といふべきものである。今年になつて、天皇は必ず御讓位の志を果すべしと、道眞に仰せられた。今度は道眞は何事も申さず、

萬事奉行して、七月にいよいよ御讓位を行はせられようといふ時に至つて、兎角の議論があつて、殆ど其の事を延引しようかといふことになつた。時に道眞は、大事は再び擧ぐべからず、事留まらば變生せんと申して、御決斷を促し、遂に叔慮をして堅固に石の如く轉ずべからざらしめた。總じていはば、道眞は宇多天皇に對する忠臣といはんよりは、新帝の功臣と申すべきであらう。人の功は忘るべからず、新帝之を慎みたまへと仰せられた。最後の一條は、普通の本にはないもので、明文抄(續群書類從所收)の中に引用したもので、御遺誠の逸文である。但その中「勿就雜文」の一句は、明文抄には「就雜、又」とあるが、今は花園天皇の誠太子書(後節所載參照)によつて訂正した。文意は天子は經史百家を博く窮めたまふことはなくとも、何の遺憾とする事はない。たゞ群書治要を早く誦習せられるが宜しい。雜書に耽つて光陰を空しくすること勿れとの仰せである。群書治要は唐の太宗貞觀五年に、魏徵等が勅を奉じて撰じたもので五十卷あり。周易・尚書・毛詩・左傳・禮記以下の經書を初め、多くの史・子の中より、治政の要に關する條を抄して編輯したものである。

#### 四 醍醐天皇

醍醐天皇が寒夜に御衣を脱がせられたといふことは、頗る人口に膾炙して居ることであるが、これは大鏡に出て居ること

で、その本文は左の通りである。  
同じきみと申せど、その御時に生れあひて候けるは、あやしのためのかまどまで、やむことなくこそ。大に寒きころはひ、いみじう雪ふりさえたる夜は、諸國の民百姓いかにさむからんとて、御衣をこそ、よるのおとよりなげいだしおは



しましければ、をのれらまでも、めぐみあはれびられたてまつりて侍身と、をもだたしうこそは。さればそのよに見給へしことは、なをすへまでも、いみじきこととおほえ侍ぞ。

同じ大鏡には、また醍醐天皇が常に笑ましくしくましくした、それは、人がものを申し上げるに、申しよきやうにと思召しての爲めであるといふことが傳へられてある。本文に曰く、

おほかた延喜帝、つねにえみてぞおはしましける。そのゆへは、まめだちたる人には、物いひにくし、打とけたるけしきにつきてなん、人はものはいひよき、されば、大小事きかんがためなりとぞ仰せ事ありける。

有名なる三善清行の意見封事を上つたのも、この御代のこと、延喜十四年四月二十八日のことである（本朝文粹）。延長六年六月二十一日、少内記小野道風をして、漢以來の賢君明臣の徳行を、清涼殿の南廂の粉壁に書かしめられた（日本紀略）。これ等は、何れも天皇の寛容の徳にすぐれたまひしことを示すものである。

寛平十年に、特に詔して服御常膳を減じたまひしも、亦同じ思召より出で、民の疾苦を憐みたまふが爲めであり（類聚三代格）、また藤原時平と御示し合されて、公卿衆たちの美麗華奢の服装を止めんが爲めに、時平が制を破つて美々しき服装をして参内したのを御覽じて、之を責めたまひ、時平は畏つて、一月許も門を閉ぢて外に出なかつたといふ話の如きも、儉素を守らせたまふ聖慮のかしこさを窺ひ奉るに足るものである（大鏡今昔物語）。

天皇の文學趣味に長じたまひしことは、古今集の勅撰を命ぜられたことによつても知られることであるが、十三歳の御時より、日記を録したまひ、宸記二十卷あり。漢詩をも亦善くしたまひしことは、菅家後草所載の御製によつて察し奉ることが出来る。この外、類聚句題集・和漢朗詠集・和漢兼作集等に御製の詩を収めてある。常に白氏文集を愛讀したまひ、京都御

所東山御文庫には、白氏文集律詩部の自題山草亭の一部を宸筆を以て書かせられた大幅がある。雄勁にして壯快なる御筆意は、實に古今の絶品である。扶桑略記には或記を引いて、天皇の御製にかゝる御訓誠書を載せて居る。こゝにその本文を寫し奉る。

多く酒飲すること勿れ。又人に會うては、唯要事を陳じ、多く言語すること勿れ。又家内の身中貧富善惡の事、輒く披談すべからず。又交衆の間、公家及び世人の爲め、殊なる謗に非ずと雖も、而も不善を言ふの輩あらば、然る如きの間、必座を避けて却り去れ。若し座を避くるに便無くば、口を守り、心意を攝し、其事に預る勿れ。縦へ人の善と雖も、之を謂ふべからず。況や其惡をや。又縦へ人有り、甲と乙と隙あり、若し件の乙を好まば、則ち甲は其怨を結ばん。又高聲惡狂の人に伴ふ勿れ。常に情を重んじ、身を貴び、輒く輕事を行ふべからず。又大怒を爲すこと勿れ。心中怒ると雖も、思ひ止れ。又慢逸の心を生ずること勿れ。喜怒の心、敢て餘り過す無れ。又衣裳より始めて車馬に至るまで、有るに隨て之を用ひ、美麗を求むる勿れ。己れの力を量らず、美物を好む勿れ。徳至り力堪へば、何か之れ有らん。又輒く他人の物を借用すべからず。若し要事限有らば借用有れ。其後時刻を過さず、早く以て之を返送せよ。又乞ふ可からざるの人に乞ひ、共にすべからざるの物を共にするは、只



に一家の害のみに非ず、必諸人の謗なり。又他と他と相陳ずるに、善惡の二事横さまに言を加ふべからず。又他人の言ふ所、我彼と同言を以て之を陳ずべからず。又我知る所の事にあらずば、執行ふべからず。又相對して言談するの外、人の顔を見るべからず。(原漢文)

## 五 村上天皇

村上天皇は、殊に文藻に富ませ給ひ、東宮に在した時に、本邦詩集の勅撰が、經國集の後久しく絶えて居るのを遺憾としまひ、近侍の輩をして、小野篁・菅原是善等十人の詩を撰ばしめられ、二十卷とし、之を日觀集と名づけられた。御製の詩の數も少からず、御製の詩集もある。時々侍臣に命じて詩を獻せしめ、或は文人を御書所に召して、詩を賦せしめられた。また天徳三年には、菅原文時・大江維時・源順・橘直幹を清涼殿に召して、十事の題を賜ひ、詩合を行はしめられた。世に之を天徳詩合といふ。天皇はまた和歌にも長じたまひ、勅撰集に收められたものは、七十首ばかりもあり、また源順・大中臣能宣等に勅して、後撰和歌集二十卷を撰進せしめられた。天徳四年には、女房等の歌人に、十二題を下したまひ、清涼殿に於て歌合を行はしめられた。之が世に有名なる天徳歌合である。天皇は、この事を詳に御記に記したまうた。その文に、

天徳四年三月廿日己巳、此日女房歌合の事あり。去年秋八月、殿上に侍臣詩を闘はす、爾時

に、典侍命婦等相語つて云く、男已に文章を闘はす、女宜しく和歌を合すべしと。今年二月に及び、左右の方人を定め、就中更衣藤原脩子同じく有序等を以て、左右の頭と爲し、各排讀せしむ。蓋し此れ風騷の道、徒に以て廢絶するを惜むが爲めなり。後代の意を知らざる者、恐らくは浮華を好み内寵を専らにするの謗を成さん。仍て具に之を記す。(原漢文)

と記したまひ、この歌合の事は、文學興隆の爲にすることであつて、決して徒に華奢に耽り、女寵の爲めにするのではないといふ御趣意を明かにせられた。

天皇の御日記は、もと數十卷あつたものであるが、夙く亡佚して世に傳はらない。たゞ古書舊記の中に引用してあるものを拾ひ集めたものが、若干傳はつて居る。これによつて、聖徳の一端を窺ひ奉ることが出来る。

天皇の御代天徳四年には、内裏炎上神鏡燒亡といふ大事件が起つた。天皇はその事を御日記に記したまひ、天徳四年九月廿三日庚申、此夜寢殿の後、侍臣等走り叫ぶの聲を聞く。驚き起きて、其由緒を問ふ。少納言兼家奏して云ふ、火、左兵衛の陣の門を燒く、消し救ふべきに非ずと。走り出で、之を見れば、火焰已に盛なり。即ち衣冠を著けて、南殿の庭に出づ。左近中將重光朝臣御劔璽營を持つて相從ふ。即ち人を遣して、御輿を召す。早く持來ること能はず。又侍臣をして内侍所納むる所の太刀契等を取らしむ。權右中辨國光朝臣をして、行いて殿廊を



撥ひ、火事を救はしむ。而して雑人甚少く、之を救ふに力無し。侍臣等言ふ、火已に温明殿に著き、内侍所納むる所の太刀契等を出すこと能はずと。又御讀經僧等を召して、立願せしむ。而して火勢彌盛にして、延政門以南廊漸く焼く。烟、承明門の東の邊に滿つ。時に災火止む可からざるを知り、更に清涼殿に還り、後涼殿及び陰明門を経て、微行して中院に到り、神嘉殿に留まつて、火を避く。此間心神迷惑宛も夢裡の如し。主殿官人腰輿を持って來る。皇太子侍臣に抱かれて來り著く。左衛門督藤原朝臣參入す。仰せて内裏に向つて、行いて火事を救はしむ。次に右大將藤原朝臣參入す。行いて鈴印鎰櫃を取出す事を仰す。次に右大臣竝に公卿等參り來る。火勢漸く近づくに依りて、右大將藤原朝臣相議し、太政官に幸せしむ。即ち腰輿に乗り、中院を出て、太政官朝所屋に到る。乘輦乍ら板敷の上に在り。太子相從うて、同じ屋の内に候す。右大將藤原朝臣言ふ、太政官は内裏より御忌の方に當る、又太白此方に在り、須く職の曹司に移りたまふべしと。仍て御輿を促し、職曹司に向ふ。皇太子乗車相從ふ。右大臣を召して詔す。朕不徳を以て久しく尊位に居り、此災殃に遭ふ、歎憂極り無しと。朝忠朝臣還り來つて奏す、火氣漸く衰ふ、八省に延き及ぶべからずと。火は亥の四點より起り、丑の四點に迄ぶ。宜陽殿累代の寶物、温明殿神靈鏡・太刀・節刀・

契印・春興安福兩殿の戎具・内記所文書・又仁壽殿太一式盤皆灰燼と成る。天下の災斯より過ぎたるは無し。後代の譏、謝する所を知らず。鈴辛櫃は御所の内に置き、印竝鎰の辛櫃は外記局に納む。人代以後内裏の焼亡三度も。難波宮藤原宮今の平安宮也。遷都の後既に百七十年を歴て、始めて此災あり。

内裏炎上を以て御身の不徳に歸したまひ、特に右大臣を召して、久しく尊位に居りこの災殃に遭ふ、歎憂極りなしと仰せられ、内侍所の神鏡焼亡し、累代の寶物灰燼となりしを悲みたまひ、後代の譏、謝する所を知らずと仰せられ、すべての責任を、御身の上に引きたまふ事、まことに恐懼の至りである。

天皇嘗て群臣に意見を徴して封事を上らしめたまうた。之によつて菅原文時は封事三箇條を上り、奢侈を禁すべき事、賣官を停むべき事等を論じた(本朝文粹)。

またある時、紫宸殿に出御あらせられたが、ある司の下部の年老いたものが、南の階の邊に居たのを召して、世間では、今の代の政治を如何やうに申して居るかと御尋ねなされたれば、その下部は、今の政治は「目出度候とこそ申候へ、但主殿寮に松明多入候、率分堂に草候」と申し上げた。主上之を聞召して、「大きに耻ぢ思召したといふ。主殿寮に松明が多く入るといふのは、劇務が夜まで續く爲めに、松明の用が多いといふ意、率分堂に草が生へるとは、大藏省に收納する諸國の貢物が納らぬが爲めに、その官物年料の内より十二分の一の率を以て分け納める倉に、草が生へたといふ意である(古今著聞集)。後世より醍醐天皇と並び稱し、延喜天曆の御代とたゞへ奉るのも、まことにそのいはれあることである。



## 六一條天皇

三六

大江匡房の撰にかゝる續本朝往生傳に、天皇睿哲欽明、廣く萬事に長じ、才學文章詞花人に過ぐとある。天皇崩御の後、御手習の反古などの、御手箱に入つてあつたのを、藤原道長が拜見した所が、その中に、

叢蘭欲<sub>レ</sub>茂秋風吹破

王事欲<sub>レ</sub>章讒臣亂<sub>レ</sub>國

といふ句を書かれたのがあつた。これは「臣軌」の中の語である。或説には、王事欲章云々の代りに、三光欲明黑雲覆光に作つたものもある。道長は之を拜見して、己れの事を諷して書かれたものだらうと思つたといふことである（古事談）。天皇が英明にましくつたことは、この一事によつても拜察せられる。

藤原齊信が常に語つていふには、嘗てある人を推舉しようと思つて、龍顔を拜して之を申上げようとした。時に天皇から、先づ天下を淳素に反すべき旨の勅命があつたので、遂にその人を推舉することもできず、私心を抑へて、そのまゝに引下つたといふ（續本朝往生傳）。

一條天皇が深く政治に意を用ひたまひしことは、本朝麗藻收むる所御製の詩に於ても、之を拜することができる。即ち

瑤琴治世音 探得遙字

初識瑤琴佳趣饒 契唯治世思猶遙  
無爲化出南風曲 有道心聞子野詞  
撫似養民聲更理 張如布政操相邀  
從他樂府清絃上 至德深仁幾聖朝

書中有往事 以情爲韻

閑就典墳送日程 其中往事染心情  
百王勝躅開篇見 萬代聖賢展卷明  
學得遠追虞帝化 讀來更耻漢文名  
多年稽古屬儒業 緣底此時不泰平

上古聖賢の治世を慕ひ、之を範としたまひ、臣民の幸福を念としたまふ大御心の厚きを拜すべきである。

古事談に藤原忠實の話載せて、忠實の祖父藤原師實から聞いたことに、上東門院の仰に、一條天皇は、寒夜にはわざと御直衣を推脱いで御座したので、上東門院即中宮が何故にさやうなことを遊ばすかと申されたれば、國土の人民が寒からうに、吾ばかりかやうに暖かにして寝るのもすまないからと仰せられたとある。古事談には、之に注して、この事は、或説には、延喜の帝即醍醐天皇の仰せとあるが如何であらうかと記して居る。一事兩傳か、或は兩方ともあつたことか、今は詳



にし難いが、大鏡に記せる醍醐天皇の記事よりは、この方が出所が確からしくも見える。

天皇の御代には、賢才雲の如く輩出した。十訓抄によれば、女流には紫式部(越前守爲時女)赤染衛門(大隅守時用女)和泉式部(大江雅致女)小式部内侍(道貞親王女)小大君(重明親王女)伊勢大輔(輔親女)出羽辨(出羽守秀信女)小辨(越前守懷尹女)馬内侍(左馬頭時明女)高内侍(高階成忠女)江侍從(匡衡女)新宰相(參議廣業女)兵衛内侍(信濃守隆信女)中將(道雅女)などがあり、男子には所謂四納言即ち齊信・公任・俊賢・行成あり、僧には天台宗で叡山横川の慈惠大僧正、眞言宗で廣澤の僧正寛朝などが居た。天皇も「我人を得たる事延喜天曆にも越たり」と御自讃遊ばされたと傳へられる。十訓抄にも「すべて帝賢王にておはしけるにや、才臣智僧よりはじめて道々のたぐひにいたるまで、皆其名を得たり」と稱賛して居る。續本朝往生傳にも、時の人を得たるや斯に於て盛と爲すといひ、親王・上宰・九卿・雲客・文士・畫工・舞人・異能・近衛・陰陽・有驗之僧・能説之師・學徳・醫方・明法・明儒・武士の各について、多くの名を擧げて、皆是天下之一物也とのべて居る。

## 七 後三條天皇

後三條天皇が藤原氏の専恣を抑制し、また莊園の弊を矯めたまひしことは、世にも著しいことで、今更いふまでもないことである。天皇は常に儉約を守らせたまひ、八幡行幸の時、風輦を留めて、見物に出て居る人々の車の外の金物をすべてぬかしめられた。その後賀茂行幸の時には、外の金物をつけた車は一輛もなかつた。

御用の扇は、骨は檜を以て作り、之に藍を塗つて用ひられたと古事談にある。同じ古事談に、或人いふ、扇は良薬と雖も、

主上には供せず、鯖は荷めのものであるけれども、供御に備ふ。後三條天皇は鯖頭に胡椒をぬつて多つて常にきこしめしたとある。御儉素のほどを察し奉ることができぬ。

學問には殊に御造詣深くまじつた。或人が大江匡房に、後三條天皇はいかほどの學者にましましたかと尋ねたれば、匡房は、大江佐國ほどにまじつたであらうかと答へた。之を聞いたものは、天皇がさほどの學者にましますかと、感歎の餘り泣いたといふ。佐國とは、後朱雀・後冷泉・後三條・白河の御四代の天皇に歴仕し、詩文を以て名ある人であつた。(續古事談) 大江匡房の撰にかゝる續本朝往生傳に、「爰に天皇五箇年の間、初めて萬機を視、俗淳素に反り、人禮儀を知る。日城塗炭に及ばず、民今に其賜を受くるはこの故耳。和漢の才智誠に古今に絶し、耆儒元老と雖も、敢て抗論せず。雷霆の威あらずと雖も、必ず雨露の澤有り。文武共に行はれ、寛猛相濟く、太平の世近く斯に見る」とあり、今鏡にも「世をさめ給事、昔かしこきみよにもはぢずをはしましき。御身のさえはやむごとなきはかせにもまさらせ給へりけり」といひ、また「この御門世をしらせ給てのち、世中みなをさまりて、いまにいたるまで、そのなごりになん侍ける。たけき御心もはしましなから、又なさけおほくぞをはしましける」とある。この今鏡の文は、恐らくは續本朝往生傳などに依つて書いたものであらう。

右の猛き御心もおはしましなから又情多くもおはしましたといふ事の實例として、こゝに古事談に、誠に美はしい御逸事を傳へて居る。即ち、宇治大納言源隆國は、後冷泉天皇御在位の間、朝恩貳なく、御寵を專にして、爲めに東宮であらせられた後三條天皇に對し奉つて、頗る奇怪の事があつた。そこで後三條天皇は、即位の後多年隆國の無禮の振舞に對して、その意趣を返さうと思召したのであるが、隆國は既に没して居たので、その子息等に報いてやらうと、何かの機會を窺うて居らせられた。時にその子息の一人權中納言隆俊が、殿上に祇候する由を聞し召して、竊かに小菰コトモより之を伺ひ御覽せられた



處が、隆俊の容顏人に勝れ、體骨倫を絶し、著座の後も、更にわき見せず、只笏を正して居り、日々參仕し、陣の中の公事など熱心に奉仕して、殆ど傍に居る人も目に入らぬかのやうである。天皇はその様子を御覽じて、この者は末代に於て無双の卿相である、若しかくの如きものを召仕はずば、朝廷の大なる損失であると御考へになり、隆俊に意趣返へしは御止めなされ、重く任用せらるゝことゝなつた。そこで次には、その弟の隆綱に報いてやらうと、機會を御待ちなされた處、ある時、大神宮の齋宮寮から、神宮に近き所に於て、狐を射殺したものがあつたといふ注進があつた。之について、公卿等評議の陣定の時、隆綱が筆を執つて、その陣定の文を書いた。其詞の中に、飲羽の號ありと雖も未だ首丘の實を見ずとあつた。(飲羽とは矢の深く貫くをいひ、首丘は狐の死する時、首をもと住んだ丘に向けるといふ、禮記檀弓篇の故事より採つたものである。即ち矢は中つたといふけれども、未だ狐の死んだといふ實證は擧つてゐないといふ意味である。従つて神域を穢したか否や明かでないとの意。)天皇はこの陣定の文を御覽ぜられて、その文句の美しきを感じたまひ、之に對する意趣も全く捨て、剩へ近習の列に加へられた。さて今度は三男の四位少將俊明に對して素懷を遂げたまふべく様子を窺つて居られた處、たまたま内裏に火事が起つた。天皇は腰輿に召して火を避けられ、出御ましゝたけれども、雜人たちが紫宸殿の南庭に群集して、隙間もなく、御安座したまふこと能はず、御輿の中に立て居られた。時に俊明は遅れ參つて、この御有様を見奉り、自ら弓を執つて、走り廻つて雜人を拂ひ退散せしめて、則ち御安座ましゝた。御避難の後に仰せらるゝには、今日俊明の力によつて耻を見ずに濟んだ、是れ運の未だ盡きざるしであらうと。かくの如くにして、兄弟三人とも近臣に用ひられ、肩を比ぶるものなき御恩寵を蒙つたといふ。天皇が深き御怨も忽ち忘れたまうて、人材を登用せらるゝ御徳の宏大なることは、洵に匡房の贊し奉つたが如くである。

天皇が尙東宮におはした時に、實政といふ人が東宮の學士より轉じて甲斐守を拜したので、之に餞別の詩歌を賜つた。その御詩の句に、

州民縦爲甘棠詠

莫忘多年風月遊

と遊ばされた。甘棠詠とは、周の邵伯が地方官となり善政を布いたので、人民が之を慕ひ、邵伯が常に訟を聽いた甘棠(山なし)の樹を懐かしみ、之を伐ること勿らしめたことをいふのである。之を詠じた毛詩召南篇に曰く、蔽芾甘棠勿剪勿伐召伯所茇と、蔽芾は盛なる貌、茇はやどるなり。御製は即この故事を採つて、實政の地方官に任じて赴任すとも、多年の文學の交りを忘るなどの御趣意である。

また同じ御趣意を御歌に、

わすれずばおなじ空とは月をみよ程は雲井にめぐりあふまで (古事談)

詩といひ歌といひ、御文藻の豊かにましますと共に、師を思ひたまふ御志の厚きを窺ひ奉るべきである。

## 八 高倉天皇

高倉天皇は殊に文學の才に秀でたまひ 古今著聞集にも、「むかしにもはぢぬ御事とぞ世の人申ける」とあり。治承二年六



月十七日に、昔延久年間に後三條天皇の行ひたまひし佳例に依つて、清凉殿に於て詩會を催された。召されたものは、太政大臣師長以下十四人。題は禁庭催勝遊といひ、勸盃の後管絃の遊あり。この時の御製に、

## 禁庭月下勝遊成

有<sub>レ</sub>管有<sub>レ</sub>絃有<sub>二</sub>頌聲<sub>一</sub>

## 宴席慙追延久跡

詞花猶異昔風情（古今著聞集）

文雅の御趣味豊かにましくした御様子は、この御製によつても拜察せられる。

天皇は御幼少の時より風雅の御嗜深くましくした。御即位の始、嘉應承安の頃、御年十歳許の時に紅葉を好みたまひ、西門の南脇に小山を築かせ、紅葉を植て愛せられた。時に仁和寺の守覺法親王より、檀と鶏冠の紅葉の色うつくしきを二本献上されたのを、大膳太夫信成に預けられた。信成は仰を蒙て、毎日の宿所にもちかへり、明ては御所に持参することゝした。然るにある時、信成が物詣でに出た跡で、田舎より來たばかりの仕丁二三人が、寒を禦がん爲めに、酒を尋ね出し、之を暖めようとしたが、薪がなかつたので、邸の内を捜し廻つて、この紅葉を見つけ出し、散々に折り焼いて、酒を暖めて飲だ。田舎者のことゝて、紅葉を眺めるなどいふ風流は思ひもやらず、平氣で居た。やがて信成が歸つて來て、紅葉を見ようとするに、跡方もなくなつて居た。よくよく尋ねると、かやうくの次第だといふ。信成驚いて、こはいかに、如何なる御咎を受くるも知れずと、かの仕丁を禁錮し、禁裏に參じて、此由を奏聞申上げた。天皇には暫く御返事もあらせられな

かつたが、やゝあつて、仰せらるゝには、信成よ、歎き思ふべきにあらず、昔唐の代に、白樂天は琴詩酒の三を友とし、中にも殊に酒を愛して居たが、ある秋、仙遊寺に遊び、紅葉を焼て酒を暖めて詩を作り、其意を

林間煖酒燒紅葉 石上題詩拂綠苔

と詠じて居る、かやうな事を、誰が田舎の下藪に教へたのであらうか、いかにもやさしい心がけであると仰せられて、遂に御咎もあらせられなかつた。かくの如く、御趣味にかねて、御情の深くましくしたので、時のものは此君千秋萬歳と祈り申したといふ。（源平盛衰記）

かやうにして霜夜のさゆる寒さには、延喜の聖代には御衣を脱がせたまひし事など思し出でたまひ、御自ら帝徳の至らぬことを御歎きあらせられたといふ。嘗てある夜、深更に遠く人の叫ぶ聲するを聞つけたまひ、今叫ぶは何者ぞ、あれ見て参れと仰せられたので、近臣の者は使を遣して之を調べさせたが、ある辻に一人の女童が長持の蓋をさげて泣て居る。如何したかと問へば、主人の女房が院の御所に仕へて居るが、此程やうく仕立てた衣をもつて参る途に、男が二三人來て、奪取つたといふ。今その装束がなくては、主人の女房の御勤めもできぬので泣くのだといふ。そこでその女童をつれて参り、この由を奏聞申した。天皇之を聞し召して、あな無慙、何者のしわざかと、龍顔より御涙を流させ給ひ、やがて建禮門院の御許へ使を遣し、その盗まれた衣と同じ色の衣を求められ、之をその女童に賜うて、主人の女房の許まで人をつけて遣された。（平家物語）



## 九 後鳥羽天皇

後鳥羽天皇は夙に朝權恢復の英志を懷かせられ、その計畫を起したまひ、また朝儀の復興の爲めに、その準備につとめられた。

建曆元年より二年に亙つて、屢、朝儀の習禮またはその論議研究を行はしめられたことが見える。即ち建曆元年三月廿二日及廿三日には節會習禮、五月一日には旬習禮、七月二十日には公事堅義、九月二日には大嘗會習禮、同廿四日には大臣大饗習禮、同廿五日には大嘗會論議を行はれた。同年十月二十二日には大嘗會御禊が行はれたのであるが、それより前十九日に、上皇は御禊御膳等の幄を舊儀に復せしめられた。翌二年になつては、三月五日に系圖論議あり、同十二日には臨時祭習禮、三月二十四日には白馬節會習禮があつた（玉璽・明月記等）。同年十月廿三日には大嘗會卯日陪膳の儀に就て、采女越中を召して問はせられたが、違失等あるに依て之を教訓せられたことが御記に見える。

天皇が朝儀故實に精通したまひしことは、右によつても、その一斑は拜察せられるが、尙世俗深淺秘抄の御撰の存することによつて、その御造詣の深くましくたことが明かに知られる。此書は群書類從にも收められ、夙くより世に知られて居るものであつたが、その著者が明かでなかつたのを、近頃故和田英松博士は、その名著皇室御撰之研究に於て詳に之を考へて、後鳥羽天皇の御作なることを確めたのである。この書は、上下二卷あり。上卷には百四十七項、下卷には百三十八項あり、朝儀其他の作法故實に關する説を詳かに記されたものである。こゝにその一節上卷第百十七項を抄し奉る。

當代之御事をば能々禮し奉る可き也。上皇と雖も、敢て供御の如き、同じく爲すべからず。但し上皇は正帝に同じ。又父子之儀重きに依て、寛平法皇御盃を醍醐天皇に奉る。天皇之を給へ、即御笏を召して、舞踏し奉る由、彼の御記に見ゆ。然れば強ての事に非ず歟。然り而して公家の御事に於ては、能々禮し奉る可也。（下略）

この一節の如きは、天皇の絶對的御身位をあらはしたまへる御記事として、殊にありがたく拜せられる。

次に天皇が殊に武道を重んじたまひしことは、種々の書物に記されており、弓馬に長じたまひ、或は城南寺に幸して笠懸け弓等を行ひ、また流鏑馬・犬追物・水練等を好で御覽せられ、また近臣等をして相撲を取らしめられた。前大膳大夫平業忠は、ある時、忠綱朝臣と相撲を取つて頸骨を損ぜられ、これより病を獲て終に起たず、建曆二年八月十六日に卒した（明月記）。承元二年六月三日、熊野御幸に、能光・具兼・家雅の三人は騎馬せざるによつて除籍せられた（明月記）。これによつても天皇の武を好ませたまひしことが察せられる。この他、刀劍を好みたまひ、鑑識に長ぜられ、御番鍛冶を置いて、御自身に焼刃を遊ばされたこと等は世に著しい事である（増鏡・承久記・觀智院本刀劍銘盡）。

右は偏に幕府に對する御計畫の爲めに、特に武藝を奨勵せられたのであることは、申すまでもないことであるが、事御志と違ひ、つひに遠島に遷幸ましくたことは、返々も恐れ多いことである。

天皇は多藝にましくた中に、殊に歌道に長じたまひ、御集・御百首・御三十首・御歌合等數々の御撰がある。御製は夥しき數に上つて居るが、中にも左の御二首は、最も人口に膾炙せるものである。



奥山のおどろがしたも踏分けて道ある世ぞと人に知らせむ (新古今集 増鏡 後鳥羽院御集)

の御一首は天皇が世を憤りたまひ、如何にかして朝廷を昔の正しき姿にかへさうとしたまふ叡慮のかしこさを窺ふに足るものである。増鏡にも、この御製の次に、「政大事と思されける程、しるく聞えて、いとみじろ、やむごとなくは侍れ」とある。後鳥羽院御集によれば、この御製は、承元二年三月住吉の御歌合の時のもので、承久の亂よりは十四年も前に當る。その頃に既に天皇には、かくの如き復古の思召を懐かせられたことが、この御製によりて拜察せられるのである。

夜を寒みねやのふすまのさゆるにもわらやの風を思ひこそやれ (續後撰集)

の御一首は民草を憐みたまふ御惠の深さを偲び奉るべきものである。

### 一〇 順德天皇

順德天皇にも亦御集・御百首等を始め、八雲御抄など、歌道に關する多くの御撰がある。その外に禁秘抄は殊に有名なものである。禁秘抄は禁中の故實作法を記したまひ賢所・寶劍・神璽・清涼殿・紫宸殿・毎月毎日の行事・臨時の大事・神事・佛事・諸藝能・近習・藏人・殿上人・女房・御持僧・詔書・勅書等の文書・祈雨・止雨等・御祈禱・御修法・御讀經等の事に至るまで故實慣例を詳に記され、宇多・醍醐・村上の三代御記・寛平遺誠・延喜式・中右記以下平安時代の日記等多くの典籍を引證して、之を古今に徴し、詳に得失を論ぜられてある。その篇目は、賢所以下九十二項に互つて居る。この御抄の事は、光明院宸記・薩戒

記等の記録を始め、その他諸書にも見え、古來制度故實の典範として最も重ぜられたもので、後水尾天皇の當時年中行事にも、この御抄と後醍醐天皇の建武年中行事とを並べ擧げて、末の世の龜鑑なりと記されてある。

御撰の年代については諸説あるが、故和田英松博士の皇室御撰之研究には、それ等の説を批判して、建保六年以後三箇年を経て完成せられたものといふ説が従ふべきに似たりとある。即ち順德天皇寶算二十二歳より二十五歳にかけての御製作である。御本文は右に記す如く、故實典禮に關する事が多いのであるが、今はたゞ其の中の御訓誡にかゝる事項數條を掲げ奉る。

#### 禁秘抄

##### 一、賢所

凡禁中作法、先神事、後他事、且暮敬神之叡慮無懈怠、白地以神宮并内侍所方、不爲御跡、萬物隨出來、必先置臺盤所、棚召女官被奉、或如内侍參奉之 (下略)

##### 一、佛事次第

天子者專以正法爲務、是則佛教興隆也、恒例佛事諸寺、破壞可有殊沙汰、其上自御行可在叡心 (下略)



## 一、諸藝能事

第一御學問也、不學則不明古道、而能政致太平者、未有之也、貞觀政要明文也、寬平遺誠雖不窮經史、可誦習羣書治要云々(下略)

## 一、御持僧事

於僧侶無双精撰也、古不過三人、次第加増及六七人、近代先俗姓、後智行之間、美麗若僧事行粧、着美服濟々、尤爲朝家無由、只戒行相應、凡卑僧爲君第一歟

こゝに掲げ奉つた所は全篇の五十が一ばかりである。この外各般の事項に互つて、極めて詳細に委曲を盡されてあり、天皇の博識にまじつたことは、實に驚くばかりである。

右の大意を申さば、初めに賢所の事について、凡そ禁中の作法は先づ神事、後に他事に及ぶ。朝夕敬神の事怠りなく、勅慮にかけさせらるべきである。白地即ちかりそめにも神宮竝に内侍所の方を御跡にせられてはならぬ。すべての物ができると隨つて、必ずまづ臺盤所の棚に置き、女官を召して之を賢所に供へる。即ち内侍などが參つて供へまつるのである。

次に佛事については、天子は専ら正法を修するを以て務とせらるべきである。是れ則ち佛教を興隆する所以である。恒例の佛事を修すること及び諸寺の破壊せぬやう殊に注意せらるべきである。其の上にて御自身の行は勅慮次第である。

次に諸藝能については、先づ第一に御學問を勉めらるべきである。「學ばずば則ち古道に明かならず、而してよく政太平を

致すものは未だこれあらざるなり」と貞觀政要に明文がある。宇多天皇の寬平遺誠にも、「天子は經史百家を窮めずとも何の恨む所あらんや、唯群書治要を誦習すべし云々」と仰せられてある。

次に護持僧の事は、僧侶の中に於て無雙のものを精撰すべきである。古は三人に過ぎなかつたが、漸く撰任がゆるくなり、次第に増加して六七人になつた。近代はその在俗の身分の高下を先にして、智行の優劣を後にするやうになり、爲めに美麗の若僧がその裝飾を専にし、美服をつけて威儀を整へて居るが、これは朝廷の爲めにはつまらぬことである。ただ凡卑の出身の者でも、戒行をよく守るものが、君の爲めには第一たるべきものであらう、と仰せられた。

この數條の中、賢所の條、諸藝能の條の如きは、後水尾上皇が後光明天皇へ上げさせられた御訓誡書(後出参照)にも引用せられてゐるもので、殊に勅旨のありがたさを覺ゆるものである。

## 一一 後嵯峨天皇

事は後嵯峨天皇御讓位の後に屬し、即ち次の後深草天皇の御代の事であるが、正嘉三年の頃、飢饉疫流行し、世間靜かならざるに依つて、三月一日御祈を行はれ、諸國をして仁王經を轉讀せしめられ、同月二十六日正元と改元せられた。四月五日には、また諸國をして最勝王經を轉讀して、飢饉疫を祈禱し、二十七日には二十二社に臨時奉幣使を發遣せられた。

後嵯峨上皇は、同年五月二十二日前に述べた大覺寺安置の嵯峨天皇宸筆心經を院中に迎へさせられ、之を御書寫遊ばされた。群臣は結縁の爲め之を戴き、晩に臨んで返納せられた。この嵯峨天皇宸筆心經は效驗あらたかにして、之を禮する人は



病を受けず、病死の者も忽ち蘇生すといふとある。二十七日には、東寺一長者前僧正房圓を請じて、上皇親しく御書寫の心經供養を行はせられた。

五〇

## 一二 龜山天皇

天皇が文藻に長じたまひしことは、文應皇帝外記などにも見え、また虎關師鍊が御製の偈に廣き奉りしこと、南禪寺の開山無關普門の像に勅讚を賜はりしこと、同二世規菴祖圓に偈を賜はりしこと、或は元僧西礪子曇の來朝の時、親しく宸翰を染めて必要を問はせられたこと等によつても拜察することができる。

嘗て達磨忌に當つて作らせたまひし一篇の偈に、

江浪激奔崧 雪寒 棲々南北不安閑  
當時若得親 相見 不在魏梁庸主間

(文應皇帝外記)

達磨が遠く天竺より江を渡つて來り、南北に轉轉して忙しいことであつた。若しその當時に生れあはせて、親しく相見ることを得たならば、之と問答して大にたゞきつけてやるのであつた。梁の庸主武帝が問答したやうな、へまなことはせぬぞといふ御意氣の鋭さを示されたものである。

天皇は和歌にも堪能にまし、殊に國を憂へ世を思ひたまふ叡慮のあらはれたるがありがたく拜せらるゝ。

弘安元年百首の歌めされし次に

すべらきの神の御言をうけきつるいや繼々に世を思ふ哉 (新後撰集)

弘安御百首の中に

世のために身をばをしまぬ心ともあらぶる神はてらしみるらむ (龜山院御集)

増鏡に蒙古來襲の時「太神宮へ御願に、我御代にしもかゝるみだれ出て、まことに此日本のそこなはるべくば、御命をめすべきよし、御てづからかゝせ給ひけるを、大宮院いとあさましき御事なりと、なをいさめ聞えさせ給ふぞことほりにあはれなる」とある。即ち御身を以て國難に殉せんことを祈らせられた、其御心持を右の御製にあらはせられたものと拜せられるのである。

右は、弘安の來襲に際し、天皇が親しく石清水八幡宮に幸したまひ、また大神宮へ勅使を遣して祈らせられた時の事であるが、是より先、文永十一年蒙古初度の來襲の時、筑前宮崎八幡宮は賊の爲めに焼き拂はれたので、其後造營の事あり、翌建治元年七月正遷宮を行はんとするに際し、龜山天皇は宸筆を以て、「敵國降伏」の四字を紺紙に染められ、之を神座の下に納められた。(石清水神社文書、宮寺縁事抄)これは敵國降伏の御祈願の爲めにせられたことは申すまでもないことである。

こゝに宮崎八幡宮には、古くより醍醐天皇宸筆と傳ふる「敵國降伏」の宸翰を藏して居る。この醍醐天皇宸筆といふは、社傳の誤であつて、實はこれこそ右の龜山天皇宸筆であるのである。この宸翰は殆ど神體と同様に尊重せられて、寶前に納められてあり、帖に作られて、錦の表装がある。宸翰の總數は三十七枚あつて、その中に國の字が國國と書かれたものが二枚あ



る。これは國王國民などの意味で、深き意義のあることであらう。他の三十五枚は、皆同じ字體で、紺紙に金泥で書かれてある。紺紙は色紙形で、横約十八センチ縦約十九センチあり、文字は誠に氣品高く、一見していかにも宸翰なることが感ぜられる。然るに紺紙の紙質などより考へ、また書風より觀てこれが平安時代のものであるとは受取れず、どうしても鎌倉時代のものである。さて敵國降伏の四文字を醍醐天皇が書かれたといふことは、古い確かな記録には見えない事である。初めに之をいひ出したのは、八幡愚童訓であるが、それによれば、醍醐天皇の御宇に、太宰少貳眞材が石清水宮歩廊造立の立願を起した時、延喜二十一年六月二十一日に、七歳の女子に託宣あつて、新に宮崎宮の新宮の礎に、敵國降伏の由を書付け、神體の座下に置くべしといはれたので、眞材大に驚き之を朝廷に奏し、宸翰を申し下したといふのであるが、この八幡愚童訓の説は、その根據甚薄弱で、疑はしいのみならず、醍醐天皇の御代には、別にかやうな宸筆を下したまはるべき程の外國交渉事件もなかつた時であるから、かたぐこの説は信據するに足らぬものである。一方に於て、龜山天皇が宮崎宮の新造に際し、敵國降伏の宸筆を染め之を神體の下に納められたといふことは、當時下された院宣によつて、明白なる事實であるから、今存する所の宸翰は、即ち龜山天皇の御書きなされたものに相違ない。三十七枚といふ數は、社殿の礎石前列中央後列各十箇、神體の下四箇、併せて三十四と、神體三座を加へて三十七となる。それ／＼その座下に納める爲めにせられたものである。この宸翰は、今に宮崎宮に保存せられ、金色鮮かに、謹嚴にして雄渾なる御書風は、御祈念の厚きを示して餘りあるものがある。

### 一三 後宇多天皇

神皇正統記に、後宇多天皇の御事を敘して、「大かた此君は、中古よりこなたにはありがたき御事とぞ申侍るべき。文學の方も、後三條のうちに、かほどの御才聞えさせ給はざりしにや。(中略)此君は在位にても、政事をしらせ給はず、院にても十餘年閑居し給へりしかば、稽古にあきらかに、諸道をしらせ給ふなるべし。御出家の後も、ねんごろにおこなはせましましき」とある。

元の寧一山が來朝して鎌倉に居た時に、一たび召して法を問ひ、奏對旨に契ひ、三年の後再び之を召された。その時の宸翰が、一山國師語録に收めてあるのを拜しても、御文藻の尋常ならざることがわかる。

後宇多天皇は、右の如く寧一山を召されて禪要を問はせられ、また西礪子曇・虎關師鍊・約翁徳儉等を近づけられ、禪宗にも頗る興味をもたせられたやうであるが、それよりも深く御信仰あらせられたのは、密教であつた。天皇の密教における御造詣については、これまた神皇正統記にその要を悉してある。曰く、

第九十代、第四十八世、後宇多院(中略)遊義門院かくれまして、御數のあまりにや、出家せさせ給ふ。前大僧正禪助を御師として、宇多・圓融の例により、東寺にて灌頂せさせ給ふ。めづらかにたうとき事に侍りき。(中略)後二條院かくれさせ給ひし後、いとゞ世をいとせ給ふ。嵯峨のおく大覺寺と云所に、弘仁・寛平のむかしの御跡をたづねて、御寺など多く立てつ、おこなはせ給ひ、(中略)上皇の出家せさせ給ふ事は、聖武・孝謙・平城・清和・宇多・朱雀・圓融・花山・後三條・白河・鳥羽・崇徳・後白河・後鳥羽・後嵯峨・後深草・龜山にまします。醍醐・一條は御病おもくなりてせさせ給ひし。かやうにあまた聞えさせしかど、戒律を具足し、始終かくる事なく、密宗をきはめて大阿闍梨をさへせさせ給ひし事、いとありがたき御事なり。此御するに一統の運をひらかるゝ、有徳の餘薫とぞおもひ給へる。



増鏡にも、

文保二年二月廿六日、御門(花園天皇)ありひさせ給ふ。(後醍醐天皇)春宮はすでに三そぢにみたせ給へば、まちどをなりつるに、めでたくおぼさるべし。法皇(後宇多)みやこに出させ給て、世の中まろしめさる。龜山殿はさる事にて、ちかごろは、大覺寺のほとりに御堂たて、こもりおはしましたつ、いよく密教のふかき心ばえをのみ、つとめまなばせたまへば、をのづから京にいでさせ給事なく、またまいりかよふ人もまれなる様にて、かうさびたりつるを、引かへ事まげき世に、をこなひもげだいし給へば、むつかしくおぼさる。

天皇はまた殊に御書を善くしたまうたが、それも、密教御信仰の關係により、深く弘法大師に私淑して、全く大師流を書かせられた。大覺寺所藏弘法大師傳二十五箇條御遺告等、數々の宸翰が今に保存せられてある。二十五箇條御遺告は、弘法大師の二十五箇條遺告に其範を取られたもので、第一條には弘法大師の遺告に其經歷を述べたのに倣はせられ、御降誕の時の奇瑞より、密宗御歸依の事に及び、詳に御修煉の様を記されており、一の御自敘傳である。以下條を重ねて、密教の興隆の爲め、細かにその掟を定めて、御遺告あらせられ、前後八ヶ所に御手印を捺させられてある。尙この御遺告は二十五箇條とはあるけれども、實は二十一ヶ條で終つて居るのは、全部御書き了へ給はぬうちに崩御になつて、草案のまゝに傳へられた爲めであらう。

永仁二年十一月十五日には、親しく金字を以て、紫紙に金光明最勝王經を書寫したまひ、之を諸國に班置せられた。その御趣意は、遙に聖武天皇の國分寺の御芳躰に倣ひ、大願を發して以て國の鎮と爲し、以て民の寶と爲し、之に依りて民俗を撫育したまはんとするにある。その旨を經の奥に記された。その御奥書は左の通りである。

永仁二載 仲冬三五 堅持齋戒 奉寫既訖 願以經典  
班置諸州 以爲國鎮 以爲民寶 遙慕聖武 深發大悲  
述脩祖業 撫育民俗 百王福田 百姓歸依 金光以照  
如寶無盡 以斯功德 遍施一切 本有金剛 五智各具  
佛子太上 天皇世仁

この御願經は今纔にその一部を北野神社に藏して居る。

續千載集に天皇の「顯密の教法の心をよませ給ひける長歌」を收めてある。その御製、

くもりなき ところは空に たらせども 我とへだつる うき雲を 風のたよりに さそひ來て いつをはじめと くらきより くらき道にも まよふらむ これを救はむ ためとてぞ 三世の佛は 出でにける 説きおく法は さまざまに なのの宗まで わかるれど ころろひとつを たねとして まことの道にぞ たづねいる しかはあれども これ はみな しかの園生の 風のおと 吹きそめしより わしのみね 八年の秋を むかへても 闇をてらせる ひかりにて 霧をいとはぬ 月ならず 鶴のはやしの けぶりより 八つのももとせ すぎてこそ まことの法は ひろめむと ときけることは 末つひに



三つのくにぐに 傳へきて わがやまとにぞ とどまれる あまねく照らす 大ひるめ  
 本のくにとて まきばしら つくりもなさぬ ことわりの かくあらはれて 山どりの  
 おのれとなかく ひさしくぞ 國をまもらむ かためにて 代代をかさねて たえせねば  
 えぶの身ながら 此のままに さとりのくらゐ うごきなく 世を治むべき しるしと  
 て 清きなぎさの いせの海に ひろへる玉を みかきもり しほのみちひも 手にまか  
 せ 吹く風ふる雨 時しあらば 民のかまども にぎはひて 萬代ふべき あしはらの  
 瑞穂の國ぞ ゆたかなるべき

反歌

代代たえず法のしるしを傳へきてあまねく照らす日の本の國

佛法は三國に傳はり、終に我國に留まりて、永く國を護り民を利するの意をよませたまひしものである。

天皇が人民愛撫の御志は、右の願經または長歌にも具現せられてあるが、尙數々の御製の中にも之を拜することができ  
 る。左にその二三を謹載する。

天つ神國つやしろを祝ひてぞわが葦原のくにはおさまる (風雅集)

時しあれば谷より出づる鶯に代を扶くべき人をとはや (新千載集)

いとゞ又民やすかれといはふかな我身世にたつ春のはじめは (續千載集)

一四 伏見天皇

伏見天皇の正應二年、疫病流行するによつて 四月二十八日より七箇日、南都の七大寺及び延暦寺に於て、僧十口をして  
 大般若經を轉讀せしめられ、六月九日には二十二社に奉幣使を發遣せられ、また同月二十七日より始めて七箇日間、仁和寺  
 阿闍梨入道二品性仁親王をして、孔雀經法を宮中に修せしめられた。その頃、天皇は親しく宸翰を染めて般若心經を書寫し  
 給ひ、十樂院前大僧正道玄をして供養せしめ、之を祇園社に奉納せられた。これは弘仁・正元の例によるといふのであるか  
 ら、やはり大覺寺の嵯峨天皇宸筆心經を迎へられたのである。

永仁元年七月八日、宸筆の宣命を大神宮に奉らせられた。その草案を、昨日内々御覽あらせられたが、文章等御氣に召さ  
 れぬ所があるので、之を直すべき由仰せられ、之を改めたが、猶甘心したまはぬ所があつた。然しながら、遅くなるので、  
 只一句だけ改めしめられ、少頃にして御清書が出来たので、勅使を發遣せられ、別に三十首の和歌を大神宮に啓せしめら  
 れた。勅使發遣の間、南殿に於て遙拜したまひ、御拜了つて内侍所に參られた。是れは參宮無爲無事を祈らせられる爲め  
 あつた。翌九日翌々十日も、夜に入つて遙拜并に内侍所に參られた。天皇はこの趣を親しく御記に記したまうた。

(永仁元年七月)八日、今夜南庭に於て太神宮を遙拜す(申書)。拜了つて内侍所に參る。  
 是れ參宮無爲無事の爲めなり。且は先例なり。但し内侍所に參詣は先例然らざる歟。







花園天皇宸記は、その宸筆の原本が伏見宮に保存せられてあり、全部で四十七卷あり、延慶三年御十四歳の時より、元弘二年御三十六歳の時まで、二十三年間に亙つて居る。之を拜するに、到る所金言に満ち、欽仰措く能はざるものがある。

その御在位の間に、正和二年五月より六月に亙つて、霖雨がつゞいて、河水溢れ、人が多く流死した。天皇之を憂へ給ひ、六月三日絶句の詩を作つて、内侍所に祈願をこめさせられた。其御製は今傳はつて居らぬが、其の御趣意は、天皇が宸記の中に親しく記させ給ふ所によつて窺ふことができる。即ち「假令代民可棄我命之故也」とあり。民の爲めならば、たとひ代つて御命を棄つるも厭はじとの思召であらせられたのである。御祈の後暫くにして雨やみ、又暫くにして雨ふつたが、やがて晴れて、夕陽影新に、其の後天陰れども雨は止んだ。天皇御満足遊ばされ、「神威新なる者か、詩の珍重なるに非ず、心の清潔なるに依る歟」と宸記の中に記されてある。

同じ御代の文保元年夏、炎旱旬日に涉り、野に青苗なく、たゞ赤地のみとなつた。天皇はいたく憂慮あらせられ、「朕不逮を以て重位に居る、恐れざるべからざる歟」と仰せられ、御心中懇祈を凝されたけれども、その驗がないので、四月晦日心經を誦して祈請せられた。五月一日午後になつて、天陰り甘雨忽ち注いだので、御喜悅極りなく、「微志の顯るゝ所悦ばざるべからざる歟」と宸記にしるされてある。

天皇は和漢の學に深き御造詣を有し給ひ、日本の書にあつては、國史・記録・律令・制度の學より、支那の書にあつては經學・史學・諸子・詩文等殆ど究め給はざるもの無しと申して差支へない。御學問に熱心にあらせられたことは、宸記の隨所に拜見せられる。以下宸記の御本文の中若干を抄出して、次にその説明を記すこととする。

元應元年十月二十六日、終日大略食時を除くの外、經典を披き、心を文義に屬すと雖も、性

稟遲鈍、通達すること能はず。而も猶隨分稽古の力、漸く道義を知らんと欲す。心未だ賢哲に至らず。是れ吾が生涯の遺恨なり。遲鈍の性は早晚進むを得。只心を墳典に屬して、仰鑽之力を待たんと欲する而已。恨むらくは猶幼年之當初提携に勵まず。故に博學なること能はざる也。生れて末世澆季の時に遇ひ、古先の聖賢君子に遇はず。吾が不幸の至り、歎いて餘有り。先賢の行迹を見る毎に、歎息せざることを無し。今時の君臣を見るに、皆嗜欲に掩はれ、貪資を畜へざる莫し。時に多く正道を壞るの源斯に在る歟。學に志すの人は、先づ多欲を斷ずべき也。源を塞がば、其流自ら斷つべきの故也。萬惡皆之に依らざるは莫し、慎むべし々々々々。忽せにすること莫らん而已。此間殊に親王稽古の事之を沙汰有るべく、朕奉行すべきの由仰せ有り。仍て先づ連句有るべき由、之を申行ふ。幼年の人、連句を以て先づ字訓韻聲等を知るべきの故也。字を知らずば、經典の文皆讀むべからず。仍て朕先づ風月の事を申行ふ。而して近代の人心、風月を以て名を釣らんと欲す。故に文義を見ずして而して風月に留まる。儒教の衰微尤も茲に在る歟。然り而して字を知るの道は是に如かず。故に先づ幼學を風月に勧め、志學の年に及ばば、尤も文義を以て先と爲すべき也。文義漸く覺り知らば、續いて儒教の大綱を教ふべき者歟。此旨大意論語の文に出づ。是れ志學成立



以下次第ある此意也。此を以て朕此義を張行する也。人、我を以て風月を先と爲すと謂ふこと莫らん而已。(原漢文)

文意は、終日大抵食事の時の外は、經書を開き、心を文義に用ひるけれども、天性遲鈍で、その道に達することが出来ない。而も猶隨分勉強して、漸く道義を知るやうにはなつたが、未だ賢人哲人の境域に達しない。是れ吾が生涯の最も遺憾に思ふ所である。然し遲鈍の性と雖も、早晚には進むことを得るのであるから、心を經書に用ひて、研鑽の功を積まんと欲するのみである。憾むらくは幼年の時に、勉強が足りなかつたが爲めに、博學なる能はざることである、生れて末世澆季の時に遇うて、昔の聖賢君子に遇ふことのできないのは、まことに不幸の至で、歎いても餘りあることである。先賢の事蹟を見る毎に、歎息せぬことはない。今の時の君臣を見るに、皆私欲に掩はれて、貪欲を蓄へぬものはない。爲めに正道を壞るの源は、此にあるかと思ふ。學に志すものは先づ多欲を斷たねばならぬ。源を塞がば、其の流は自ら斷たれるわけである。萬の悪事は皆この貪欲より出るのである。慎しむべきことである。忽せにしてはならぬ。近頃親王(量仁親王即ち光嚴院)の學問御稽古を始むべき由の御沙汰があつた。そして朕に其の事を監督して行ふやうにとの仰があつた。(後伏見上皇の仰か)仍つて先づ連句を稽古せられるやうに申しておいた。幼年の人は先づ連句を以て字訓韻聲などを知るべきである。とにかく字を知らねば、經典の文も讀むことはできないから、花鳥風月の文學の事を行ふやうにしたのである。然るに近頃の人は、花鳥風月の文學を以て高名を博しようなどと考へて居る。故に文の義理を考へずして、たゞ浮いた風月の文字のみに留つて居る。儒教の衰微のとはこゝにあるのである。然し字を知る爲めには、この連句などの花鳥風月の文字にしくものはない。故に先づ幼學のものには之を勧め、志學の年(十五歳)に及んでは、文義を以て先にするやうにすべきである。文義を漸く覺るやうになつたならば、次には儒教の大綱を教ふべきであらう。此の事の趣意は、論語にもあることで、志學・而立(三十歳)以下それ〴〵の次第を立てゝあることである。これによつて、今親王の爲めに先づ連句を學ぶやうにしたのである。人々之を以て風月を先となすと思ふこと勿れ。

此の一節によつて、花園天皇の御勉強の御様子、竝に實學を貴びたまひ、文字の末に拘はり訓詁註釋のみを事とするのを却けられ、尙進んで古の聖賢を慕ひたまひ、當時の時弊の由つて來る所を察して、貪欲を斷つべきことを誠められた事が知られるのである。

元亨二年八月二十四日己丑陰、雨昨日の如し。佛像采色讀經讀書例の如し。是れ毎日の式也。仍て記す能はず。凡そ毎日朝夕の膳、朝は魚味を食せず。讀經了つて魚を食す。其後和漢書籍之を見る。近年以來の恒式也。予幼年學を好まず。十四五以來、隨分稽古、寸陰を競ふと雖も、天性稟愚拙成立すること能はず。而して頃年以來漸く道の本を覺るも、未だ大道に達せず。尤も恨と爲す。然り而して、内外典隨分道義を思ふ。近代の人、學を好む、皆文を先にし、質を後にす、悲むべき事也。内典又以て此の如し。更に佛の本懷を知らず。悲い哉々々々。之を思うて心を勞す。争てか中興せしめん哉。晝夜襟を勞する只此事に在り。(原漢文)



右の大意は佛像の彩色をぬること、讀經讀書は毎日の例の如くである。大抵毎日の例として、朝夕の膳に於て、朝は魚味を食せず。讀經了つてから魚味を食す。其の後和漢書を讀む。これが近年の恒例である。然るに予は幼年の頃より學を好まなかつた。十四五歳以來隨分勉強して寸陰を惜んで勵んだけれども、天性愚拙で、學問が成就しない。近年になつて漸く聖人の道の本を覺つたけれども、未だ大道に達しないのが、尤も遺憾である。然し内典(佛法)外典(儒教)についても、つとめて道義を覺らんことをつとめて居る。近代の人は學を好む者はあるが、皆文を先にし質を後にして居るのは悲しむべき事である。佛道に於てもまたその通りであつて、更に佛の本意を悟るものがない。悲しい事である。この事を思うて心を勞して居る。如何にしてこの道の中興せんかと、晝夜胸を痛めて居る。

かやうなわけで、花園天皇は書を講じ、道を談じて夜を徹したまふことも屢であった。

元應元年閏七月四日の條には、夜に入つて、日野資朝が參つた。前に召し道を談じた。資朝は頗る聖人の道の大意を得たもののやうである。天皇が學に志し給うてより、既に七八年になり、この兩三年來、道の大意を得たやうに思はれる。そこでいろ／＼の人と斯道について談ずるに、未だ旨にかなふものがなかつた。今始めて資朝に遇うて、その道の大意を得て居る様子が見えた。よつて終夜この事を談じて、曉の鐘の鳴るまで倦まずつとめたと仰せられた。

また元亨三年十二月二十九日の條には、夜々和漢書を御覽になつて、夜を徹したまひ、晝間一時許りは佛書を御覽になる旨を記されてある。

常に儒臣を集めて書を講じ給ひ、元亨二年二月二十二日、始めて尙書の講讀の會を開かせられ、菅原公時・勸修寺經顯・中原師夏等を召して講せしめられ、以後毎月六箇度之を關かせ給ふことなく、元亨四年即ち正中元年三月八日に至つて、尙書

を竟つて、その爲めに各詩を賦してその披講を行はせられて、頗る御満足の御様子であつた。この後六經即ち易經・詩經・書經・春秋・禮記・樂經悉く竟らんことを期せられた。

御讀書に勵精であらせられた例としては、元亨二年八月二十六日に、日本後紀を、皇兄後伏見院より御借り遊ばされ、十月九日に之を返進せられた。即ち日本後紀四十卷を凡そ四十二日間に御讀了あらせられた。而も尙甚だ遅かつたと仰せられて、「是れ勤學の疎きなり、悲しむべし悲しむべし」と御謙抑あらせられた。

正中元年の頃よりは、「毎年所學目錄」として、御講讀の書籍目錄を、その年末に記し給ひ、正中元年には本朝記錄一部、儒書十一部、佛書三部を録し給ひ、其の次に、今年夏より秋迄は瘧病を患ひ、爲めにひたすら學を廢して、讀む所の書幾ばくもあらずと記されてある。翌正中二年には、本朝記錄五部、儒書七部、佛書一部を録せられ、今年引つゞき病惱の爲め讀書を怠つて、爲めに學ぶ所進まず、甚だ耻づる所であると記され、重ねて今年大略學を廢したが爲め、書物の數が尤も少い、悲しむべし悲しむべしと御謙遜あらせられた。凡そ讀破し給へる書籍は、正中元年年末に記されてある所によれば、本朝の書籍では日本紀以下十九部、儒書では左傳以下三十二部、佛書では大日經以下四十六部ある。その博覽にましますことは實に驚くべきものがあり、殆ど専門家を凌いで居らせられる。即ち左の通である。

正中元年十二月晦日壬午晴、今年所學目錄

内典

圓覺經上・大日經義釋・理趣尺

花園天皇



外典

論語自一至二、論語皇侃刊等疏并精義、朱氏竹隱注等、同自一至二抄出了、左傳一部、禮記談義了、一部師夏、注國語三十卷、漢書一部、鬼谷子三卷、淮南子有欠卷、史通廿卷、華陽國志十卷、宋齊丘化書三帖復、南北史節要廿帖、抄出

宇治左府記

今年瘧病、自夏至秋、一向廢學、仍書典不幾、向後每年所學可記之、凡所讀經書目錄、

內典

大日經七卷、金剛頂經三卷、蘇悉地經三卷、理趣經一卷、法華經八卷、寂勝王經十卷、仁王經二卷、維摩經二卷、楞伽經一卷、地藏本願經三卷、如意輪經、般若心經、壽命經、阿彌陀經、無量義經、普賢經、無量壽經、稱讚淨土經、轉女成佛經、天地八陽經、金剛般若經、像法決疑經、造塔延命功德經、遺教經、圓覺經、首楞嚴經、金光明經、菩提心論、三十頌、唯識論、大日經疏、理趣尺、即身成佛義、阿字義、三教指歸、二教論、聲字實相義、心經祕鍵、寶鑰論、吽字義、大光明藏、碧巖錄、

普燈錄、悉曇字紀、悉曇要集記、梵語集、

外書

左傳、毛詩、尚書、禮記、孝經、論語、孟子欠卷、故注、史記、漢書、後漢書、南北史抄、通鑑、老子、莊子欠、荀子欠、揚子法言、鬼谷子、淮南子欠、文中子、國語、宋齊丘化書、史通、帝範、臣軌、貞觀政要、文選、帝王略論三卷、孝經述義、禮記子本疏欠、尚書正義欠、禮欠、大

本朝書并記錄、

日本紀、續日本紀、日本後記、續日本後記、文德實錄、三代實錄、本朝世記、令二十卷章任侍讀、律廿卷章任侍讀、古事記、古語拾遺、一條院御記、三代御記、後朱雀院御記、後三條院御記、人左記、小一條左大臣記、小野宮右大臣記、宇治左大臣記、

隨分雖研精、卷帙不幾、爲勵、向後志所記置也、猶難入崔併之室歟、可恥々々、

正中二年十一月卅日、丙午晴、無事、

今年所學目錄、賴長公記云、此事強雖不、可脩爲、勵念記之也、春秋後語十卷、漢書一部、帝記七年見、三國志有欠卷、晉書帝記并傳卅卷許、今、公羊傳、穀梁傳、懷舊志等、少少雖披見、未終功、是今年連々病惱、又多以懈怠、仍所學不進、尤所恥也、



記録、山槐記・頼時卿記・長兼卿記・經高卿記・定家卿記等皆少々所披見也、  
内典、止觀自一至五所披見也、

今年大略廢學之間、書員數尤少、可悲々々

さてこれ等の書を讀ませらるゝにも、唯漫然として讀まれるのではなくて、能くその眞意を捉へんことを努められた。その趣は、元亨二年九月六日の條に、日本後紀を御覽になつたことを記され、先代の政治の跡は手本にすべきことが多いと仰せられ、それにつけて、凡そ内典外典和漢の書は反覆して之を讀まば、必ず其の意に達する事を得る、然しながら、その意義に於て疑なしといつても、それだけで置いてはいかぬ、意味はよく分つても、尙再三乃至數四に及び繰返したならば、其の中に自然言外の妙味心に染み、知らず識らず手の舞ひ足の踏むを知らぬやうな心持になり、愉快な境地に達するであらう、書を讀むの人は、必ず此の心懸を以て學習しなければならぬ、たゞ一度や二度讀んだり、或は深く心に留めずして過すものは、一向學習のかひなきものであると仰せられた。これは實に讀書人に對して痛切なる御誠めであつて、我々が深く心に銘すべきものであると思ふ。即ち左にその本文を記し奉る。

元亨二年九月六日、此間見日本後記先代政道尤可率由者歟、凡内外和漢書、反覆讀之、必知其義、於義雖無疑、及再三乃至數四、必有道義之染心、不知手舞足踏之心自然而來者也、讀書人必以此心可稽古也、一兩反讀誦或不留心者、更無稽古之益者也、

正和二年十月四日の條には、寛平御記即ち宇多天皇の御日記を御覽せられて、菅原道眞等が諫を納れたことを感じたまひ、之を御覽になる毎に、今はそれほどの忠臣もなく、不忠不直のものが多し、誠に末世澆季の時に出て不幸の至であると歎ぜられた。

是時に當り、後醍醐天皇は僧玄慧を召して、程朱の説を聽き給ひ、廷臣も亦多く之を奉じた。然るに持明院統の方では、漢唐の古義を守られたので、後醍醐天皇の宮中に於ける新學講習を非難せられたのであつた。花園院も亦夙に宋學には佛説を混ずることを認められたが、然も尙其の取るべきは取り、排すべきは排せられ、濫りに之を難ぜらるゝやうなことはなかつた。

元亨二年七月二十七日の條には、尙書講談の事を記し給ひ、行親の講ずる所が、佛教に近く禪家に類する事がある。之は近頃(後醍醐天皇の)宮中に行はるゝ所で、即ち宋學の風である。程朱の説は或は取るべからざる事もあるけれども、大體に於て其の謂れがないではない、近頃は儒風衰微し唯文章を作り詩を詠するを以て本とし、學問の本義を忘れてゐる。文華風月に耽るの弊は質實なる學問を以て之を救ふべきである。されば近日(後醍醐天皇の)宮廷に於ても、學問講談の事を興されたのであらうと仰せられた。元應元年閏七月二十二日の條には、日野資朝・菅原公時等と僧侶等もうち交つて、御堂殿上の局に於て論語を談ずるを、竊かに立聞き遊ばされて、玄惠僧都のいふ所誠に道に達する歟と仰せられた。同年九月六日には、近日禁裏(即ち後醍醐天皇の宮中)に於て、頻りに道德儒教の事振興の沙汰がある。それは然るべき事である。然るに之に對して難を加ふるもののあるは宜しくないと記されてある。元亨二年二月十二日には、また後醍醐天皇の學問興隆の御志を稱讚して、政道淳素に歸すべしと仰せられた。翌三年七月十九日の條にも、後醍醐天皇の新政及び學道を評して、大體治



世といふべきである。強いて難を加ふべきではない。近日朝臣の中に多く儒教を以て立身するものがあるのは然るべきことである。政道も之に因つて中興するであらうか。然しその學問は口傳がなくて、それ／＼自己流を立てるによつて非難があるのではなからうか。然し大體に於ては疑はない。但し近日の様子を聞くに、理學を先として、禮儀をかまはぬによつて、頗る隱士放逸の風がある。これが近日の弊風であると仰せられた。

かくの如く、その弊弊は之を斥けられたけれども、その贊すべきは贊せられた。持明院統の上下多く大覺寺統を非議する間に在つて、その黨争に超越して、公平の見地に立ち、其美を揚げ其の惡を斥けらるゝこと、概ねこの類である。是れ實に御學問の一方に偏すること無く、よく其の大體に通じさせられたることと察し奉るのである。

右の如く花園天皇の御學問は、たゞ註釋訓詁の學究ではなくして、専ら御性格の陶冶に資せられた。之によつて殊に御常識が圓滿に發達しました。御日記の中、隨所にその御様子を拜するのであるが、茲に其の一二を掲げてみよう。

元亨二年四月廿六日癸亥晴、今日郭公滿耳、朕於隱所聞之、世俗近古以來忌之、可祈禱之由、女房等諷諫、未聞本說、不見由緒、太以不足信用、凡近來凡俗多如此諱忌、是併愚迷之甚也、信怪誕之說、非聖人之旨、朕所不取也、仍不許容、如天變地妖者、本文所指有所象、而猶聖人不爲本、況至如此末事、太以不足言、縱雖實妖、不勝德、不足畏、

四月廿六日は陽曆に換算すると五月二十日にあたる。郭公の季節で、その聲が耳に滿つ。其の頃隱所即ち便所に於て郭公を聞かれた。それは不吉故、御祈禱なさるやうにと女官たちがおすゝめ申した。花園天皇は之に對して、それは本説を聞かず、由緒を見ず、之に就いて確かに據るべき説を聞かない。そんなことは書物に見えない。ただ以て信用するに足らぬ。凡そ近頃凡俗の者は斯の如きことを忌むけれども、然しながら是は愚迷の甚しきものである。さやうな怪誕の説を信ずるは、聖人の旨でないから、朕が採らざる所である。依つて祈禱することは許さない。天變地妖の如きは、それ／＼書物にも書いてあつて、本文に指す所象の所あり、各々が慎まなくてはならぬとか、何かの災があるとか云ふことがある。それでも猶聖人は本となさず、採らない事がある。況やこんな詰らない瑣末の事で、便所で郭公を聞いたと云ふやうな事は、甚だ言ふに足らぬことである。其の事が實際の妖怪であるとしても、妖怪といふものは徳に勝たず、徳さへあれば怖るゝに足らぬと仰せられた。六百年も前に於て、既に斯くの如く御考が開けて居られて、迷信を排斥して居られるのは、實に恐れ入つた御見識と申さねばならぬ。

次には同年八月一日の記事であるが、其の當時の風習として、八月一日即ち八朔には、方々へ色々のものを贈る。この日も例の如くであつた。其の事に就て、天皇の仰せられるには、蓋しこの事は近古以來の風俗であるが、是は國にも人にも少しの利益もなく、必要も無いことである。然し大した費でない所から行はれ來つて居るが、それでも猶宜しくないことであるから、止めなくてはならぬ、然れども時の風俗に引かれて、この事をやめることができないといふのは、君子として恥づべきことであると仰せられてある。

元亨二年八月一日丙寅晴、諸人進物如例、蓋是近古以來風俗也、於人無益、



於國非要、尤可止事歟、然而強又非費、自然行來歟、猶不可然事也、雖非本意、  
被引時俗、不能免此事、猶君子有慙、可悲々々、

天皇の佛法に於ける御造詣に至つては、殊に深いものがあつた。初は舊く皇室との關係の厚い天台・眞言の興隆を思ひ立てたれて、これについて種々御研究あらせられた御様子が見える。然しながら、之には御満足あらせられなかつたらしく、間もなく念佛宗に御歸依になつた。元應・元亨の頃に、本道上人・頓慧上人・如一上人などといふのが、屢、院に參じて居る。本道・頓慧何れも西山流の人であり、如一は木幡派の祖慈心良空の弟子である。然し花園天皇はまた之にも御満足あらせられず、更にまた禪宗に入らせられ、妙曉上人といふ禪僧を御前に召して、禪宗の法談を聞召され、屢、碧巖録を受讀せられ、遂に悟を開きたまひ、上人より印可を御受けになつた。此の妙曉上人の何人であるかは明瞭でなかつたが、御日記によると、元亨元年十二月廿五日に參内して、其の時上皇より證義を示され、印可を授け奉り、其の翌日鎮西に向つて出發し、入宋せんとするといふ記事がある。然るに月林道皎(長福寺開山)の傳の中にもそれと同じことが見えて居る。即ち月林も亦同じく、元亨元年十二月廿五日參内し、花園天皇に衣盂を授け奉り、翌日入宋す云々と有るのである。之に由て觀ると、妙曉と月林とは全く同一人であらうと思ふが、月林の傳記類の中に、妙曉といふ名は一切見えて居らぬ。是は月林入宋して古林清茂に就て法脈を受け、其の前名を改めたのであつて、月林道皎といふは古林より受けた名であらうと思ふ。

さて花園天皇は月林道皎より既に附法せられたが、御日記に依ると、其の翌年に至り御自ら未だ悟道徹底をして居られぬことを悟られしやに御見受け申すのである。それは元亨二年三月十日の夜の御夢に、傳教・弘法兩大師を御覽になり、それと法談をせられ、大師に向ひ印可を請はせられたが、明かに答へなかつた。そこで夢が御覺めになつてから、御考へになつた事に、すでに兩大師に向つて印可を與へよと乞うたといふのでは、無礙の境界に達してゐるとはいへない。悟が十分だとは思へない。兩大師の返事がなかつたのは尤もである。是は眞實に脚もとがまだしつかりしてゐない、修行が未熟であるから、夢の中にかやうな事があるのであると覺られたのであつた。

三月十日、戊寅、今朝夢中謁傳教・弘法兩大師、就中與弘法談法文、甚以分明、  
盛求法之志之故歟、

(裏書)  
夢中所說禪宗也、向大師乞印可、無分明返事、覺後思之、已乞印可、豈謂到無

礙哉、大師無返事、有謂哉、是眞實猶脚跟未點地之間、夢中有此事也、可悲可  
悲、

天皇はかくて更に大燈國師より法を受けようとせられた。此の後御日記に依れば、元亨三年五月の頃より、大燈國師は屢、參内して法談を申上げ、碧巖を講じ、また問答なども申上げて居る。それにより遂に附法せられたのである。その年大徳寺を建立して、後に之を勅願寺に定められた。延元二年大燈國師の疾篤きを聞召して、勅使を遣して之を慰問せしめられた。國師は己れの後繼者として、弟子の關山惠玄を推薦して、間もなく寂した。法皇乃ち惠玄を美濃より召出し、之によりて大燈國師の宗風を興隆せんことを囑せられ、花園の御所跡を賜うて、之を管領せしめられた。之が妙心寺の濫觴である。また花園に玉鳳院を建て、塔頭とし、常にこゝに住はせられた。また惠玄に寺領を賜はつて、妙心寺の造營を急がしめられ、正



平二年七月宸翰を賜はつて、大燈國師一流の興隆・妙心寺造營の事を御遺詔あらせられた。

大徳寺には、天皇の宸筆と大燈國師の自筆の問答書を傳へて居る。(これは古來後醍醐天皇と大燈國師の問答書と傳へて居たが、先年予の調査によつて、その宸筆は後醍醐天皇ではなく花園天皇宸筆であることを確めた。詳細は別に録したものがあつた。)これによつても天皇の禪宗における御造詣の深きを察し奉ることが出来る。また御製の中にも御悟道の尋常ならざるを拜すべきものが多い。

花園天皇の御信仰の篤くして且つ健全であらせられたことは、御日記の内隨處に拜見し得ることであるが、中に就て元亨三年六月廿六日の條に記されたる王法佛法無二論とも申すべき一節の如きは、實に帝王の佛法信仰の規範を示されたものとも申すべきものである。こゝにはその本文を省略して、たゞその大意を申さば、永福門院―伏見天皇の皇后で、即ち花園天皇には御嫡母に當らせらるゝ方―が如法經即ち佛經所説の法のまゝに正式に法華經書寫の事を行はせられたいといふ御希望があつて、既にその爲の奉行人なども定められてあつたが、この事は所詮人の煩たるべきことであるから、省略すべきものは省略するがよからうとの御沙汰があつた。或はまた今年は停止せられようかとの議もあるが、未定である。これについて花園院の御考としては、この停止の議に贊せられた。然し既に日次も定まり奉行人の任命も了つたのに、今更停めるのは輕忽に似たりとの評もあるが、人の煩を省かんが爲めに停止せらるゝは善政であるから、躊躇するに及ばぬ事である。一體この事は始めから、停止の御沙汰のあるべき筈であつた。「凡そ善根に於ては人民の煩を成さざる、是れ最上の事なり、佛教の道理更に外に求むべからず」治國利民の外に佛事はない。然るに人多く大義を知らず、「王法の外に別に佛事を修す、是れ又近代の弊風なり、予に於ては本より心外に佛法を求めざるの間、強ひて如法經を待つべからず」佛法を覺るが佛法の莊

嚴である。「所詮民の費を成さずして修行すること是れ第一也。」「世法といひ佛法といひ二あるべからざる事なり。法華にいふ治世の語言皆正法に順ふと云々。此の意殊に王者の存すべき事なり。中古以來造寺を以て本と爲し、佛寺の儀美麗を以て先と爲す、太だ以て佛法に背く事也。梁の武帝寺を造つて達磨に問ふ、功德ありやと。大師答へて云ふ、無功德と云々。此の一段今の所論に非ず。太だ以て深意あり。尤も此意を覺り得て、始めて佛事を修するを許すべき而已」と記された。この王法佛法無二論は、結局佛教と政治は一つなりといふ御議論であつて、かくの如きは實に時流を卓越せる御見識であり、眞に佛教の精髓を體得せられたればこそと仰がれる次第である。これに依つても、天皇が正しく佛教を理解せられ、最も健全なる御信仰を有せられたことが分ると思ふ。

花園天皇には更に「誠太子書」といふ一大雄篇がある。これは元徳二年二月に、時の皇太子量仁親王(後の光嚴院)に贈られたものである。當時は後醍醐天皇の御代であるが、持明院統・大覺寺統の兩統迭立の約により、量仁親王が持明院統の方より太子に立てられ給うたのであつて、花園天皇は量仁親王の御叔父に當らせられる。この「誠太子書」の宸筆原本は、伏見宮に藏せられ、全篇洗鍊せられたる漢文を以て記され、千四百八十九字より成る。まづ左にその全文を掲げ奉り、次でその和譯を示さう。

誠太子書 元徳二年二月

余聞、天生蒸民、樹之君司牧、所以利人物也、下民之暗愚、導之以仁義、凡俗之無知、馭之以政術、苟無其才、則不可處其位、人臣之一官失之、猶謂之亂天事、



鬼瞰無遁，何況君子之大寶乎，不可不慎，不可不懼者歟，而太子長於宮人之手，未知民之急，常衣綺羅服飾，無思織紡之勞役，鎮飽稻粱之珍膳，未辨稼穡之艱難，於國曾無尺寸之功，於民豈有毫釐之惠乎，只以謂先皇之餘烈，猥欲期萬機之重任，無德而謬託王侯之上，無功而苟蒞庶民之間，豈不自慙乎，又其詩書禮樂御俗之道，四術之內，何以得之，請太子自省焉，若使溫柔敦厚之教，躄於性，疏通知遠之道，達於意，則善矣，雖然猶恐有不足，況未備此道德，爭期彼重位，是則所求非其所為，譬猶捨網待魚，羅不耕期穀熟，得之豈不難乎，假使勉強而得之，恐是非吾有矣，所以秦政雖強，為漢所并，隋煬雖盛，為唐所滅也，而諂諛之愚人以為吾朝皇胤一統，不同彼外國以德遷鼎，依勢逐鹿，故德雖微，無隣國窺覲之危，政雖亂，無異姓篡奪之恐，是其宗廟社稷之助，卓轍于餘國者也，然則纔受先代之餘風，無大惡之失國，則守文之良主，於是可足，何必恨德之不逮唐虞，化之不侔陸栗哉，士女之無知，聞此語皆以為然，愚惟深以為謬，何則洪鐘畜響，九乳未叩，誰謂之無音，明鏡含影，萬象未臨，誰謂之不照，事迹雖未顯，物理乃炳然，所以孟軻以帝辛為一夫，不待武發之誅矣，以

薄德欲保神器，豈其理之所當乎，以之思之，危於累卵之臨，頽崑之下，甚於朽索之御，深淵之上，假使吾國無異姓之窺覲，寶祚之脩短，多以由茲，加之中古以來，兵革連綿，皇威遂衰，豈不悲，太子宜熟察觀前代之所以興廢，龜鑒不遠，昭然在眼者歟，況又時及澆漓，人皆暴惡，自非知周萬物，才經夷險，何以御斯悖亂之俗，而庸人習太平之時，不知今時之亂，時太平則雖庸主可得而治，故堯舜生而在上，雖有十桀紂，不得亂之勢，治也，今時雖未及大亂，亂之勢萌已久，非一朝一夕之漸，聖主在位，則可歸無為，賢主當國，則無亂，若主非賢聖，則恐唯亂起數年之後，而一旦及亂，則縱雖賢哲之英主，不可朞月而治，必待數年，何況庸主鍾此運，則國日衰，政日亂，勢必至于土崩瓦解，愚人不達時變，以昔年之泰平，計今日之衰亂，謬哉々々，近代之主，猶未當此際會，恐唯太子登極之日，當此衰亂之時，運歟，非內有哲明之叡聰，外有通方之神策，則不得立於亂國矣，是朕所以強勸學也，今時之庸人，未曾知此機，宜迴神襟，尙此弊風之代，自非詩書禮樂，不可得而治，以是重寸陰，以夜續日，宜研精縱學，涉百家口誦六經，不可得儒教之奧旨，何況未學庸受，求治國之術，愚於蚊虻之思，千



里、鶴鶴之望九天、故思而學、々而思、精通經書、日省吾躬、則有所似矣、凡學之爲要、備周物之智、知未萌之先、達天命之終始、辨時運之窮通、若稽千古、斟酌先代廢興之迹、變化無窮者也、至如暗誦諸子百家之文、巧作詩賦、能爲義論、群僚皆有所掌、君王何強自勞之、故寬平聖主遺誠、天子入雜文、不可消日云、近世以來、愚儒之庸才、所學則徒守仁義之名、未知儒教之本、勞而無功、馬史之所謂博而寡要者也、又頃年有一群之學徒、僅聞聖人之一言、自馳胸臆之說、借佛老之詞、濫取中庸之義、以湛然虛寂之理、爲儒之本、曾不知仁義忠孝之道、不協法度、不辨禮儀、無欲清淨、則雖似可取、唯是莊老之道也、豈爲孔孟之教乎、是竝不知儒教之本也、不可取之、縱雖入學、猶多如此失、深自慎之、宜以益友、令切磋、學猶有誤、則遠于道、況餘事乎、深誠必可防之、而近曾所染、則少人所習、唯俗事、性相近、習則遠、縱雖備生知之德、猶恐有所陶染、何況不及上智乎、立德成學之道、曾無所由、嗟呼悲乎、先皇緒業、此時忽欲墜、余雖性拙智淺、粗學典籍、欲成德義、興王道、只爲宗廟不絕祀、宗廟不絕祀、宜在太子之德、而今廢德而不修、則令所學之道、一旦與溝壑、不可亦用、是所擊胸哭泣

呼天大息也、五刑之屬三千、而辜莫大於不孝、不孝之甚、不如於絕祀、可不慎、可不恐乎、若學功立德義成者、匪啻盛帝業於當年、亦卽貽美名於來葉、上致大孝於累祖、下加厚德於百姓、然則高而不危、濂而不溢、豈不樂乎、一日受屈、百年保榮、尙可忍、況墳典遊心、則無塵累之纏牽、書中遇故人、只有聖賢之締交、不出一窓、而觀千里、不過寸陰、經萬古、樂之尤甚、無過于此、樂道與遇亂、憂喜之異、不可同日而語、豈不自擇哉、宜審思而已、

余聞く天蒸民を生じ、之が君を樹て、司牧すと。人物を利する所以なり。下民の暗愚、之を導くに仁義を以てし、凡俗の無知、之を馭するに政術を以てす。苟くも其の才無んば、即ち其の位に處るべからず。人臣の一官之を失ふも猶之を天事を亂るといふ。鬼瞰遁る、無し。何ぞ況や君子の大寶をや、慎まざるべからず、懼れざるべからざるもの歟。而して太子は宮人之手に長じて未だ民の急を知らず。常に綺羅の服飾を衣て、織紡の勞役を思ふ無し。鎮トコシナヘに稻粱の珍膳に飽いて、未だ稼穡の艱難を辨ぜず。國に於て曾て尺寸の功なく、民に於て豈毫釐の惠有らん乎。只先皇の餘烈と謂ふを以て、猥りに萬機の重任を期せんと欲す。



徳無うして謬つて王侯の上に託し、功無うして苟くも庶民の間に莅む。豈自ら慙ぢざらん乎。又其の詩書禮樂、俗を御するの道、四術の内何を以て之を得たる。請ふ太子自ら省みよ。若し溫柔敦厚の教をして性に體し、疏通知遠之道をして意に達せしむれば則ち善し矣。然りと雖も猶足らざる有るを恐る。況や未だ此道德を備へずして、争てか彼重位を期せんや。是れ則ち求むる所其の爲す所に非ず。譬へば猶網を捨て、魚の羅するを待ち、耕さずして穀の熟するを期するが如し。之を得ること豈難からずや。假へ勉強して而して之を得るも、恐らくは是れ吾が有に非ず矣。所以に秦政強しと雖も、漢の并する所となり、隋煬盛なりと雖も、唐の滅ぼす所と爲る也。而るに諂諛の愚人は以爲らく、吾朝は皇胤一統、彼の外國の徳を以て鼎を遷し、勢に依て鹿を逐ふに同じからず。故に徳微なりと雖も、隣國窺の危き無く、政亂ると雖も、異姓篡奪の恐れなし。是れ其の宗廟社稷の助、餘國に卓躒たればなり。然れば則ち纔に先代の餘風を受けて、大惡の國を失ふ無くば則ち守文の良主、是に於て足りぬべし。何ぞ必しも、徳の唐虞に逮ばず、化の陸栗に侔しからざるを恨みん哉と。士女の無知なる。此の語を聞て、皆以て然りと爲す。愚惟ふに深く以て謬れりと爲す。何となれば、則ち洪鐘は響を畜ふるも、九乳未だ叩かずして、誰か之を音無しと謂はん。明鏡

は影を含むも、萬象未だ臨まずして、誰か之を照さずと謂はん。事迹は未だ顯はれずと雖も、物理は乃ち炳然たり。所以に孟軻は帝辛を以て一夫と爲し、武發の誅を待たず矣。薄徳を以て神器を保たんと欲するも、豈其れ理の當る所ならんや、之を以て之を思へば、累卵の類崑の下に臨むよりも危く、朽索の深淵の上に御するよりも甚し。たとへ吾國をして異姓の窺覩無らしむるも、實祚の脩短多く以て茲に由る。加之中古以來兵革連綿、皇威遂に衰ふ、豈悲しからずや。太子宜く熟、前代の興廢する所以を察觀すべし。龜鑒遠からず、昭然として眼に在る者歟。況や又時は澆漓に及びて、人皆暴惡なり。知萬物に周ねく、才夷險を経るに非ざるよりは、何を以てか斯の悖亂の俗を御せん。而して庸人は太平の時に習ひ、今の時の亂を知らず。時太平ならば即ち庸主と雖も得て治むべし。故に堯舜生れて上にあらば、十の桀紂ありと雖も之を亂るを得ず、勢治まればなり。今の時は未だ大亂に及ばずと雖も、亂の勢萌すこと已に久し、一朝一夕の漸に非ず。聖主位に在らば則ち無爲に歸すべし。賢主國に當らば則ち亂無し。若し主賢聖に非ずば、則ち恐る亂唯數年の後に起らんことを。而して一旦亂に及ばば、則ち縱へ賢哲の英主と雖も、朞月にして治むべからず。必ず數年を待たん。何ぞ況や庸主此の運に鍾らば、則ち國日に衰へ、政日に亂れ、勢必ず土崩瓦解に至ら



ん。愚人は時變に達せず、昔年の泰平を以て今日の衰亂を計る。謬れる哉々々々々。近代の主猶未だ此の際會に當らず。恐らくは唯太子登極の日、此の衰亂の時運に當らん歟。内に哲明の叡聰あり、外に通方の神策あるに非ずば、則ち亂國に立つを得ず。是れ朕が強て學を勸むる所以なり。今時の庸人未だ曾て此の機を知らず。宜しく神襟を廻らして、此の弊風の代に尙ふべし。詩書禮樂に非るよりは、得て治むべからず。是を以て寸陰を重んじ、夜を以て日に續ぎ、宜しく研精すべし。縦へ學百家に涉り、口に六經を誦するも、儒教の奥旨を得べからず。何ぞ況や未だ學庸を受けずして、治國の術を求むるは、蚊虻の千里を思ひ、鷓鴣の九天を望むよりも愚なり。故に思うて學び、學んで思ひ、經書に精通し、日に吾躬を省みば、則ち似る所有らん矣。凡そ學の要たる、周物の智を備へ、未萌の先を知り、天命の終始に達し、時運の窮通を辨じ、こゝに古に稽へ、先代廢興の迹を斟酌し、變化窮り無き者なり。諸子百家の文を暗誦し、巧に詩賦を作り、能く義論を爲すが如きに至りては、群僚皆掌る所あり。君王何ぞ強ひて自ら之を勞せんや。故に寬平聖主遺誠に、天子雜文に入つて日を消すべからずと云々。近世以來愚儒の庸才、學ぶ所は則ち徒に仁義の名を守つて、未だ儒教の本を知らず。勞して功無し。馬史の所謂博うして要寡きものなり。又頃年一群の學徒

あり、僅に聖人の一言を聞いて、自ら胸臆の説を馳せ、佛老の詞を借り、濫に中庸の義を取り、湛然虚寂の理を以て儒の本と爲し、曾て仁義忠孝の道を知らず。法度に協はず、禮儀を辨ぜず。無欲清淨は則ち取るべきに似たりと雖も、唯是れ莊老の道也、豈孔孟の教たらんや。是れ竝に儒教の本を知らざる也。之を取るべからず。縦へ學に入ると雖も、猶此の如きの失多し。深く自ら之を愼み、宜しく益友を以て切磋せしむべし。學すら猶誤有らば、則ち道に遠し。況や餘事をや。深く誠めて必ず之を防ぐべし。而して近頃染むる所は則ち少人の習ふ所にして、唯俗事のみ。性相近く習は則ち遠し。縦へ生知の徳を備ふと雖も、猶陶染する所あるを恐る。何ぞ況や上智に及ばざるをや。徳を立て學を成すの道、曾て由る所無し。嗟呼悲しい乎。先皇の緒業此時忽ち墜ちんと欲す。余性拙に智淺しと雖も、粗く典籍を學び、徳義を成し、王道を興さんと欲するは、只宗廟祀を絶たざらんが爲のみ。宗廟祀を絶たざるは、宜しく太子の徳に在るべし。而して今徳を廢して修めずんば、則ち學ぶ所の道をして、一旦溝壑に填めて亦用ふべからざらしむ。是れ胸を撃て哭泣し、天に呼んで大息する所なり。五刑の屬三千、而して辜不孝より大なるは莫し。不孝の甚しきは祀を絶つに如かず。愼まざるべけんや、恐れざるべけんや。若し學功立ち徳義成らば、營に帝業を當年



に盛にするのみにあらず、亦即ち美名を來葉に貽し、上は大孝を累祖に致し、下は厚德を百姓に加へん。然らば則ち高うして而して危からず、満ちて而して溢れず、豈樂しからずや。一日屈を受くるも、百年榮を保たば猶忍ぶべし。況や墳典に心を遊ばしむれば、則ち塵累の纏牽無く、書中故人に遇へば、只聖賢の締交あり。一窓を出でずして而して千里を觀、寸陰を過ぎずして、萬古を經、樂の尤も甚しき、此に過ぐる無し。道を樂むと亂に遇ふと、憂喜の異なる、日と同じうして而して語るべからず。豈自ら擇ばざらんや。宜しく審に思ふべき而已。

右の一篇の趣意について申さば、余聞く、天は衆民を生じて、之が君を立て、治めしめると。それは人物を利するが爲めである。下民の暗愚なるは之を導くに仁義を以てし、凡俗の無知なるは之を御するに、政道を以てする。苟も其の才なくば、其位に居ることはできない。人臣の一つの官職でも、之をよく守ることができなければ、天事を亂るといひ、天咎鬼職を遁れることはできない、況や君子の大寶たる君位をや、慎まざるべからず、懼れなければならぬ。さて太子は、宮中に於て女官の手に長じて居られるから、未だ人民の急を御存知ない。常に美しい着物を着て、その着物が如何にしてできたか、織つたり紡いだりした勞役を思はれることもない。いつも御馳走に飽いて居て、未だ百姓の耕作の艱難を御存知ない。國の爲めに嘗て少しの功もなく、人民に對しても僅かの惠もない。たゞ御先祖御歴代の御蔭によつて、將來萬乘の天位に上られようとするのである。徳なくして謬つて王侯の上に居り、功なくして人民の間に臨むといふのでは、自ら恥しくはございませぬか。また詩書禮樂の民俗を御するの道、この四の中に於て、何が御できになりますか。請ふ太子自ら省みて御覽なさい。若

し溫柔敦厚の教をよく性に體し、疏通知遠の道を意に達して居られるならば宜しい。然しそれでも猶不足である。況や未だこれらの道徳を身にそなへずして、どうして天位に上られませうか。是れは元來その求むる所が、見當に外れて居る。たとへば網をすて、魚のかゝるを待ち、耕さずして穀の熟するを期するやうなものである。之を得ることはむつかしいではないか。たとへつとめて之を得たとしても、自分のものとして保つことはできない。故に秦の始皇帝は強くとも遂に漢に并され、隋の煬帝は盛であつても唐に滅ぼされた。然るに詔び諛ふ所の愚人のいふのには、吾朝は皇胤一統であつて、彼の外國が徳を以て鼎を遷し力に依て位を争ふのとは譚が違ふ。故に徳は高くなくとも隣國が來て窺ふといふやうな危険もなく、政は亂れても、異姓に奪はれるといふやうな心配もない。是れは御先祖の神々の助によることで、他の國にすぐれて居る所以である。故にどうにかかうにか、先代の餘風を受けついで、別にたいして悪いことさへなければ、それは守文の良主である。それで澤山である。別に徳が唐堯虞舜に及ばずとか、化が陸栗（支那に於て三皇の後に出了た王で無爲に化した歴代の中の一）に同じくないといつて憾とするにも及ばぬことであるといふ。士女の無知なるものは、此の語を聞いて如何にも尤であるといふが、自分は之を以て深く誤つて居ると思ふ。何となれば鐘といふものは響を蓄へて居るものであるけれども、その鐘の座を叩かないで、音を發しないと誰がいへようぞ。また鏡は影を含むものであるけれども、物の形がその前に臨まないと、影を照らさないとはいへない。かくの如く、事の現るゝはその現るゝ前より然るべき理由の存するものである。故に孟子は、殷の紂王を周の武王が誅する迄もなく、一匹夫とみなしてしまつた。（即ち孟子は齊宣王の間に對へて、一夫紂を誅するを聞く、未だ君を弑するを聞かざるなりといつた）。されば薄徳を以て神器を保たんと欲するも、それは物の道理が許さない。之を以て之を思へば、累卵の類巖の下に臨むよりも危く、朽ちたる繩を以て深淵の上につながるよりも甚しく、



實に危険至極である。たとへ吾國には異姓が皇位を窺ふといふやうな事はなくとも、竇祚の延びると縮まるとは、多くこの理に由るのである。しかのみならず中古以來兵亂うちつゞき、皇威がつひに衰へてしまつた。豈悲しくはありませんか。太子宜しく前代の興廢の跡を察し觀られよ。手本は近く目の前にある。況や今の時は世の末になつて、人皆暴惡である。智慧が萬物に周ねく才能が平なる所をも險しき事をも經驗して、世間の辛酸を嘗めたのでなければ、この亂りがはしき世を治めてゆくことはできない。然るに凡庸のものは、太平の時のことに眼がなれて、今の時の亂を知らない。時が太平であるならば、たとへ凡庸の主と雖も治めてゆくことができる。故に堯舜の如き人が上に立つて居たならば、たとへ十人の桀紂が下に居るとも亂すことができない。それは大勢が治まつて居るからである。今の時は未だ大亂にはなつて居ないけれども、亂の勢の萌して居る事は、己に久しいことである。一朝一夕に進んだ事ではない。故に聖主が位に居られるならば、則ち無事に治まるであらう。賢主が國に當るならば、則ち亂を起さずすむであらう。然し若し主が賢聖でないならば、則ち恐らくは亂は數年の後に起るであらう。若し一旦亂に及んだならば、たとへ賢哲の英主が居られても、二三箇月で治めることはできない。必ず數年を要するであらう。如何に況や凡庸の主が、この運に當つたならば、則ち國は日に衰へ、政は日に亂れて勢ひ必ず土崩瓦解して手がつけられぬやうになるであらう。愚人どもは時の勢を察せず、昔の泰平の時のことのみを以て、今日の衰亂の時勢を計らうとして居る。誠に謬つた考である。近代の君主は、未だ其の時機に會せられなかつたが、恐らくは太子が位に登られる頃が、恰もその衰亂の時に當るであらう歟。されば内に哲明の叡聰あり、外には方に通ずる神策を有するでなければ、この亂國に立つて世を治めることはできない。是れ朕が學を勸むる所以である。今時の庸人は、未だ曾てこの機運を察して居ない。太子宜しく御考を廻らして、今の弊風の世を觀察せられよ。詩書禮樂によるでなければ、

世を治めることはできない。故に寸陰を惜んで夜を以て日につき勉強ならなければならぬ。たとへ學問は百家に涉り、口には六經を讀誦するとも、儒教の奥旨に達することはできぬ。況や大學中庸さへも受けずして、治國の術を求むるは、蚊や蛇が千里に飛ばんことを思ひ、鶴鶴が高く九天に達せんことを望むよりも愚である。故に思うて學び、學びて思ひ、經書に精通して、日に吾が身を省みるならば則ち學の本旨を得るに近いであらう。凡そ學問の要とする所は、萬物に周ねき智を備へ、未だ萌さざるの先を知り、天命の終始に達し、時運の窮通を辨へ、古を稽へ、先代興廢の迹を察して、變化窮りなきものである。かの諸子百家の文を誦誦し、巧に詩賦を作り、よく議論をするやうな事は、臣下どもの中に、それ〴〵その司がある。君主たるものが、自ら之を勞する必要はない。故に宇多天皇の寛平遺誡にも、天子は雜文に身を入れて日を消すべからずとある。近代以來愚儒の庸才等の學ぶ所は、徒に仁義の名のみあつて、未だ儒教の本を知らず。勞して功なきもので、司馬遷の所謂博くして要少きものである。また近頃一群の學徒あり、僅に聖人の一言を聞いて、自ら種々の説を考へ、佛老の詞を借りて濫りに折中の義を立て、湛然虛寂の理を以て儒教の本となし、曾て仁義忠孝の道を知らず。法度にかなはず、禮義を辨へず。無欲清淨は則ち取るべきものとすも、これはたゞ老莊の道であつて、孔孟の教ではない。是は何れも儒教の本を知らざるもので採用すべからざるものである。(當時の朱子學を講ぜる人々の、時に無禮講と稱して放埒の行ありしを指したまへるものである)たとへ學に入るとても、猶かくの如き失が多い。深く自ら慎み、宜く益友を以て切磋せらるべきである。學すら猶誤あらば道に遠さかる。況や外の事に於てをや。深く誠めて必ずこれを防がねばならぬ。さて近頃太子は少人の行ふ所に習ひ染みて、俗事にとらはれて居られるやうである。性相近きも、習は則ち遠し。縱へ生來の徳を備ふとも猶惡にしみこむことを恐れる。況や上智に及ばざるをや。徳を立て學を成すの道には、嘗て心を用ひられな



い。あゝ悲しい哉。かくの如き様子では、先皇の業も忽ち墜ち滅びるであらう。余は性拙く智淺いけれども、ほゞ典籍を學び徳業を成し、王道を興さうと思ふ。是れはたゞ祖先の祀を絶たざらんことを欲するが爲めである。祖先の祀を絶たざる爲には、宜く太子の徳を立てられなければならぬ。然るに今徳を廢して修められなければ、學ぶ所の道も溝壑に填めて、用に立たなくなつてしまふ。是れまことに残念で、胸をたゞいて哭泣し、天に叫んで大息する所以である。五刑の屬三千。罪はさまざまあるが、不孝の罪より大なるものはなく、不孝の甚しきは祖先の祀を絶つより大なるものはない。慎まざるべけんや、恐れざるべけんや。若し學功立ち徳義を成すならば、たゞに帝業を今の世に盛にするのみならず、また美名を後代にのこし、上は大孝を祖先に致し、下は厚德を人民に與ふることとなる。然るときは高くして危からず、滿ちて溢れず、豈樂しからずや。一日屈を受けてもその爲めに百年の榮を保つことを得るならば、尙忍んでその屈を受けることができる。況や經典の中に心を樂ましむれば、則ち世の中の煩を受けることもなく、書中に故人に遇ひ、聖賢と交を結び、一恚を出でずして千里を觀、寸陰を過ぎずして萬古を経ることが出来る。樂の大なる、これに過ぐるものはない。道を樂むと亂に遇ふと、憂喜の異なること、日を同じうして語るべからざるものである。その何れを擇び採らるか、宜く審かに考へて御覽なす。

右の誠太子書一篇は之を拜讀した者は何人も感ずるであらう如く、詞章堂々として、字々金玉の響あり、莊重の體を備へ、辭句の整備したること、思想の豊富なること、内容の充實したること實に驚くべきものあり。古今類稀なる大文章と申すべきである。而して更に驚くべきことは、この文章が一種の豫言を成したることである。この中に於て、花園天皇は天下の形勢が非常に危くなつて居ることを察せられ、之に處すべき道を説き、學を勉め徳を修むべきことを仰せられたのである。

これを書かれたのは元徳二年で、これより先、後醍醐天皇は、北條氏討伐の計を起したまひ、爲めに正中元年には、正中の變あり、資朝は佐渡に流され、俊基の東下りあり、二年を隔て、嘉暦二年には、圓觀・文觀の高時呪詛の事あり、それより又二年を隔て、元徳二年となる。その翌年は元弘元年で、その年には、後醍醐天皇が北條氏誅伐の軍を起されて、つひに笠置に幸せられ、翌元弘二年には隱岐に遷幸せられ、三年には北條氏が滅亡して、建武中興となつたが、間もなく失敗に終つて、つひに南北朝凡そ六十箇年の混亂が続くのである。「一旦亂に及ばゞ、勢必ず土崩瓦解に至らん」と仰せられた事は、一々に適中した。「近代の主未だこの際會に當らず、恐らくは唯太子登極の日、此衰亂の時運に當らん歟」と仰せられたが、果して出會された。この大亂を豫言せられた明智には、誠に恐れ入らざるを得ない。

是だけの大文章に於て、是だけの意味が含められて、而も豫言者の如く、天下の時勢を觀察して、是に匹敵する文章の書ける人が、日本全體貴賤を問はず、古今を通じて幾人あるであらうか。實に讚歎し奉るべき言葉を知らないのである。

天皇には尙別に「學道之御記」と稱する一篇があり、同じく宸筆の御草稿が、伏見宮に傳へられてある。これは恐らくは右の「誠太子書」と關聯するものであらうと拜せられる。左にその本文と、次にその和譯を掲げ奉る。

### 學道之御記

夫學之爲用、豈唯多識文字、博記古事而已哉、所以達本性、脩道義、識禮義、辨變通知、往鑒來也、而近年學者之弊雖多、大底在二患、其一者、中古以來、以強識博聞爲學之本意、未知大中本性之道、而適有好學之儔、希知聖人之道者、



略雖知古昔以來、帝王之政、變革之風、猶疎達性情之義、此人則在朝任用之時、能雖練習政化、猶於己行跡、或有違道之者、何況末學之輩、只慕博學之名、以讀書之多少、爲優劣之分、未曾通一個義理、於政道無要、於行迹有過、又其以風月文章爲宗、不知義理之所在、是不足備朝臣之員、只是（案カ）餐尸祿之類也、此三者雖有差異、皆是好博學之失也、今所不取也、二者欲明大中之道、盡天性之義、不好博聞、不宗風月、只以聖人之道爲己之學、是則所本在王佐之才、所學明德之道也、既軼近古之學、有君子之風、學之所趣、以此爲本、（闕行）免禍患、何則覽萬物之理在天性、故其志是大、未見一々事具理、故其智不足、於釋典言之、則事理不融、生佛已隔、是別教之所談也、經劫數可成佛、○於儒教論之、則聖凡已異性、教（四五字闕）殊於御俗之道、不足用、隱山林、友禽獸、足正行迹者歟、是隱士之道、於儒教所不取也、若強交俗人、則不可免嵇康之濫刑乎、不可不慎、志學之輩、深省此理、遠察此義、冀免禍難而已、未足御俗者也、

又於宗門准之、則慕祖師之提携、見一分之本性、於清淨本然之理、無所惑、雖然於問答揆揆、或有擬議、是亦見性之不明者也、

夫れ學の用たる、豈唯に多く文字を識り博く古事を記するのみならん哉。本性に達し、道義を修し、禮義を識り、變通を辨じ、往を知り來を鑒する所以也。而して近年學者の弊多しと雖も、大底二患在り。其一は、中古以來強識博聞を以て、學の本意と爲し、未だ大中本性之道を知らず。而して適、好學の儔有るも聖人之道を知る者希なり、略、古昔以來帝王之政、變革之風を知ると雖も、猶、性に達し情を修むるの義に疎し。此人は則ち朝に在りて用に任ずる時、能く政化に練習すと雖も、猶己の行跡に於て、或は道に違ふ之者有り。何ぞ況や末學之輩は、只博學之名を慕ひ、讀書の多少を以て、優劣之分と爲し、未だ曾て一個之義理に通ぜず。政道に於て要無く、行迹に於て過有り。又其の風月文章を以て宗と爲し、義理之在る所を知らざるは、是れ朝臣之員に備ふるに足らず。只是れ素餐尸祿之類也。此三者差異有りと雖も、皆是れ博學を好むの失也。今取らざる所也。二者大中之道を明かにし、天性之義を盡さんと欲せば、博聞を好まず、風月を宗とせず、只聖人之道を以て己之學と爲す、是れ則ち本づく所、王佐之才有り、學ぶ所は明德之道也。既に近古之學に軼ぐ。君子之風有り。學の趣く所、此を以て本と爲す。（コノ次若乎行闕ク）何となれば則ち萬物之理天性に在るを見る。故に



其志是れ大なり。未だ一々の事、理を具するを見ず。故に其智足らず。釋典に於て之を言はゞ、則ち事理不融、生佛已隔、是れ別教の談ずる所なり。劫數を経て成佛すべし。

儒教に於て之を論ずれば、則ち聖凡已に性を異にす。(コノ次五十六字闕ク)御俗之道に於て用ふるに足らず。山林に隠れ、禽獸を友とし、行迹を正すに足る者歟。是れ隱士之道、儒教に於て取らざる所也。若し強ひて俗人に交らば、則ち嵇康之濫刑を免るべからざる乎。慎まざるべからず。學に志す之輩深く此理を省み、遠く此義を察せば、冀くは禍難を免れん而已。未だ俗を御するに足らざる也。

又宗門に於て之を准ずれば、則ち祖師之提携を慕ひ、一分之本性を見、清淨本然之理に於て惑ふ所無し、然りと雖も、問答挨拶に於て、或は擬議あり。是れ亦見性之不明なる者也。

花園天皇の御時は、朝廷幕府の關係が最も緊張して、危機の迫つて居つた時であつた。天皇御在位中に、文保の御和談と稱して、大覺寺・持明院兩統の迭立に就て、幕府の仲裁に依つて、兩統の間の約束を結ばれたこともあり、また持明院統内にも軋轢があつて、非常に紛糾して居た時である。是時に當つて、若し天皇の御性格が圓滿を缺かせられるやうなことがあつたならば、天下の亂は元弘の時を俟たずして、早く勃發したであらうと思はれる。其の局面の破裂を多少とも緩和することを得たのは、花園天皇の御性格に依る所が多かつたことと思ふ。而して其の御性格の鍛鍊は、儒教の側からも大に之を得られたことと思ふけれども、佛教の御信仰に依つて得られたことが殊に多いであらうと思ふ。

## 一六 後醍醐天皇

後醍醐天皇が剛毅嚴明の英主にましくたことは、今更申すまでもないことであるが、御學問に於ても和漢の道に通ぜられたことは、神皇正統記に

後宇多の御門こそゆゝしき稽古の君にましくしに、其御跡をばよくつぎ申させ給へり。剩、もろくの道を好みしらせ給ふ事、有がたきほどの御事なりけんかし。(中略)すべて和漢の道をかねあきらかなる御事は、中比よりの代々には、こえさせましくけるにや。

とあるによつても知られる。

御撰述の建武年中行事日中行事は、建武中興の御政を行はせらるゝに當り、朝儀の復興の爲めに記させたまひしもので、後世の龜鑑として仰ぐ所である。不幸にして中興の御偉業は、御志の如く成らなかつたが、その間に於ても、民を慈みたまふ御思召の、御製その他にあらはれたものも少くない。

御製に

世治まり民安かれと祈るこそ我が身につきぬ思なりけれ (續後拾遺集)

急ぐなる秋のきぬたの音にこそ夜さむの民の心をもしれ (續千載集)

身にかへて思とだにもしらせばや民の心の治め難さを (新葉集)



元亨元年の夏大旱の爲めに作物皆枯れ、人民飢饉に苦しみ、死屍累々として野に横はる慘狀を呈した。天皇は之を聞召して、朕に不徳あらば天子一人を罪すべし、黎民何の咎有てか此災に遭へると嘆かせ給ひ、朝餉を止めてまで飢民の救済に盡瘁あそばされ、尙又都の富豪の暴利を貪らんが爲めに積蓄へた米穀を廉賣せしめられた。また五條河原に非人小屋を建て、雨露の煩を除き、剩へ三度の供御を一度は止めて非人の食に供せしめられたとも傳へられる。(太平記・齒長寺縁起)

御製に

百首歌めされけるついでに

民のため時ある雨を祈るともしらてや田子の早苗とるらむ (新千載集)

右の大旱の時の御事蹟を背景として、この御製を誦し奉れば、御仁愛の深さが更にしみじみと感ぜられる。

### 一七 光 明 院

光明院は北朝の方で、御歴代には數へ奉らぬことになつて居るが、御日記もあり、御事蹟の欽仰すべきものが少くないによつて、こゝに附載し奉る。

その御日記は、京都御所東山御文庫に原本を藏せられてある。二卷あつて、一卷は北朝の年號曆應五年、即ち改元せられて康永元年に當り、今一卷は康永四年改元せられて貞和元年に成つた、此二箇年の分である。曆應五年には、光明院御年二十二歳にあらせられ、康永四年には御年二十五歳であらせられるのである。先づ本文を掲げ奉つて、次に其の文句に付て、

多少説明を加へて見ようと思ふ。

康永元年十月廿二日庚申、今曉式部大輔菅原朝臣(原注、「公時、去比式部大輔並に勘解由長官兩官之を辭す、所勞危急なるに依りて也と云々、但し尋ぬべし。」)

逝去と云々。去月初より病惱。初は只風氣の體也。日を追うて増す。此廿餘日食事通ぜず。仍りて氣力益衰へ、遂に亡没に至る。嗚呼悲哉。當世の儒宗にして、而して頗る才名有り。之に加ふるに晝夜の恪勤、又以て等倫に超ゆ。官學の兩道を兼ね、朝家の要樞たり。就中、朕、幼少の昔より、數々經史の訓説を受け、登極の初に至りて、即ち帷幄の重職に居る。數年の間、頻りに切磋琢磨の教を蒙る。殘生の中、争てか一字千金の恩を忘れんや。嗚咽して悲泣し、頻りに心襟を傷ましむるもの也。

二十三日辛酉、抑公時卿の事、文道の衰微、儒門の零落歎ぜざるべからず。其上當時侍讀の臣細々參仕の輩、在成朝臣と兩人也、朕稽古の事相構へて成立すべきの由、深く之を存ず。其志尤も切なり。仍て一身の愁爲り。縦へ先規然らざるも、物の音停止の如き、愁歎の志を表すべきの由、思案する所也。其上侍讀の臣を貴重せらるゝは、古今の例也。然れば先規又若しくは此儀に及ぶ歟。不審の間院に尋ね申すべきの由。(以下原書四行抹消、讀めず)

廿四日壬戌 今日仙洞の御報到來。此事法皇に申合はさるゝの處、寛平の御記、此事殊に



思食入れらるゝの由、載せらるゝ所ある也。中古に至り師を重んぜらるゝの儀淺からず。而して近代頗る無沙汰、文道の爲め、尤も無念也。近く在兼卿逝去の時、聊か沙汰あり。所詮内々興遊物音三ヶ日許停止せらるゝの條、宜しかるべき歟てへり。仍て今日許物の音を停め了ぬ。(原漢文)

此文意の大略を申せば、此の年康永元年十月廿二日に、菅原公時が死んだ。先月の初から病氣であつたさうであるが、初は只風氣の様子で、此の廿餘日食事通ぜず、氣力全く衰へ、遂に亡くなつた。嗚呼悲しいかな。當代の儒者で、才名が高かつたが、晝夜能く勤めた。そして同輩を超越して、官と學の兩道を兼ね、菅家であるから文章博士であり、式部大輔の官と兩方を兼ねて、朝家の樞要の地位に居た。就中光明院は、幼少の御時から經史の訓説を受けさせられて、位に登らせられた當時、公時は帷幄の重職に居つて、數年間切磋琢磨の教を蒙らせられた。一字千金の恩はどうして忘れられようか。嗚咽して悲泣し、宸襟を傷ましむるものなりと、深くその死を惜ませられた。

そこで何とかして師を重んずる志を表したいと云ふ御思召で、廿三日の御日記に、その趣を記させられた。抑々公時卿の事、文道の衰微、儒門の零落歎ぜざるべからず。其の上當時侍讀の臣で始終つとめて出て居る者は、在成朝臣と公時と二人だけである。御學問のことを相構へて成立す可きの由、どうか十分御稽古が出来るやうにと、深く注意してやつて居る。其の志は尤も懇ろである。そこで其の死を深く悼ませられて、縦へ先例がどうか知らぬけれども、物音を停止し、音曲停止でもして、愁歎の志を表したい。其の上侍讀の臣を貴はれると云ふことは、昔からの例である、然れば先規又此の儀に

及ぶか。或は先例があるだらうと思ふ。果して先例があるかないか、能く分らぬからして、不審の間、仙洞(光嚴院)の方へ其の事を御尋ねになつた。

そこで翌廿四日になつて、仙洞から御返事があつた。即ち光嚴院からの御返事が参つた。光嚴院は此の事を、花園法皇に御相談になつた。——花園法皇は、非常に博覽であらせられるからである。——法皇の仰せらるゝには、この事は寛平御記即ち宇多天皇の御記にも載せらるゝ所で、師を尊ぶと云ふことは、十分にせられなければならぬと、その御記に書いて居られる。中古には深く師を重んぜられたのであるが、近頃は餘程無沙汰になつて、餘り重んぜられなくなつた。是は文道の爲に頗る無念のことである。近頃在兼卿が亡くなつた時に、聊か沙汰があつたことがある。結局は表向でなくても、内々に於て、興遊音曲を三日ばかり停止せられたならば、宜しかるべきかと云ふ御返事であつた。それで今日ばかり物の音を止めた。廿二日より三日であるから、この日廿四日になつて、その日音曲を停止せられて、公時の死を悼み師を重んずるの御志を表せられたのである。

次は貞和元年六月廿九日の記事

貞和元年六月二十九日辛巳、此日論語を講ぜしむ。右大辨<sup>(甘露寺)</sup>藤原長朝臣之を講ず。權大納言藤原朝臣實、源朝臣、前權中納言源朝臣、左大辨藤原朝臣、竝に侍臣五六輩之に候す。溽暑堪へ難きに依り、晚陰之を始む。而して議論刻を移すの間、丑の四の刻に及び事訖ぬ。(原漢文)

六月廿九日に論語を講ぜしめられた。右大辨甘露寺藤原長朝臣が之を講じて、權大納言藤原朝臣洞院實盛(頭文字だけ註に入



れてある。源朝臣、前權中納言源朝臣、左大辨藤原朝臣、竝に侍臣五六人が之に侍つた。夏期で暑き堪へ難かつたので、夕方から論語の講義を始められて、段々議論が盛になつて、時刻が移つて、丑の四の刻に及んだ。丑の第四點の刻で、今日で申せば三時半頃と思はれる。夕方から午前の三時半迄續けて、論語の講論をせられたといふのである。御熱心の程も察せられることである。

其の次は貞和元年八月一日の記事

貞和元年八月一日壬子、蒼天高晴、白日昭明、丹生貴布禰の神感應と謂つべき歟。今日上下緇素相互に財寶を贈ること恒の如し。是れ近代の風俗歟。此事天下安寧國土豊饒の時は妨無し。近年の躰爲らく、一天未だ平かならず、四海困窮し、民飢色あり、野に餓孳あり。斯時に當りて、貴賤貧富各涯分の財産を盡し、此事を經營す。何を以てか用足り民富むべけんや。聞くが如くば、左兵衛督源朝臣(直義)此事を禁制し、敢て人に受けずと云々。但或人云ふ、左右の近習竝に女中等に至つては、密々其志を表し、禁制に及ばざる歟てへり。未だ實儀を聞かざる者也。

(頭書)前權大納言源朝臣(尊氏)重寶を獻ぜず。子息小兒病を煩ひ、獲麟に及ぶと云々。其故歟  
 二日癸丑晴、三ケ日中重寶等猶充滿す(原漢文)

この一節は、この前に、七月下旬に長雨がずつと續いて、京都の市民が非常に困つた。それで其の雨を止められるやうに、御祈をせられたのである。其の御祈をせられた丹生神と貴布禰神の感應と謂ふ可きか、今日ばかりと晴れて、日が照つて居る。さてその次に、今日上下緇素相互に財寶を贈ること恒の如し。この頃鎌倉時代から室町時代にかけて、八月一日に、今の中元と同じやうに、進物を方々へ贈ることが流行した。是は花園天皇の宸記の中にも此の事がある。丁度花園天皇と光明院が御二方同じやうなことを書かせられてある。上下僧俗共に色々な品物を贈る。是は近來の風俗であらう。此事は天下太平で國土豊饒の時は妨げ無けれども、近年の躰たらくは、——北朝の年號で、建武から曆應・康永・貞和となるのであつて、非常にまだ騒がしい時である。——四海困窮して、民が非常に苦んで居る時である。野には餓死せる人が横はつて居る。此の時に當つて、貴賤貧富各身分相應の財産を盡して此の事を色々苦んでやつて居る。何を以て用足り民富むべけんや。聞くが如くんば、左兵衛督源朝臣即ち足利直義は、この事を禁制して、人から受けないうで、進物は皆退けると聞く、但或人のいふには、親しく左右に附いて居る者からは、志だけのものを贈つて、それだけは受けると云ふ話を聞いて居る。果してさうであるか、まだ本當のことを聞いて居らぬ。前の權大納言尊氏は禁裏へ重寶を獻じなかつた。八朝の進物を致さなかつた。それは子供が病氣で亡くなつたからであると言ふが、其の故であらうか。二日癸丑は晴、此の三箇日中、重寶等猶充滿す。非常に澤山の進物があつたものと見える。右の如く、光明院が虚禮を廢して、人民の困窮を救はせられようとの思召は、誠に感激の至に堪へざるものがある。

其の次は貞和元年八月十五日の記事

貞和元年八月十五日、抑中古以來南都北嶺非道の嗾訴、近代倍增す。朝政正理に歸せんと



欲し、古跡靈場忽ち魔滅に及ぶべし。佛法の頽廢を顧みんと欲して、又理途忽ち亡び、奸惡生ず。嗚呼聖人の道廢れて世に行はれず。何に因つてか奸惡の邪途を塞がんや。悲しい哉。

是は此の前年に、尊氏・直義の發願で、後醍醐天皇の冥福を祈り奉る爲に、天龍寺を造つて、之を勅願寺に准ぜられたのである。所が此の天龍寺は初めその名を曆應資聖禪寺と稱した。曆應年間に勅願として建てられて、後醍醐天皇の御冥福を祈る爲に資するといふ意である。之に對して叡山から故障が出た。それは年號を寺の名に附けるのは延曆寺の特權である。禪宗のやうな新しい宗旨が勅願寺を建てるのは怪しからぬと云ふので、天皇・上皇が行幸せられて勅願寺の供養の式を行はれようと云ふのに反對したのである。それで長い間大騒ぎがあつたのであるが、其の事についての記事が、此の宸記の中に多く出て居る。これは其の一節であつて、南都北嶺の嗽訴に對して、僧侶連が中道を失つて奸惡を事とするのを慨かれたのである。即ち中古以來南都北嶺の非道の嗽訴が近來益々多くなり、朝政正理に歸せむと欲する所に、古跡の靈場忽ち魔滅に及び、佛法の頽廢を顧んと欲するに、道理が引込んで、奸惡が所を得た。遂に叡山の嗽訴が容れられて、勅願寺の式を以て供養を行はれることを止められた。天皇・上皇の行幸も密々で行はれると云ふことになつた。此の事を慨歎して、書かれたのである。

光明院の宸記は、此の二箇年の分でも、可成り大きな巻物であるが、此處に抄出したのは、只其の中の著しき部分を、二三箇所掲げたに止るのであるが、此の宸記全體を拜して見ると、光明院のすぐれて英明であらせられたことが拜察せられるのである。

## 一八 後崇光太上天皇

後崇光太上天皇は後花園天皇の御生父伏見宮貞成親王にまします。固より御歴代に立たせられた方ではないが、後花園天皇より太上天皇の尊號を上らせられたによつて、こゝに附載し奉る。

貞成親王は崇光院の皇孫で、榮仁親王の御子にまします。應安四年御誕生、應永三十二年親王宣下あり、同年御落飾あらせられ、御法名を道欽と申す。文安四年太上天皇の尊號を上られ、康正二年八十六歳を以て崩御あらせられ、後崇光院と申し奉る。

こゝに載せ奉る所の一篇は、椿葉記と名づけられ、後崇光院より後花園天皇に上らせ給うた所のものである。この御書は、その奥書にもある如く、永享五年に記させられたものであつて、この時貞成親王六十三歳、後花園天皇二十一歳にましまして、御踐祚後五年である。伏見宮にその御草案が傳へられてある。一篇の御趣意は、崇光院は持明院統の正流にましましたに拘らず、その御末が久しく皇位につかせられなかつたのを、後小松上皇の叡慮によりて、足利義教の議を納れさせられ、貞成親王の皇子（後花園天皇）が天位に即かせられたので、その事情を記され、持明院統の御歴代繼承の事、崇光院より榮仁親王を経て貞成親王に至る御代々の事、御領の事等委曲を悉されてある。

後崇光院の御日記看聞御記によれば、初は正統興廢記と名づけられ、永享四年の頃より起草せられ、永享五年に書終へたまひ、椿葉記と號し、六年八月に奏覽せられたものである。



こゝにはその御本文の御継続の事、御即位の事情、御領の事などすべて省略して、たゞ御教訓に關する數條のみを摘録する。

椿葉記

人皇始りてより、其御しそんの代々にうつりかはらせ給ふ御ありさまは、いそのかみふるき物がたりどもにみえ侍るうへ、家々の日記にもしるし侍れば、おぼつかなからず。ちかきよの事、崇光院よりこのかた、わが<sup>(一)</sup>りうのすたれつるありさまは、世の人のしるすべきにもあらねば、なにはのよしあしにつけて、いり江のもくづかきをくあととは、はばかりあれども、こゝろの水の浅きにまかせて、こと葉のはなをもかざらず、たゞありのままにおもふ事のかずしを、きみの<sup>(二)</sup>ゑいらんにそなへむためばかりに、しるしつけ侍る也。<sup>(中略)</sup>  
なによりも御がくもんを御さたあるべき事なり。一<sup>(三)</sup>てうの<sup>(四)</sup>るん<sup>(五)</sup>ごしゆじやく<sup>(六)</sup>みん<sup>(七)</sup>ご三<sup>(八)</sup>てうの院など、ことさら大<sup>(九)</sup>さい<sup>(一〇)</sup>い御名譽まし<sup>(一一)</sup>て、賢王聖代とも申つたへはんべる也。されば、人君は不可不學と本もんに<sup>(一二)</sup>もいへり。しかれば、文學和漢の才藝は、いかにも御たしなみあるべき御事なり。御ち<sup>(一三)</sup>せい<sup>(一四)</sup>にてあらむときも、洪才博覽にまし<sup>(一五)</sup>てこそ、<sup>(一六)</sup>せい<sup>(一七)</sup>だうをもよくを<sup>(一八)</sup>こなはれんずれ。雑訴などの大事、關白大臣以下の<sup>(一九)</sup>しんかの<sup>(二〇)</sup>しかるべき人に

ちよくもん<sup>(二一)</sup>ある事なり。法家の勘狀などめされて、<sup>(二二)</sup>だうりに<sup>(二三)</sup>まかせて御さたあれば、きみの御あやまりはなきなり。慈鎮和尚のかきをかれたる物にも、よろづの事は道理といふ二の<sup>(二四)</sup>もんじ<sup>(二五)</sup>におさまるよし見えはんべれば、げにも肝要にて侍るなり。又わかのみちは、むかしより代々聖主ことにもてあそびまし<sup>(二六)</sup>て、萬葉集以來、八代集ちかき代までもちよくせん<sup>(二七)</sup>ありつるに、この一<sup>(二八)</sup>りやう代中絶しはんべる、みちの零落むねなる事なり。むろ町殿かだうの御すきにてあれば、當代いかにもせん<sup>(二九)</sup>しふ再興のさたはありぬべし。和歌に師なし、古歌をもてしとすと<sup>(三〇)</sup>いへり。しかれば、萬葉古今いら<sup>(三一)</sup>いだ<sup>(三二)</sup>い<sup>(三三)</sup>のしう<sup>(三四)</sup>先達の抄げんじ伊勢物語などやうの物をも、<sup>(三五)</sup>せん<sup>(三六)</sup>だち<sup>(三七)</sup>のく<sup>(三八)</sup>てん<sup>(三九)</sup>のせう<sup>(四〇)</sup>物とも、御らんぜられ、四きおりふしにつけたる風情、朝暮御心にかけられて、御たしなみ有べき御事也。かやうのこごかしき事とも申はんべる。さだめて忠言耳に逆ぬとおそれあり。かつうは、<sup>(四一)</sup>るん<sup>(四二)</sup>の御子にならせま<sup>(四三)</sup>して、いまはわれらをば、他人におぼしめされ、人もさやうに申べければ、諫言もは<sup>(四四)</sup>かりある事にこそ侍れ。命に逆て君に利ある、これを忠といへり。又とを<sup>(四五)</sup>きためしにもあらず、崇光院、後光嚴院は、御一<sup>(四六)</sup>ぶくの御きやう<sup>(四七)</sup>だ<sup>(四八)</sup>い<sup>(四九)</sup>にてま<sup>(五〇)</sup>しませども、御くらゐのあらそひゆへに、御中あしくなりて、御しそんまで不和になり侍れば、前車の覆、いかでかつ、<sup>(五一)</sup>しまさるべき。

後崇光太上天皇



いまは御あらしひあるべきふしもあるまじ。わか宮をば始終きみの御やうしになしたてまつるべければ、あひかまへて、水と魚とのごとくにおほしめして、御はごくみあるべきなり。(中略)

大かたる(後小松院)の御やうしにてわたらせ給とも、まことの父母の申さむこと、ないがしろにおほしめすべからず。されば虞舜は父の頑なる瞽瞍をうやまひ、(弟)をととの傲れる象をあいせしも、孝悌をまもるころざしふかきによりて、賢王聖代のめでたきためしには申なり。明王は(孝)かうをもて天下をおさむともいへり。おそれながらも、父母の恩をばおほしめしわするべからず。讒人の申すによりて、父子けい弟の中もあしくなる事なれば、なにと人は申とも、わがしそんをば御れんみむまし(備)くして、叡慮にかけらるべきなり。叢蘭欲茂秋風破之、王者欲明讒人蔽之と臣軌にいへり。いまは老體になり侍ぬれば、行末の事までおそれ(中略)はかりながら申おくなり。

大かた御成人ましますとも、かやうのくはしき由來をばしろしめすまじ。叡聞にいる人もあるべからず。そのうへ院(後小松院)の御子にならせまします(此方)ば、こなたさまの事は、あながち御心えなくとも、人は思ひ申べけれど、さりとは崇光院の御しそのうへは、しろしめさ

では、いかであるべき。いまははや御せいじん(人)わたらせ給へば、えいりよにまかせらるゝ事はなくとも、おほよそのだうりをば、なに事も御ころえあらしめんために申をき侍るとなりん。そも箱屋(箱屋)の山風しづかにて、くも井の月をてらし、大樹(將軍義務)のかけえだをさかへて、めぐみの露しげし。萬のたみ政徳をあふぎて、四の海浪もたぬ世なれば、なにはづに冬こもる木の花も春べにあひ、ふしみの里(伏)に時しらぬ朽木のやなぎも、まゆをひらく(扇)おりふしなれども、人のころのあかずさは、なをものころおもひを述はんべるほどに、めにみえ耳にきくよその御事まで、かきつゞけはんべる。ころのいづみはわきかへれども、音にもたてがたく、ふて(筆)のうみはくめども、つきせねば、かきすつるもくず(深)のながれても、とまらん事は(海)かりあるのみならず、竹園のつゆのことは、芝砌の風におちりて、みそなはれん事、御わらひぐさともなりぬべし。ゆめく人(見)にみせらるべからず。かつらは又よ(代々)のふる物語のこちして、おかしく侍れども、おもふことしの(露)をす(小)きのほにいでがたければ、ことばのはやし花もさかず。まさごにゐる鳥のあとさだかならねど、おい(老)のつるの子をおもふこゑを雲井にきこえあげて、行末のちよのかたみにも御らんぜられよとばかりなり。當代の御事、御げん(元)ぶくまでのことをばしるし侍りぬ。御ゆくすゑはるかなれば、のこりおほくと、



め侍りぬ。おほよそ稱光院のたえたるあとに、皇統再興あれば、(後嵯峨院)ごさかのあんの御れいとも申ぬべし。八まんの御たくせん(託宣)に椿葉のかけふたゝび改としめし給へば、そのためしをひきて、椿葉記と名づけはんべることしかり。

永享五年二月日書畢

右御本文の初には、先づ一篇の御趣旨を記したまひ、次に御學問を勉めらるべきこと、訴訟裁決は關白以下に勅問あらせられ、道理に任せて御沙汰あらせらるべきこと、和歌の道を嗜み給ふべきこと、諫言を容れたまふべきこと、御若宮との御和合のこと、御父母の恩のこと等をのべたまひ、終にこの一節を記させ給ひし御心情を、諄々と説かせられたのである。全文雅馴にして優麗なる筆致を以て、御慈愛のこもつた跡を拜することができぬ。

御本文の終に、八幡の御託宣に椿葉の蔭再改と示し給へば云々であるのは、後嵯峨天皇の御幼少の時、御外戚の縁によつて、大納言源通方(御母源通子の叔父)が御預り申したが、通方薨じて後、眞實に仕へ奉る者もなく、心細げにおはしまし、稍長し給ひて後、御出家遊ばさうとせられたのを、承明門院(後鳥羽天皇妃、土御門天皇御母、即後嵯峨天皇には御祖母)が御諫めなされたので、天皇の御意未だ決し給はず、稍あつて潜かに石清水宮に御參詣なされ御念誦あり、少しまどろませられた處、神殿の中にて、「椿葉之影再改」といと鮮かに氣高き聲にて誦すると聞しめされて、御目さめなされたれば、明方の空すみわたり、星の光もけさやかで、いと神さびて居た。如何なる夢かとあやしく覺されながら、人にもたまはず、是より學問にも勵ませられた。まもなく四條天皇崩御、やがて後嵯峨天皇踐祚まじくた。(増鏡三神山の卷)「椿葉之影再改」とは新

撰朗詠集(下卷帝王部)に、德是北辰、椿葉之影再改、尊猶南面、松花之色十廻とあり、帝王の御代長久を祝うた詞である。

後嵯峨天皇は即ちこのめでたき詞を夢の告に聞かせられ、やがてそれが事實に現れて、御位に即かせられた。さて後嵯峨天皇の御子孫の中、御兄系の後深草天皇の御系統は、伏見天皇後伏見天皇を経て光嚴院に至り、その御後が崇光院と後光嚴院の兩系に分れ、崇光院の御後は、伏見宮榮仁親王貞成親王(後崇光院)となり、後光嚴院の御後が、後圓融院後小松天皇を経て、稱光天皇に至つて斷えた。其後を承けて貞成親王(後崇光院)の御子が位を嗣がせられたので、いはゞ椿葉之影再改の託宣がこゝに事實に現れたともいふべきである。即ちこれを以てこの御書の題とせられたのである。

一九 後花園天皇

後花園天皇は殊に文藝の御嗜深くおはしまし、畫を善くせられた。これは御生父後崇光院の看聞御記に至る所に見える。甘露寺親長の日記には、天皇の宸筆地藏繪像・彌陀三尊のことが見え、僧周興の半陶藁には、同じく宸筆の天神像の贊を載せて居る。京都御所東山御文庫には、天皇宸筆の琴腹繪卷を藏せられてある。これは古今著聞集や拾遺和歌集に見ゆる琴の腹に鼠が子を産んだ物語を繪にしたもので、本文も繪も共に天皇の宸筆を染めたまひしもので、稀世の珍品である。應仁略記に、天皇崩御のことを記して、御德行、詩歌・管鳳笙・絃奏筆・入木・蹴鞠・畫圖等近來の聖主とある。これによつて、天皇は更に音楽蹴鞠等にも長じたまひしことが知られる。

こゝにもある如く、天皇はまた入木即書道の達者にまじくたことは、今日現存して居る多くの宸翰によつて拜すること



ができる。

天皇はまた漢詩を善くせられた。永享九年十月室町の將軍亭に行幸の砌、二十五日御鞠并三船御會を催された時の御製

冬日賦<sup>三</sup>池上宴群臣<sup>一</sup>詩<sup>以</sup>以<sup>爲</sup>韻

池上青松映玉欄<sup>一</sup> 畫船載興水容寬

恩波已浴群臣宴<sup>一</sup> 萬歲千秋與衆歡

君臣和樂の御様子が偲ばれる(室町殿御幸記)。天皇の御製の詩としては、足利義政に賜つてその奢侈を諷誠あらせられた一篇は、最も人口に膾炙して居る。それは天皇の御代に、寛正元年よりうちつゞく飢饉にあはせて、疾疫流行し、人民の死するもの多く、京都だけで毎日五百人といひ、或は六七百人にも及んだといふ。東福寺の僧大極藏主の記せる碧山日録によれば、その頃所用あつて京に入り、四條の橋の上より其の上流を見るに、流屍無數塊石の磊落たるが如く、流水も爲めに壅塞して、その腐臭當るべからず。東去西來の行人も之が爲めに涙を流した。或人曰く正月より二月に至るまで、京中の死者八萬二千人であつたと。何によつて之を知るかといへば、城北に一人の僧あり、小片木を以て八萬四千の卒都婆を造り、一々之を尸體の上に置いて以て之を弔つたが、二月中で残す所僅か二千である、以てその死者の數を知ることができたといふ。これは京都市中だけのことであるから、郊外原野溝壑に斃れた死屍は、幾萬なるかを知らぬといふ有様であつた。後花園天皇は何とかして人民の苦を救うてやりたいとの思召により、嵯峨天皇以來の例によつて、一字三禮の儀を以て心經を書寫して祈願をこめさせられ、三寶院前大僧正義賢をして之を供養せしめられ、ついで之を大覺寺に納められた。大覺寺心經

堂にこの宸翰心經も亦藏せられてある。目錄に寛正二年五月日とある。御經長さ八寸八分、地紙一尺五寸あり、本文銀泥を以て十七字十九行に寫されてある。

この時に當つて、政治の局に當つてゐた足利義政は、かゝる大飢饉で、人民の困苦言語に絶するをも顧みず、一向平氣で、常に猿樂を演じて興に入り酒宴を催し、或は土木事業を起して庭園を作り、その費用を人民から徴發するといふ風であつた。後花園天皇は之を見るに見かねさせられて、御製の詩を賜はつた。

殘民爭採首陽薇<sup>一</sup> 處々閉廬鎖竹扉<sup>一</sup>

詩興吟酸春二月<sup>一</sup> 滿城紅綠爲誰肥<sup>一</sup>

この御製の大意は、飢饉の爲めに人民が苦んで食を得ず、或は山に入つて蕨を採つて饑を凌ぎ到る所家を閉ぢて、所々にさまようて居る。今や都には春色盛にして、詩歌の興まさに酣なるの時、咲き匂ふ滿都の花を、そも／＼誰が見るであらうかといふのである。義政はこれを拜して、暫くは慎んで居たのであるが、既にしてまたもとの如くであつたといふ。

天皇御讓位の後、寛正五年十二月、雪中に仙洞に催された御會に、「八紘歸聖猷」の御題に

教化多年功未成<sup>一</sup> 遂辭南面換閑情<sup>一</sup>

皇家願復唐虞道<sup>一</sup> 百國咸誇聖德明

仙洞

義政諷誠の御製とあはせて、人民撫恤の御慈愛と御詩情の豊かさが拜せらる。



天皇が皇太子(後土御門天皇)に贈りたまひし御教訓の消息が、夙くより世に漏れ傳はつて居る。左にその御本文を掲げ奉る。

ふとしたるやうに候へども、萬御心え候はんずることども、人などしては、さのみ申され候はむやうに候ほどに、大概心中のとをり記しつけ候。能々御覽ぜられ候事にて候べく候。まづ御進退などは、如何にもしづかに、重々と候はんずるにて候。御こは色、なにとやらむきふくと聞え候。やはらかにのどやかに仰付られ候べきにて候。連歌の時、人のいたし候句など、いかにわるく候へばとて、そこつに難を入られ候事、しかるべからずおほえ候。その故は、御けいこなども、いまだいたり候はぬと申、伏見殿我々をさしをかれ候て、一座を御さばき候べき事は、かたし御斟酌候べきことにて候。くれしけふあすのことは、よろづ御懷もせばき事候ぞかし。しぜむ難も候はぬ句などを、とかくおほせられ候はむずるは、かへりて御ちじよくにて候べく候。又和漢連句のとき、漢の句いて候へば、毎度御ふしむ候。これはをての御尋にて候はんずれ。とても連句のことは、一向御存知候はぬうへは、あながち當座の御ふしんは、そのせむなき事にて候。肝要は連哥まじり候事にて候ほどに、さやうの時、御句を出され候はむずるまでにて候。さりながら漢句つまり候ときなどにて、御

句など付られたきやうにも候はゞ、さやうのとき、御ふしむも候べきにて候。そのうへ、しぜんやすき句など御たづね候へば、これほどに文字かたなど疎々しき御事にて候かと、人の存候はんずることも、かつうは口惜やうに候。とても一座後日に御覽ぜられ候べきうへは、そのときいかにも御不審候て、御けいこの便にもせられ候べく候。殊に近比の會など、室町殿大閑いしいし嚴重に伺候せられ候事にて候。聊のことも、御心に御心を添られ候て、御謹候はむずるにて候。たゞうち心やすく、さいさいしこうのものさへ、人々の心中は辱かしきことにて候。ましてや、とざまさいかくのかたしは、いかにも見落され候はぬやうに、誰々もありたき事にて候。惣じてそのの御事は、おさなくいらせおはしまし候時より、おそろしく辱かしき人も候はぬやうに思召候て、御心のまゝに御そだち候ゆへに、今に御心づかひも、かやうに候かとおほえ候。猶もおさなき御年にて候はゞ、せめては罪さり所も候べきにて候。今にをきては、御成身の事にて候。いかにも御身を謹まれ、世の欺けり候はぬやうに、御嗜候はんずるがむようにて候。いく度申ても、御學文を先本とせられ候こそ、御身の誤りをもあらためられ、人のよしあしをも正され候事にて候。能々御稽古候べく候。その外は、公事かた、詩歌、管絃、御手跡など、御能にて候。なにとしても、哥連歌の事は



誰々もとりつき候へば、さすがやすきやうに候。文字かたのことは、ふとりつきにくきやうに、人ごとに心えをき候て、ぶさたし候。去程に一文不通のいたづらもののみ世にはおほく候。これはあさましき事にて候。文字かたにて候へばとて、さのみ大事なる事にて候はねばこそ、誰々も又さたし候へば、安きならひにて候。かむ（屏）ようは、すきとす（不）かざるとのかはりめにて候。漢才に疎く候へば、萬事につけて未練恥辱なることのみにて候。詩連句などさたし候へば、おのづから文字は行き候事にて候。幸伏見殿御さたのうへは、御ふしむのことは、尋申されて、いかにも御けいこ候はば、めでたくおほへ候べく候。此ちかごろ、小鳥などあつめられ候て御すきのよし、きまゝならせ候。これまたしかるべからず候。なにとしても、かやうの無用なる事に心をうつし候へば、かん（屏）ようさたし候べき事は、そば（徳）になり候習ひにて候。そのうへかやうのなぐさみは、おさなき時の事にて候。萬事をさしをかれ候て、御稽古をはげまされ候事にて候べく候。返々そのの御事は、すでに儲君の御事にて、御み（冥）やうがも候はゞ、踐祚の（徳）一だむ勿論の事にて候。よのつねの竹園などの御あてがひにはかはり候はむずるにて候。御こゝろだてなど、いかにも柔和に、御慈悲ふかく候て、人をはごくまれ候はむずるにて候。何としても、はらあしく短慮に候へば、人のそしりをう

け、我身も後悔し候事にて候。かまへて當時後代の謗をのこされ候はぬやうに、御心をもたれ候はんずるにて候。かやうの事ども、さのみ申候へば、さだめて御氣にちがひ候はんずれども、我身申候はては、たれ（誰）かけう（教）くむ申候べきぞにて候程に、心中をのこさず申候。をよその内典外典の文にも、親の命を背候はぬをもて、孝行と申候。かまひて我ら申候事など、い（徳）るかせにせられ候まじく候。ふしみ殿などの御事も、久しく御同宿の事にて候。自他御等閑候まじき事にて候。し（自）ぜんかの申され候事など、ないがしろにはせられまじく候。猶々御心え候べき事ども多候へども、さのみは筆にもつくしがたく候程に、あら（心）にうかみ候事どもしるしつけ候。此一卷（屏）かむ（要）ようと思召候て、かまへてさい（心）に御覽ぜられ候事にて候べく候。

あはれしれ今はよはひも老の鶴の雲井にたえず子をおもふこゑ

この御消息は、後花園天皇が皇子後土御門天皇の皇儲にあらせられた時に贈らせられた御教訓書で、坐作進退を慎み重々しくせらるべきこと、御言語を靜かに和かにせらるべきこと、連歌連句の時安に難を入れらるまじきこと、難句の御質問のこと、學問を本にせられ、公事・詩歌・管絃・書法等を兼ね修めらるべきこと、小鳥の愛玩に耽るべからざること等を誠められ、御柔和に人を慈み、怒りを和げ、後代の謗を殘さぬやうにと御注意あらせられたものである。



この御消息は、古くより世間に出て居るもので、「扶桑拾葉集」に載せられ「群書類從」にも收められてある。原本は如何なつたかわからない。御書きになつた年は明かでないが、後花園天皇は寶算五十二歳で崩御になり、その時に後土御門天皇は二十九歳にまじくたのであるから、或は長祿寛正の頃、後花園天皇御四十歳過ぎの頃のものであらうか。御文句は極めて和かになだらかで、噛み含んで御誠めになる情理兼ね到る御様子がよく現れて拜せられる。

前に記した心經御書寫の事、足利義政を誡められた御製の詩など、併せ考へて、後花園天皇が非凡の英主であらせられた事が察せられる。後花園天皇といふ御追號は偶然ではあるが、前の花園天皇と後の花園天皇と、御性格がよく似通はせてゐられるやうに拜せらるゝのである。

終りに天皇の御製數首を録してこの篇を結ぶ。

くもらじな天つ日つぎのいやつぎに守りきにける神の御國は (後花園天皇御集)

いかばかり心をそへてまつりことすぐなる代ぞと人にいはれむ (後花園院御首書)

思へたゞ空にひとつの日の本にまたたぐひなく生れこし身を (後花園院御集)

わが袖におもひしれとや宿るらむ民のわらやのさゆる夜の月 (後花園院御集)

## 二〇 後土御門天皇

後土御門天皇の御代は、皇室の式微甚しく、御經濟の困難も一方でなかつたに拘らず、皇室の尊嚴維持の爲には、常に御

心を用ひさせられ、官位等濫授の弊を防ぐことに努めさせられた。

文明十五年九月十六日、醍醐三寶院門跡權大僧都義覺が寂した。生前に僧正に昇進を願ひ出たが、天皇は義覺が年少でもあり且未灌頂である(眞言祕密の儀を傳授する灌頂を受けてない)から、かたぐゝ然るべからずとて、容易に御許しない。年少で僧正になつたものゝ例を調べしめられたが、それは一二の例があつたけれども、未灌頂の事は如何であらうか、結局贈官ならば宜しと仰せられたけれども、尙三寶院の門流から懇請したので、終に申請に任された。(實隆公記)

また天皇の皇女安禪寺惠仙尼宮は、かねてより大徳寺春浦宗熙和尚に篤く御歸依であらせられたので、禪師號勅許の事を嘗て願はせられたが、勅許なかつた。延徳二年十二月に、宮御病氣危篤にならせられたので、何か望む所なきかを問はせられた處、願くは春浦和尚の禪師號を勅許あらせられたらば高恩たるべき旨を答へさせられたので、特に之を許したまひ、正續大宗禪師の號を賜つた。生存の中に禪師號を賜はることは其例稀なることであつた。(實隆公記)

天皇はまた常に皇室の復興を念としたまひ、文明十四年正月十四日には、内裏に於て元日の節會の御習禮の儀を行はしめられた。これは應仁の亂以來節會行はれず、公私共にその儀全く廢し、爲めに人々の進退作法等絶え失ふべきにより、習禮を行ひ、其儀式を後に残すやうにとの勅定を下されたによるものである。白馬節會・踏歌節會も同様にとの仰せであつた。延徳元年八月廿七日には、三條西實隆等を召して、數刻の間節會再興の事について仰せ談ぜられた。同年九月十日には、來年元日の節會を行はるべしといふことで、紫宸殿の裝束等を檢せしめられ、明けて二年正月元日には、いよゝ之を實行せられた。亂後凡そ二十年にして再興せられたのである。同月五日には、また來七日白馬の節會を行はるべき旨勅を下されたが、將軍義政の薨去によつて、遽に停止せられた。十六日には踏歌節會を行はれた。



翌三年九月三日には、神祇伯に命じて朝儀の再興を祈請せしめられ、翌四年正月には殿上淵醉の儀及び敍位の儀を再興し、明應元年七月には、應仁亂後始めて乞巧奠を行ひ、同十二月には追儻を行はせられた。同七年閏十月には、更に朝儀再興を大神宮に祈らせられた。(實隆公記、長興宿禰記、後法興院記、大乘院寺社雜事記、元長卿記、親長卿記、宣秀卿記、和長卿記) 天皇の御撰に、御神樂記・御神膳次第といふのがある。これまた宮中御儀式の復興を念としたまひ、傳統を重じたまふ意より出たことである。

天皇の御製に

にごりゆく世を思ふにも五十鈴川すまばと神をなほたのむかな (後土御門院御集拾遺)

まつりごとその古にのこりなくたちこそかへれ百敷のうち (後土御門院御百首)

これまた同じ御思召のあらはれたものと拜せられる。

## 二一 後柏原天皇

後柏原天皇もまた先帝の御志をつがせたまひ、朝儀の復興につとめさせられた。元日の節會が後土御門天皇の御代延徳二年に再興せられて以後、また退轉して居たのを、文龜二年に御代始によつて再興せられた。その後また十四年間退轉したが、永正十四年に再興せられた。文龜三年には太元帥法を再興せられた。太元帥法は毎年正月八日より十四日まで、七日間行はるゝ大法會であつて、平時には息災の爲め、亂世には調伏の爲めに修すといはれるのであるから、戰國時代にあつて

は、特にこの御修法の意味も深いわけである。されば應仁の亂の間にも、朝廷にあつては努めて之を修せられ、型ばかりながらも行はせられたのであるが、その後はとかく絶えがちであつた。こゝにそれが再興せられ、嚴重に一事の違亂もなく行はれたので、天皇は殊に御満足で、再興の時到ると喜ばせられ、宸筆を以て女房奉書を下され、之に參勤した「そうゑい」法印を賞せられた。(京都御所東山御文庫記録)

天皇には四方拜次第の御撰がある。これまた後土御門天皇と同じく、朝儀復興の勅慮に出たことであらう。その年の初、天皇は御製詩一首を東坊城和長に示され、和韻を命ぜられた。

その御製

年甫佳節聊暢祝詞一首云

雪盡山々韶景新(頭イ) 鶯歌燕語各迎春

此心非一人天下 故覺昇平樂兆民

民と共に太平を樂まんとのかしこき御思召が拜せられる。

天皇御製の和歌には、殊に皇室復興を念じ世を憂へ民を思ひたまふ御述懐が多い。

社頭祝世

上下と人にみだれぬ道までもわが世にまもれ賀茂のみづがき (後柏原院御百首都類)

山家流水

後柏原天皇



みなせ川心とめけむ山水のあはれむかしをかへす世もがな

述 懷

をさめしるわが世いかにと波風の八十島わけてゆく心かな

おのが世に思ひなりぬる時やこれ上もめぐまず下もなびかず

寄雲述懷

いかにせば月日をおなじ心にて雲の上より世をてらさまし

懷 舊

あぢきなく世をおもふゆへの言の葉は思はぬものゝおなじ心を(志)（柏玉和歌集）

天皇の御代大永五年に、疱瘡が流行したので、天皇は「心經」を書寫して、仁和寺と延曆寺とに納められ、萬民の安穩を祈らせられた。その御經の奥書の宸筆の御下書が、京都御所東山御文庫に保存せられてゐる。その文に、

頃年小瘡流布都鄙愁苦日久矣依之爲利蒼生聊擬丹棘書寫般若之眞文  
禱爾仁和之靈寺仰冀三寶知見萬民安樂乃至法界平等利益

大永五年十一月 日

延曆寺の分には右の文中「仁和之靈寺」の代りに「延曆之靈寺」と遊ばされた

### 二二 後奈良天皇

官位の濫授の抑制については、後土御門天皇・後柏原天皇の兩御代にも行はれたことは前に述べた如くであるが、後奈良天皇は殊に嚴正であらせられた。

大永七年足利義維（將軍義晴の弟）が三好元長に擁せられて和泉に至り、六月任官を請ひ奉つたに對しては、上洛して後に申請せよと命ぜられた（御湯殿上日記）。享祿の初には三好元長等が細川高國に反し、高國は近江に奔つて永源寺に寓し、京師を回復しようとした。時に高國は永源寺の寺格を陞せようと思ひ、この事を三條西實隆に頼んだ。永源寺はさきに明應四年に勅して圓覺寺の上に列せしめられて居たのを、今また高國は之を陞せて天龍寺に准じようとしたのである。天皇は初めは之を許されなかつたが、高國が切に請ふによりて、終に之を允可せられた。實隆乃ちその綸旨を高國に送つた。その時實隆より此事を高國に報じた書狀竝に永源寺に報じて轉位住持職のこと天龍寺に准ずべしといへる書狀が、永源寺に存して居る。天皇が殊に名器を重んぜられた聖慮を窺ふに足るものである。

天文四年に左中辨從四位下烏丸光康は、將軍義晴に隨ひ、近江に奔り、その前後義晴の爲めに忠勤を抽んでたので、義晴は爲めに奏して位を上げんことを請うた。然るに天皇は之を許したまはず。三條西公條・柳原資定等が心配して、將軍の意に違ふことの不利なる所以を申上げたので、已むを得ず之を御許しになり、特に勅して光康のことは是非なく之を許す、自今以後かくの如き取次をなすべからずと仰せられた。（宸記天文四年三月二日・十月三日・同廿四日廿五日の條）同年六月三日に



は、日野晴光が四品に敘せられんことを請うた。天皇は甘心し給はぬ御様子であつたが、將軍の執奏により已むを得ず勅許あらせられた。(宸記)

同年十一月には、土佐の一條中將房冬が、竹園(某親王)を経て大將に任ぜられんことを請ひ、勾當内侍まで一萬疋を進上した。天皇は「言語道斷無是非曲事也」と憤らせられたが、竹園の面目を失ふを慮らせられ、特に之を勅許あらせられたが、一萬疋は之を返さしめられた。(宸記)

大内義隆はさきに即位の料として、初に四千疋、後に二十萬疋を獻じたが、天文四年に京師大風あり、日華門の倒れた時、その造營の費として、一萬疋を獻じた。之によりて太宰大貳に任ぜられんことを請うた。天皇一たびは之を許され、十二月廿七日に女房奉書を書かしめられたが、翌日遽かに之を止めさせられ、其後五年五月に至つてやう／＼之を許された。

(宸記)

同年また菅原長雅から、妙心寺の宗松に禪師號を賜はらんことを奏請した。天皇は御躊躇あらせられて、長く御考になつたが、已むを得ず之を許された。長雅から其御禮として五百疋を獻上した。天皇は之を御納めになつて、この事は固より本意でないが、已むを得ず許した。然しながら今後斯の如き事は再びすべからずと仰せられた。(宸記)

天文の頃、伊勢の北畠晴具が、其子具教の爲めに官位を奏請した。天皇は特に之を許したまひ、勅書を賜つて之を戒められた。其の御趣旨は、官位といふものは、人々の所望によつて濫授すべきものではない、此度の事は特に聞食すにより、必ず上洛して拜賀を遂げよ、且つ従前は代官を在京させて御奉公を申上げたのに、今はそれさへ致さざるは謂れなき事である、必ず一族のものを在京させて、御奉公を致すべしとの旨を傳へさせられた、その聖旨凛として響あり、自ら襟を正さし

むるの概あるを覺ゆるのである。(京都御所東山御文庫記録)

天文二十二年、天皇は宸筆心經を信濃諏訪神社に納めさせられた。この宸筆心經奉納は、後にも述べるが如く、饑饉疫病によりて民の苦むを憐ませたまひ、之を祈禳せんが爲めに諸國一宮へ奉納せられたもの一つである。信濃へは伏見般舟院の僧を使として奉納せしめられ、併せて命じて禁中修理費を上らしめられた。諏訪の神長守矢頼眞は勅命を畏みて、禁中修理の費を獻じ、その代りに正二位に敘せられんことを請うた。般舟院の僧が間に居て斡旋したのであるが、正二位は先例なしとして許されず、正三位も先例はないけれども、般舟院は皇子曼殊院覺恕親王の住せらるゝ所であるによつて、その縁故を以て懇請したので、特に勅許あらせられた。(守矢文書、諏訪上社文書等)

以上述ぶる如く官位濫授を抑へて、皇室尊嚴の維持を計り給ふと共に、一方にはまた常に舊典の復興を以て念としたまひ、機會ある毎にその目的に向て努めさせられた。

大永七年四月七日、先帝一周忌に當り、先例は公卿等に任せて之を行はせられたが、この時三條西實隆の議により、勅願を以てその法會を修せられた。(實隆公記、二水記等)

勾當内侍任命の事は、禁祕抄によれば、上首の内侍を以て任ずるを例とするに拘らず、近例は高倉・坊城兩家の女を以て任ぜらるゝ事となつて居た。よつて大永七年九月十三日、舊儀を復興し、改めて上首の内侍を以て之に任ぜられた。(二水記)

享祿三年正月には、珍らしく元旦の節會四方拜を行はせられた。この時の事を記した御湯殿上日記には、「なほ／＼年中の公事とも、御さいこうにて、のこりなくおこなはるべき始めにてめてたし／＼」とある。天文三年には、太元帥法を行はせられた。後柏原天皇の文龜三年に行はれて後凡三十年斷絶して居たのが、こゝにまた再興せられたのである。すべてが都合



よく運んだらしく、修法の間に正月十一日、天皇は女房奉書を理性院嚴助に賜はつて、いよ／＼天下治まり、御壽命長遠を祈らせられ、ついで結願の日にも、また女房奉書を下して、「嚴助法印心つくし神妙に覺しめし候、天下もおさまり候て、年々もと／＼のことく御願成就と、返々よろこひおほしめし候」と仰せられた。理性院は醍醐寺の院家で、古くより太元帥の御修法に參勤するを以て例として居た。その頃、この御修法の料所が、何者かに押領せられたので、その闕意を見んとするに至つた。天皇は之を憂へたまひ、特に宸筆を以て將軍足利義晴に御消息を下された。御趣旨は、太元帥法は七百年來退轉なく、應仁の亂の間にも型ばかりながら行はれ來た、當年はまねばかりにても、別願を以て修せらるべき筈であつたのに、料所が押領せられた爲め、全く停頓するに至つたのは歎かほしい事である、この修法は總別他に異なる大切な祈禱であるから、今に於ては棄ておかれ難し、速に嚴密に下知して、恢復を計るべしと命ぜられたのである。公武の爲め、斟酌を顧みず、國家の爲めさし措き難しと仰せられたのは、聖旨の嚴なる御様子が拜察せられる。義晴はこの勅旨を受けて、傳奏宛に十二月十四日を以て請文を捧げた。(三寶院文書)

これ等は何れも長く續けることはできなかつたけれども、その廢れたるを興さんとしたまへる御志のほどを窺ふに足るものである。

京都御所東山御文庫に、天文十四年、天皇宸筆の宣命案一通が保存せられてある。これは、御即位後二十年なるに、未だ大嘗會を行ひ給ふこと能はざるを遺憾としたまひ、之を大神宮に謝せられたものである。その御文中に、「是の事敢て怠れるに非ず、國の力の衰微を思ふが故なり」と曰ひ、今や「公道行れず、賢聖有徳の人無く、下尅上の心盛にして、暴惡の凶族所を得たり、」調物を怠り、諸國守護の武士恣に御料所を押領して、諸社神事も退轉し、諸王諸臣も衰微せりと慨かせられて、偏に神明の加護を仰がせられた。

天文三年諸國に疫病が流行した。天皇は之を憂へたまひ、御祈禱の爲めに、先例により心經を書寫あらせられた。その心經は、嵯峨の大覺寺に納められ、今に保存せられてある。その御經は、紺紙金泥で長さ一尺九分、横二尺二寸八分あり、十七字詰二十六行ある。御奥書の文は、左の通りである。

頃者疾疫流行、民庶憂患、朕顧不徳、寤寐無聊、因追弘仁明時之遺塵、奉寫般若  
若心經之妙典、仰願天感、丹誠之懇篤、國蘇蒼生之多難、乃至法界平等利益

于時天文第三曆仲夏中旬

疾疫の流行民庶の憂患は、即ち天の時を得ず四時その節を失ふによるものとして、深く御自ら不徳を顧み給ひ、寤寐に安からずと仰せられたのである。その後、天文八年には諸國に洪水あり、氣候不順で、甚しい凶作であつた。九年には飢饉で餓卒途に横はり、疾疫流行し、京都に於ては春夏の間毎日六十人許り死人を棄てたとある。天皇いたく之を憂へ給ひ、六月十七日より始めて五箇日間、不動小法を宮中に修して、疾疫終熄を祈り給ひ、また親しく宸翰を染めて、紺紙に金泥を以て心經を書寫し給ひ、山城醍醐三寶院義堯を召して災厄を祈り禳はしめられた。この宸筆心經は今に醍醐三寶院に藏せられ、國寶に指定せられてある。その御奥書は左の通りである。

今茲天下大疫、萬民多阨、於死亡、朕爲民父母、徳不能覆、甚自痛焉、竊寫般若  
心經一卷、於金字、使義堯僧正、供養之、庶幾、虛爲疾病之妙藥矣、



于時天文九年六月十七日

民の父母としての御自覺のもとに、徳覆ふこと能はず、甚だ自ら痛むと御自責の御言葉は、實に恐懼に堪へぬ次第である。世は戰鬪絶え間なき混亂の時であり、御料所より納まるべきものも途絶えて、朝廷の儀式は申すに及ばず、その日の供御にさへ御差支へたまふところもあつたと傳へられる。世が世ならば救助の米を賑はせられたであらう、薬も施されたであらうが、そのすべもない、依るべき途はたゞ神と佛にすがらあるのみ。天皇が御祈願の誠は、今日より仰ぐも猶かしこき極みである。天皇は更にこの御祈願を、ひろく全國の神々に捧げられた。諸國一宮へ同じく心經(紺紙金泥)を奉納せられんが爲めに勅使を遣はされた。その御目錄を宸筆で書かせられたのが、今に京都曼殊院に保存せられてある。その御目錄には、心經を遣はさるべき國々の名と、その勅使の名とを記されてある。即ち左の通りである。

心經國々被遣内

河内	傳譽	伊勢	尾張	參河
遠江	長淳卿 <small>(東坊城)</small>	駿河	陸奥	越前
加賀	白山長 <small>(史)</small>	但馬	備前	出雲
周防	光康卿 <small>(鳥丸)</small>	右府	尹豐卿	肥後
日向	季遠卿	資將卿 <small>(可)</small>	光康卿	光康卿
近江	勸大入道 <small>(勸修寺大納言入道尚卿)</small>	天文十四年二月廿一日までは此分也	已上十八ヶ國	信乃
				<small>(三條大納言公頼)</small>

越後	勸大入道 <small>(三條西公條)</small>	かひの國	伊豆
上野	稱名院 <small>(五カ)</small>	野勸 <small>(正二位 尹)</small>	安房國
		大	水本僧正申出

二十四箇國申出也、各書也

これによれば、天文九年より十四年頃までにかけて、以上の國々に遣されたのである、これらの宸筆心經の内、その現存するものは三河・甲斐・伊豆・安房・越後・周防・肥後の七箇國であつて、それ／＼その御經の奥にその國の名をしるされてある。三河のは西尾岩瀨文庫に、甲斐のは同國淺間神社に、伊豆のは伊豆山神社に、安房のは京都曼殊院に、越後のは上杉伯爵家に、周防のは同國分寺に、肥後のは西巖殿寺に、それ／＼保存せられてある。安房國の分が京都に残つて居るのは當時途中騒亂危険の事あつて、之を達するに由なく、遂にそのまゝ留まつた爲めである。終りに天皇の御製數首を録し奉る。

懷 舊 享祿三年四月二十五日

しづたまきよろづを棄てぬ古の道しある世にくりかへしてむ

神 祇 享祿三年十二月廿五日

いそのかみふるき茅萱の宮柱たてかふる世に逢はざらめやは

神 祇 享祿四年七月二十五日

今も世を神にまかせて石清水ふたゝび澄まむかげをこそ待て

後奈良天皇



よろづ世を祈る神路の山なればくもらぬ日影なほあふぐかな (後奈良院御製集)

### 二三 正親町天皇

正親町天皇も亦御父後奈良天皇と同じく、官位濫授を抑へることは、深く御心を用ひさせられた。元龜元年、京都誓願寺の支易西堂が、尾州熱田の誓願寺の尼善光の爲めに、香衣の勅許を望み、山科言繼にその執次を願つた。言繼は爲めに長橋局を経て之を奏請したが、御返事がないので、屢、その催促を長橋局まで申入れたが、比丘尼の香衣の事は珍らしき事である、よく詮議を經べしとの仰であつた。言繼はその後も度々長橋局に願ひ出たけれども、結局聽し給はず、比丘尼香衣の事堅く停止の間、重ねて申入るべからずと仰せられた。言繼は之を承つて、是非に及ばざる儀であるとして、つひに斷念した。(言繼卿記)

この御代に至つては、朝廷復興の氣運漸く熟し、信長は勅を奉じて上洛し、京都の秩序を恢復し、統一事業の緒を開くと共に、先づ禁裏の修理を始め、また帝室經濟の整理につとめた。秀吉其後を承けて、更に大に復興の業を起した。

秀吉は微賤より起つて、遂に位人臣を極めた。天正十年山崎の甲合戦、十一年の賤嶽合戦、十二年の小牧長久手の戦、これ等は秀吉が信長の統一計畫を繼承する爲の準備工作たるに過ぎなかつた。十三年には四國の長宗我部を伐ち、根來寺を燒撃して、七百年間兇暴を逞しうした僧兵に最後の止めを刺した。かくて同年には關白となり、十四年には太政大臣に任ぜら

れ、豊臣といふ前後無類の新姓を賜はつた。秀吉はつくづくと其身の榮譽を感じて、皇室の爲めに何かとして幸あれかしと念じた。先づ禁裏を増築し、また四季折々の御慰みを考へ、常に注意深く奉仕した。天正十四年、京都聚樂の第の造營を始め、十六年に落成した。そこでせめて皇恩の一端を報じ奉らんが爲めに、行幸を仰ぎ、其準備についても能ふ限りの鄭重を盡し、女官等に至るまで、能ふ限り豊かに其準備料を送つた。また儀式についても、前田玄以に命じて、特に取調べしめ、最も鄭重を盡した。先例によれば、行幸當日、秀吉は聚樂の第の門前に於て奉迎すれば宜しいのであるが、尙鄭重にする爲めに、參内して鳳輦に扈從し、鹵簿の列に加つて聚樂の第に入つた。天正十六年四月十四日後陽成天皇行幸あらせられ、御駐輦三日間の御豫定であつたが、尙御名殘惜しとして、五日間留め奉つた。この時禁裏御料所として、京中銀地子五千五百三十兩を献じ、米地子八百石の中三百石は院御所即ち正親町上皇に、五百石は六宮に之を進じた。其外公卿衆門跡へもそれ〴〵知行を配分した。秀吉はまた諸大名を集めて、彼等が昇殿を許され、この行幸に遇ひ奉りし事の有りがたさを喜ぶの意を表し、起請文を捧げて、皇室に對して忠誠を誓はしめた。

秀吉は行幸の恙なく成就したことを喜び、還幸の後、三首の歌を上つた。

其一首

時を得し玉の光のあらはれてみゆきぞけふのもろ人の袖

之に對して後陽成天皇より御返しあり

玉を猶みがかくにつけて世にひろくあふぐ光をうつすことのは

正親町上皇

正親町天皇



うつもれし道もたゞしき折にあひて玉の光の世にくもりなき (聚樂第行幸記)

玉の光は即ち君臣の道正しきをいふのである。天皇上皇の御製には、御満悦の御様を拜すると共に、尙凜として皇威の尊嚴を仰ぎ奉るのである。

こゝに少しく岐路に入るの嫌はあるが、説明の順序として、秀吉が皇室に對して衷心敬虔の念を持つて居たことについて、若干の事例を擧げてみよう。

天正十五年三月一日、島津征伐の爲め、將に大坂を出發して九州に下らんとするに當り、親王公卿衆門跡等が見送りの爲めに、大坂に來られた。後陽成天皇よりも特に勅使を遣して之を送らしめられた。其時秀吉は勅使の姿を見るや、直に馬より下りて地に拜し、勅詔を承つた。其の時の秀吉の態度は、いかにも恭しく敬虔の情が現れたと、其時其場に居合はせた吉田兼見はその日記に記して居る。また朝鮮陣が起つて間もなく、朝鮮の王城を陥れ、八道を蹂躪して、やがて支那四百餘州も席卷せんとする勢であつた。其時に、秀吉は四百餘州を取つた上の配分方を考へた。これは少々早まり過ぎたことであつたが、秀吉はまじめに之を考へて、その趣を朱印狀を以て諸方へかき遣はした。其一節に次のやうな事をのべて居る。即ち支那の都へ天皇を迎へ奉り、都を遷すについて、其御用意あらせらるゝやうにしたい。明後年行幸あらせられたい。之については都まはりに於て十箇國を御料所として獻上し、其内に於て公卿衆に知行を下さる、下々の衆は凡そ今の十層倍にもなるであらう、其上のものはその人によりて差等があるといふのである。この抱負をもらした箇條書に於て、何を措いても先づ天皇を迎へ奉るといふ所に、秀吉の尊王心の厚かつたことが知られる。また支那と媾和談判を始めた時に、其媾和條件の第一條に何をしるして居るかといへば、支那皇帝の姫宮を日本天皇の妃に上るといふことである。これは媾和につい

て、その實利の上より見れば、さのみ重大なる條件とも思へない。それよりは第二條にある勘合復舊のことが最も重要な條件である。この勘合こそは、秀吉が開戦の眞原因となつたものであるといふのが、私の持論である。(詳細は拙著海外交通史話参照)足利季世以來斷絶した勘合を復舊し、日明貿易を再興することは、國民經濟生活に於て最も必要なことであつた。故にこの第二條こそは、媾和條件として最も適切なるものであつたのである。然るにそれよりも眞先に朝廷の事を第一に置いて、支那皇帝の姫宮を日本天皇の妃に上らしめるといふ事、これは國としての誇りであり、皇室尊奉の意にもなるといふ所から、之を第一條に置いたものと思はれる。

慶長三年三月十五日、秀吉は醍醐に盛大なる花見の宴を催した。これは實に秀吉が最後の歡興を盡したといふべきもので、この事あつてより後五ヶ月を経て、つひに薨去になるのであるが、この時、秀吉は、この山が昔曾て天皇の行幸あらせられたことがあるので御幸山と名づけてあつたのを、今秀吉が花見に當つて、そのまゝの名では憚り多しとて、深雪山と改稱した。乃ち一首の和歌を詠じた。

あらためて名をかへて見ん深雪山うづもる花もあらはれにけり

うづもるといふは、昔の御幸の故事のうづもれてゐたのが顯れたことを、雪と花とにかけてよんだものである。かゝる事にも、秀吉の皇室に對する敬虔の態度があらはれて居る。(太閤記・義演准后日記)

秀吉の尊王については、こゝに一つの趣味のある佳話が傳へられて居る。それは天正十四年二月二十四日(陽曆に換算すれば四月十二日に當る)秀吉は參内して、其歸路に密かに、禁中の御庭の櫻花が今を盛りと咲き匂へるを見て、暫し花の下に立ち止まり、飽かず眺めて退出した。後に正親町天皇が、秀吉のこの雅興を聞召され、二十八日その花の枝に御製を添へて賜



つた。その御製

立よりし色香ものこる花盛りちらて雲井の春やへぬべき

秀吉はこの御製を拜して、勅使を待たせず立ちに當座の御返歌

忍びつゝ霞とともにながめしもあらはれけりな花の木のもと

この事が内外に喧傳せられて、親王門跡公卿衆等が之に唱和し、秀吉の右筆楠木長譜が清書して一卷の巻物に作つた。  
(久能木文書、御湯殿上日記)この事の如きは、如何にも君臣水魚の交り、圓滿和樂の狀をあらはして、親しみのありゆかしい話である。

聚樂物語に秀吉が皇室の爲めにした心盡しのさまをのべて、その徳をたゞへ、

五十代以前はしらず、それより此かたは、君臣の禮儀かゝる目出度御代はよもあらじ。君きみたれば臣又しんとてありて、いよ／＼天下泰平なり。

とある。五十代以前といふは、古くより理想的泰平の御代と稱せらるゝ延喜天曆の御代をいふのである。

かやうにして、禁裏には一陽來復の氣が漂つた。伏見宮御所藏にかゝる宸翰類の中に、後奈良・正親町・後陽成御三代の天皇の宸翰數十通がある。その多くは新年年頭の御祝儀にかゝるものであるが、その御詞が、いかにも禁裏の復興氣運の漲るを喜ばせ給ふ様子が拜せられる。左にその一例として、正親町天皇の宸翰を掲げ奉る。

まことに青陽の嘉祥、人日ことさら色そふめてたさ、四海安全、天下太平の時いたり、朝廷政

事昔に復しつ、禮樂諸道再興の事にて候へは、宮中も残る事なき御繁昌、祝詞の限にあらずをしそかりりして、猶々盡期なきめてたさ、御參賀候て申され候へく候かしく、

京都御所東山御文庫記録の中に、正親町天皇が宸翰を以て記された御覺書が二通ある。その中には、數十條の事項が載せてある。これは恐らく陽光院または後陽成天皇に譲らせられたものであらう。その箇條書は、あまり系統立つて記されたものではなく、宮中の御儀式典禮故實等について細かに記されたものである。その事柄は比較的零細なる事が多いのであつて、漫然と見る時は、深い意味もなきやうに見えるけれども、文化復興の上より見れば、深い意味がある。その記載事項の如何を問はず、かゝる御覺書を記されて、將來朝廷の儀式復興を豫期せられたものゝ如く拜せられる所に、復運の氣運自ら萌せるものあるを認め、嚴冬の季將に過ぎんとして、春色自ら芽ぐむを覺えるのである。かやうな意味に於て、この御覺書は意義深く感ぜらるゝのである。

天皇の御撰に「禁中雜事」「御拜之事」等朝儀に關する事を宸筆を以て記されたものが數々傳へられてある。これまた同じ御思召より特に宸筆を染めさせられたものであらう。

京都御所東山御文庫に藏せられる天皇の宸翰御消息の中に、陽光院誠仁親王に賜はつたらしきもの若干通がある。その中の一通には、學問の御指導、筆道の御指南等、親王御教育について細かく御注意遊ばされた御様子が拜せられる。左に之を掲げ奉る。

孟子本先一帖り、點せられて候は、又次をり／＼へく候。こなたに唯これなくては、自然



見候本候はぬま、片時も候はねは、事をかき候。注本などは、小字にて目かすみ候間、一かうにみえず候。又此題しつかに一覽候てりへく候。毛詩本の清三位入道に點をさせて候つる。比興なる本にて候。これも櫃ともの中に入させて候ほとに、尋てりへく候。又手本の事、伏見院を御ならひてよく候へく候。先皇には、天然御筆自在にあそはし候て、わろく習候へは、一かうの事にて候ほとに、これも前の手本をりへく候。かしく。

正親町天皇には亦御先祖代々の例に倣はせられ、永祿四年九月心經を紺紙金泥に御書寫遊ばされ、諸國擾亂によつて、萬民の憂に罹るを以てその災を禳ひ藥を與へんことを祈らせられた。その宸筆心經も亦現に大覺寺經堂に安置せられてある。御料紙長さ八寸七分、幅一尺六寸六分あり、本文は十七字十八行、御奥書は六行である。心經に對する信仰、それは世の移り時の變つた今日の思想とは、頗る隔つたものであらう。然しながら信仰の形式如何を問はず、これを以て偏に人民救済に資せられんとし給へる御慈悲心の深く且大なるものあるを思はねばならぬ。況や時の政權を握つた幕府は、統治の實力を失ひ、地方の武將はたゞ攻戰を事として、人民の休戚の如きは殆ど眼中になかつた時に當り、専ら蒼生の爲めに宸念を致さるるのは、たゞ皇室あるのみであつた。さればこそ經濟上の困難はその極に達せられ、宮中の御儀式なども多く廢せられて居た時に當つても、皇室は常に國民欽慕の中心となり、敬愛の的となつて居らせられたのである。

## 二四 後陽成天皇

後陽成天皇は和漢の學に御造詣深く、朝廷の故實に精しく、朝儀の復興につとめ、學問の興隆に意を用ひさせられた。

一、朝儀の故實に精しくその復興につとめさせられたについては、後に掲ぐべき宸筆御奥書のある御本の目録を見ても、その大體を察することができよう。その外、文祿二年十一月六日には六條有廣・西洞院時慶を召して、元日次第・敍位假名次第を校寫せしめられ、同十二月六日には、敍位職事要取略・關白宣下次第を謄寫せしめられ、慶長六年正月六日には、御當代初めての敍位を行はせられた。これは天正六年以後中絶して居たのを復興せられたのである。同年三月十九日には、始めて縣召除目を行はせられた。天正二十年後の再興である。同七年正月二日には、大永二年後絶えて久しき殿上淵醉を復興せられた。儀式作法すべて主上親しく御指揮で、朝臣皆望を囑したといはれる。同十年四月八日には、勅筆を以て、輿服の制數條を山科言經に示し給ひ、同年九月二日には、吉田の神龍院梵舜に二十二社のことを勅問あらせられた。(時慶卿記、言經卿記、梵舜日記、孝亮宿禰日記、義演准后日記、續史愚抄)この外勸修寺伯爵家には、朝儀に關して御指揮または御諮詢あらせられた宸翰御消息が多く傳はつて居る。

二、文學に長じ給ひしこと、文祿二年十二月五日、西洞院時慶に命じて、源氏物語を寫さしめられ、同四年九月五日には親しく詠歌大概を講じ給ひ、慶長九年三月一日には、源氏物語を講じ給ひ、この後も屢之を講ぜられた。慶長十一年八月二日には百人一首を、同十三年八月二十日には伊勢物語を講じ給ひ、その後もまた屢之を行はせられた。中院通村の如きは、



屢、歌の御添削を御願ひ申した事がある。(時慶卿記、御湯殿上日記、中院通村日記、言經卿記、慶長日件録、梵舞日記)

この外歌道のこと及び百人一首・伊勢物語・源氏物語等については、下に掲ぐる宸筆御奥書の目録の中に多くの御著作の存するを以ても、その秘奥を極めたまひしことが知られる。また京都御所東山御文庫には、西洞院時直(時慶の子)に伊勢物語の口訣を傳授せられた宸翰がある。

三、學問の興隆としては、勅版の刊行が最も著しい事である。この事は實に我國印刷史の上に特筆せらるべきもので、正に一代の盛事と申すべきことである。左に其概要を掲げる。

其一、古文孝經 文祿二年閏九月、六條有廣・西洞院時慶・日野輝資等十數人に仰あつて、活字を以て古文孝經を印刷せしめられた。これはその頃朝鮮より活字の法が傳はつたので、それに倣うて木活字を作つたものであらう。その事は當時の文獻には明かには見えないけれども、後に述ぶべき慶長勅版の例より推して、さやうに考へられる。この時西洞院時慶等は、閏九月廿一日より文撰にかゝり、十一月十六日にその功成り、十二月に諸官に之を頒ち下された。この文祿勅版は其現品が世に傳はつて居るや否や、まだ發見せられたものがない。

其二、勸學文 文祿二年二月十四日に、西洞院時慶に勸學文を上らしめられたことがある。これは或は印刷には關係ない事であるかも知れぬ。その後慶長二年八月に、朝鮮より傳來の活字の法に倣ひ、印を刻して出版せしめられた。そのことは跋文に

命工每一梓鏤一字恭布之一枚印之

此法朝鮮甚無不便因茲模寫此書

慶長二年八月下濶

とあるによつて知られる。この本は今、近衛家及び東洋文庫に傳はつて居るものがある。

其三、錦繡段 慶長二年八月に印刷成り、同月二十日諸臣に之を下された。南禪寺玄圃靈三の跋文に

鏤一字於一梓恭布諸一段印一紙纔改恭布則渠祿亦莫不適用此規模頃出朝鮮傳達天聽乃依彼様使工摹寫焉

とある。この本は今、元久原文庫・東洋文庫等に傳つて居る。

其四、日本書紀神代卷 慶長四年閏三月に刻成つて、侍臣等に下された。この本は今、京都帝國大學圖書館・近衛家・宮内省圖書館・東洋文庫等にあり。慶長勅版の内比較的多く世に傳へらるゝものである。

其五、古文孝經 さきに文祿二年に勅版刊行せられたが、その後慶長四年閏三月に再び上板せられた。吉田子爵家・東洋文庫等に藏せらる。

其六、七、八、九、大學・中庸・論語・孟子 これも右の二書と同じく、慶長四年閏三月に印刷せられて、侍臣等に賜つた。京都帝國大學圖書館・近衛家・東洋文庫に藏せられてある。

其十、職原鈔 これも亦同じく慶長四年閏三月に上板せられたものである。元久原文庫・圖書館・靜嘉堂等に藏せらる。

其十一、長恨歌琵琶行 何年に刊行せられたものか明かでない。京都林森太郎氏に唯その一本を藏する外には、未だ世に知られたものがない。

其十二、五妃曲 慶長八年正月白氏文集の中より、上陽人・陵園妾・李夫人・王昭君・長恨歌の五妃曲を選出し、活字を以て

後陽成天皇



百部を摺り、山科言經、西洞院時慶等に頒ち賜ひしことは、慶長日件録、言經卿記、時慶卿記等に見えるが、その現本の今に傳はるものが未だ發見せられない。(以上勅版の事は御湯殿上日記、時慶卿記、言經卿記、慶長日件録、孝亮宿禰日次記、義演准后日記、近藤守重慶長勅版考、鈴鹿三七氏編勅版集影等に據る)

以上朝儀の再興、古代文學の御研究、學問の興隆、何れも皇室を中心としての文化の復興に對する御努力に外ならぬのであつて、皇室の復興は意識的無意識的に、いよ／＼活氣を帯びた有様が認められるのである。

後陽成天皇の宸筆にかゝるものゝ中、書物の奥書などに、

從神武天皇百餘代孫周仁

と署したまへるものが少からずある。御名は「和仁」とあるものもある。その管見に入つたものを擧ぐれば、左の通りである。

- 1 物具裝束抄 文祿二年 (京都御所東山御文庫)
- 2 衛府具付石帶鞍具足等 同 年 (同)
- 3 等持寺御八講記錄 文祿三年 (同)
- 4 假名文字遣 慶長二年 (實相院)
- 5 倭歌方輿勝覽 同 年 (高松宮)
- 6 御即位敍位可敍葦 慶長五年 (京都御所東山御文庫)
- 7 親王宣下次第 同 年 (同)

- 8 宸記 慶長六年 (同)
- 9 女院殿上始次第 同 年 (同)
- 10 元三殿上淵醉略次第 同 年 (同)
- 11 敍位不審條々 慶長六年 (京都御所東山御文庫)
- 12 勅作琵琶銘 慶長八年 (伏見宮)
- 13 百人一首御抄 慶長十一年 (圖書寮)
- 14 詠歌大概御抄 慶長十二年 (同)
- 15 伊勢物語愚按抄 同 年 (同)
- 16 未來記雨中吟抄 同 年 (同)
- 17 多武峯破裂部類記 同 年 (京都御所東山御文庫)
- 18 多武峯破裂之事 慶長十三年 (同)
- 19 南院國師畫像御讚 慶長十七年 (南禪寺)
- 20 舞踏作法 慶長十八年 (京都御所東山御文庫)
- 21 同 同 年 (近衛家)
- 22 源氏物語 慶長十九年 (圖書寮)
- 23 同 同 年 (大谷伯爵家)

後陽成天皇



かくの如く神武天皇の末孫たることを特に明記せられたのは、即萬世一系の皇統を嗣がせたまへることの御自覺をあらはしたまへるものであつて、皇室復興氣運の自らこゝに兆せるを拜する次第である。

天皇はまた書道に長じたまひ、その宸筆は京都御所東山御文庫を始めとして、諸寺社舊家等に傳はるものが少なからずある。それ等の宸筆を拜するに、御書風に兩様の別がある。一つは比較的御若い頃のもので、豐潤にして穩和の風趣あり、他は比較的御晩年に近い頃のもので、雄勁にして圭角に富む。これは天皇の御境遇の變化によることと察せられる。これについては説もあるが、今は省略に従ふ。

## 二五 後水尾天皇

京都御所東山御文庫に後水尾天皇の宸翰御訓誠書を藏せられてある。こゝには其中の二通を掲げ奉る。

帝位にそなはられ候と覺召候御心候へは、おほへさせおはしまし候はて、御橋と成候て、人の申候事御承引なく成行候事にて候まゝ、よくよく御心につまされ候て、つゝしまれ候はん事肝要に候。むかしこそ何事も勅定をはそむかれぬ事のやうに候へ、今は仰出し候事、さ

らにそのかひなく候。武家は權威ほしきまゝなる時節の事に候へは、仰にしたかひ候はぬもことほりとも申へく候歟。重代の臣下共すら、動は勅命とてもかろしめてのみに候。澆季の世あさましく候へとも、是非なき事に候。さ候へは御橋心なと今の世に別して不相應の御事に候まゝ、ふかく御つゝしみあるへき事に候。

一御短慮又深くつゝしまるへき事也。右に申候御橋心候へは、御異見かましき事人の申候時、すいさんなるやうに覺召候から、御はらたゝしく成候事候。總して愼<sup>(威)</sup>恚の深き程、物そこねになり候事は候はす候。たれしもいかりおこり候時は、常の覺悟の心をうしなひ、申ましきこと葉をもあらし候物にて候故、いかりしつまり候時、後悔せざるものはなく候事候。か様の事は御としまいり候にしたかひて、覺召<sup>(知)</sup>しらるへく候。

一いかにも御柔稟にあり度事候。かみの慈悲過候へは、下の怖候事なく候故、放埒のもといと成候と申候者候。尤さもある事候。何事も過たるはをよはさる道理ある事にて候へとも、いかりは深く成やすく、慈悲はすき候やうには成かたく候故、其分別肝要に候。延喜の聖主は、御顔色常にゑましく見えさせましまししとやらん候。其の子細は、人の物の申よきやうにと覺召ての御事の由候。返々柔和の相御身體に尤可爲相應候事。



一敬神は第一にあそはし候事候條、努々をろそかなるましく候。禁秘鈔發端の御詞にも、凡禁中作法先神事、後に他事、且暮敬神の叡慮無懈怠と被遊候歟。佛法又用明天皇信しそめさせ給候やうに、日本紀にも見え候へは、すてをかれかたく候。總して上を敬ひ下を憐み、非道なき志ある者に、佛神を信せざる者はなき道理にて候へは、信心なる者は志邪路ならざるとしろしめざるべく候。何事も正路を守らるべき事肝要に候。

一御藝能の事は、禁秘鈔に委く載られて候へとも、今の世に候へは、和歌第一に御心にかへられ、御稽古あるべき事にや。先和國の風義といひ、近代ことにもてあそはるゝ道なり。

御手習又御油斷あるましき事にや。職方はたとたとしからざる程に候はては不叶御事候歟。漢方又いか程の御事にても不飽足候歟。琴笛などはいつれにても、御にあひ候物を御稽古ある事候。但筆筈は御所作に例なき由候歟。此外は似あはしからざるほどの事は、御沙汰候ても子細なく候歟。但碁象戲等の無益の事御心にしみ候て、朝暮面白く覺召候やうに成候は、必定御學問の妨と成へく候まゝ、さ様の事には御心を付られ如探湯有度事候。

一天地人の三才は、其もと一致なるかゆへに、災あれば人にをよふことはり也。依之天變

地妖出現する時、諸道勸文をたてまつりて、御つゝしみある事常の事なり。されとも熟思に、天地には私なく、人には私ある事なれば、政道たゝしからずして、急難すてに出來せむとする時、其災天地に及て、妖怪出現すへき事なる歟。然は人道の變本なれば、前非をあらため彌深くつゝしまるべき事にこそ。

性善性惡ノ沙汰ハ、内典外典トモニ事舊候事ニ候へ共、誰シモ若キ時ノ所好、惡ニ不趣ハナキ事ニ候。ソレニヨリ、三教トモニ勸善懲惡ノ一スチハ、何レモ無相違候歟。然レハ御若年ノ間ノ慎肝要ノ御事候歟。凡廿歳ニ及ヒ候マテ、身ヲモテソコナヒ候ハ又様ニ慎候へハ、一代ノ内大ナルアマチハ不出來モノニ候。別テ今程萬端武家ノハカライ候時節ニ候へハ、禁中トテモ萬事舊例ニ任テ御沙汰アルヘキ様モナキ體ニ候。萬事御心ヲ付ラレ、御慎專用ニ候歟。路上行人口是碑ト申候ヘトモ、當時ハ横目トヤランアマタ打散候テ、何事モ行人ノ口ニノリ候ハ又已前ニ、其儘江戸ノ取沙汰ニ及候由候。左様ニ候へハ、何かト御爲ヨカラヌ沙汰ナト、武家ノ評定ニナリ候へハ、御身一分ノ事ニテハ候ハテ、御爲ヲ存候者ハ、愚老ヲハシメ男女數多難義、折角迷惑浮沈候事候。然ハアマタノ人ノ憂喜苦樂ヲ御心ヒトツニ任



ラレ候事ニテ候條、御分別有間敷事ニテハ無之候歟。能々御思惟尤候。今程ハ諸家ノ所存事外アシク成行候テ、何ノ道ニモ正路ナル者ハ大形無之様ナル爲體ニ候トノ取沙汰候。下ノ放埒ハ即上ノ御耻辱ニナリ候事ニテ候へハ、正道ニ引カヘサマホシキ事ニ候。其本亂テ末治ルト言フコトハアラシニテ候へハ、本正ク御身ヲ治ラレ候ハン事、第一ノ御事候歟。右の大意を申して見るならば、第一通は六箇條に分れてゐる。

第一條は天皇の位にそなはつて居らせられるといふ御心がありますれば、知らず識らず驕の心が出来て、人の言を用ひられないやうになるものであるから、よくよく御心に掛けられる事が肝要である。昔こそ、天皇の勅諭は、何事でも一切背けないものとして居つたが、今は何と仰せられても、更に其の甲斐が無くなつて居るのである。將軍の權威が恣の時であるから、勅命と雖も従はぬのはことわりといふべきである。代々の公家衆に於ても、やゝもすれば勅命を輕んずる者がある。世が季になつて、あさましい事ではあるが、致し方がないから、驕を慎まれるやうにといふ御誠めである。

第二條は驕の心があれば、人が何か異見を申すと、推參なやうに思召されることになる。嗔恚が深ければ、何事でも破れる。怒つて後に後悔せぬものはない。

第三條は柔和にあらせられたい。上が餘り慈悲になると、下が恐れなくなるから、放埒になるといふものもあるが、それも尤もではある。然し何事も過ぎたるは及ばざる道理ではあるが、怒りは過ぎ易く、慈悲は過ぎる程には行ひ難いものであるから、其御分別が肝要である。延喜の聖主醍醐天皇は常に御顔色笑ましくこゝとして居られた。それは人が何か申す

にも申しよきやうにといふ思召であつたと申すことである。返す／＼柔和の相が御相應の事である。

第四條は、敬神を第一にして忽かせになさらぬやうにせられたい。禁秘抄にも、その事がしるされてある。佛法も亦御信仰あるがよろしい。總じて上を敬ひ下を憐む者に、佛神を信ぜぬものはない。信心なる者は心の邪なることはない。

第五條は御藝能の事は禁秘抄にもあることではあるが和歌を第一に御稽古なさるべきことでありませう。これは日本の風儀でもあり、近代も殊に盛に行はるゝ道である。御手習もなさらなければならぬ。漢學の才は如何ほどあつても飽足らぬことでありませう。琴・笛などは御心にあふものを御稽古なさるがよろしい。筆筈は天皇の御所作として、先例のないことである。此の外は相當の事はなされても子細はない。但碁・將棋などは無益の事で學問の妨げになることであるから、注意して沸湯を探る如く、恐れ誠めなければならぬ。

第六條、天地人の三才は、其の本は一致である。天地には私なく、人には私あり、政道正しからざる時は、其の影響天に及びて、妖怪出現する。天變地異は人の私より起るものであるから、慎まねばならぬ。

第二通は、若き間御言行を慎まるべきことを仰せられたもので、釋教に於ても、儒教に於ても、人の性は善である、或は又惡であると、いろ／＼の説があつて、随分古くより言ひふるして居るけれども、誰しも若い時の心は、惡に趣き勝つものである。それ故に神儒佛の三教は、何れの教でも勸善懲惡の一すじに定まつて居る。されば御若年の間の御慎が最も肝要である。凡三十歳まで身を持損はぬやうに慎めば、一代の内に大なる過ちは無いものである。殊に今の世は、武家が我儘をやる時であるから、禁中に於ても、舊例を追つて何事でも沙汰が出来るといふ譯にはゆかぬ。昔からいふ事に、路行く人の口は碑のやうなものであるといふが、今はそれ以上であつて、横目即ち探索方が、京都には澤山這入つて來て居つて、何事で



も路を歩いて居る人、京童の口の端に上らぬ前に、其の儘直ぐさま江戸の方に取沙汰が傳はる。さういふ譯であるから、何か天皇の爲めに宜しくないやうな沙汰が、武家の評定に上つて來ると、それは御一分の事では濟みませんで、御爲めを存じまする者は、愚老―後水尾院―を始め數多の者が迷惑をしなければならぬ。されば多くの人の憂喜苦樂が、御心一つにある事であるから、御分別なさらなければなりません。近頃は諸家―公家衆―の所存が宜しくなくて、家のそれ〴〵傳へた道があるが、其の道を正直にやつて居る者が無いとの取沙汰である。臣下の者の放埒になつて其の道を正しく守らないのは、即ち上の御耻辱であるから、正當の道に引返さまほしき事である。其の本が正しくなくて、末が治まるといふことはないから、本を正しくする事が第一の事である。

この宸翰はどなたへ宛て、御贈りなされたものか、明かに記してないので、確かなことはいへないが、私はその御趣意より拜して、後光明天皇へ御上げなされたものであらうと思ふ。後光明天皇は、夙に幕府の專權を憤らせられ、朝權恢復の御志を懷かせ給ひ、御年も若く、自然御銳氣が外にあらはれたので、御父後水尾院はそれを御心配あらせられて、かやうな御訓誠書を御贈りなされたのではなからうかと思ふ。その意味を以て、この宸翰を拜誦すると、殊に思ひ當る節が多い。

槐記(山科道安が近衛家熙の談話を録したもの)に、後光明天皇の御時、唐橋の何某といふのが居て、才鈍い人で、若い公卿衆たちのなぶりものになつて居た。或夜の詰番に、番所でにぎやかに人々の大笑の聲が聞えるのを、天皇聞召して、やす丸といふ御兒を召されて、何事か見てまわれと仰せられたので、走つて行て見て歸り、唐橋に皆のものが哆羅尼舞をまへとすゝめて舞はして居るのでございますと申上げた。然らば其方今一度走り行て、我も哆羅尼舞を覺えたといつて、立竝んで舞へと仰せられた。やす丸は舞を存じませねばと申上げたけれども、いかやうにでも舞へと仰せられたので、やがて行つて舞つ

たれば、人々興さめて、ひそ／＼と靜かになつた。やす丸歸つて其の通りを申上げたれば、人々の名を問はせられたのみで、そのまゝに置かれた。すべてがこの風で、御憐愍深き中に「嚴烈いわんかたなし」とある。

また同じ槐記に、ある時後水尾院懺の御惱ましまして、日々の御容態を叔聞に達したところ、尙御心元なく思召して、所司代板倉周防守重宗へ近日院御所へ行幸あらせらるべき由を仰下された。重宗答へて、朝觀行幸のことは、其の儀大形のことならず、先づ關東へ申し遣し、其の儀式も正されずしては、遽かに調ふまじき由を申上げたところ、然らば其の事は止めよう。ついで禁中の辰巳の隅の築地より、院御所の戌亥の隅まで、梯を以て高廊下を急に申し付けよ、禁裡の内を行幸なるは常の事である、廊より廊へ移らるゝに、誰か行幸と申すものがあらうか、早々に仕立つべしと仰せられたといふ。如何にも御氣象の嚴毅にまし／＼たことが拜せられる。されば御容貌も常とかはらせ給ひ、御威嚴まします中に、溫潤含蓄の御風韻申すもなか／＼おろかなる御相に渡らせ給ひ、御前へまかり出で龍顔を拜する輩、感服せぬものはなかつたといふ。

(後光明帝外記)

かやうなわけで、いろ／＼の噂が傳へられて居る。その一は、天皇御大志を懷かせられ、劍術を遊ばされた。時に所司代板倉周防守重宗が、この事關東へ聞えては甚だ宜しからず、若し御止めなくば周防守切腹仕らなければなりませんと、傳奏まで申入れたので、その通り申上げた處、御黙してあらせられた。再三申上げたれば、終に、武士の切腹するのをまだ見たことがない、南殿の前に、壇を築いて、そこで切腹せよと云へと仰せられた。それで重宗もやう／＼御斷り申上げ、關東に於ても、殊に畏服したといふ。この話は三宅尙齋の話を録した尙齋先生雜談集に見えることで、どこまでが實話か、多少の不審もあるが、とにかく天皇嚴明の御資性を窺ひ奉るべき話として傳へられたものであらう。



また後光明天皇の常に仰せられるやうは、吾が國朝廷の衰微は和歌を第一の事のやうに尊び、また源氏物語・伊勢物語等を好むによる。中古以上の天子又は大臣の内にも、天下を治め禮樂に志ありしもの、誰か歌を好んだ者があるか、況や源氏は淫亂の書であると仰せられ、歌は一向に遊ばされず、源氏・伊勢の類は、御目通りへも出されなかつた。或時菊亭某が、關東より歸京の節、源氏物語の繪を蒔繪にした手箱を上つた處、大に御氣色を損ぜられ、朕が悪む所の源氏の繪を書いたのは御満足に思召されぬ由、仰せられたので、菊亭は大に恐れ入つて、一生忘れられなかつたといふ。(鳩巢小説・後光明帝外記・承應遺事)

ある時後水尾院へ朝覲行幸あらせられ、御酒宴の上で、院が、和國の風俗をも御失ひなきやう御心得なされ、和歌をも御翫びなさるべきよし仰せられたところ、天皇は例の通り、中古以上の天皇大臣等天下國家に志ある方々の、歌を詠じたものは稀であると勅答あり、院より再三仰せられて、御座興さめて還幸あらせられた。さて夜の御殿へ入らせられた時分に、當番を召させられ、百首の歌の題を上れと仰せられ、其の夜御寢遊ばされずして、翌朝までに百首残らず御詠じなされ、藏人を以て仙洞へ上げられた。院御覽遊ばして、斯様にあるべしとは思召されずとて、御氣色麗しくしましたといふ。(鳩巢小説)

この話を槐記には、後水尾院より、和歌は我が國の道なり遊ばせかしと思召すなりとて、十首の歌を御持参にて進ぜられたのを、御覽あらせられ、供御などまゐらるゝ間に、十首の歌の和韻を残らず遊ばして、叙覽に供へられたので、後水尾院にも殊に叙感淺からず、これならば歌を遊ばさずともと仰せられたとある。後光明天皇に於かせられても、必ずしも和歌を排斥せられたのではなくして、和歌は我邦の風なれば、其の風の正しきを貴ぶべし、聖人の道を知つて、身の行正しからは、

和歌の風も正しくして、人道の助けとなるべし、故に必ず聖人の本を道とすべしと仰せられたといふ(承應遺事)。

かやうなわけで、後光明天皇の御製に、和歌は比較的少く、列聖全集に收むる所六十二首に止まる。御詩は九十八篇あり。御歴代の中に於て、御製の詩の多きことは、嵯峨天皇と雙璧にまします。宸筆も總じて少いが中に、殊に和歌を記されたものは甚だ稀である。

これ等の事情を併せ考ふれば、この後水尾院の御訓誡書は、後光明天皇へ御上げなされたものとして、大過なからうと思ふ。

後光明天皇へ御上げなされたものとすれば、天皇は承應三年に二十二歳で崩御されましたのであるから、この宸翰は遅くも承應の前後であらうか。文中「凡三十歳に及び候まで身をもてそこなひ候はぬ様に慎候へば云々」と遊ばしてあるから、天皇二十歳位の御時のものと察せられる。さすれば後水尾院は五十六七歳の御時となる。

後光明天皇崩御あらせられて、御父君後水尾法皇には、御哀傷殊に甚しく、爲めに御持病さまざまあらせられたが、その根本は御鬱氣より起る由醫者も申し、御自分にも其通りに思召されるので、その御養生の爲めに、山水の風景など御覽なされ御氣を轉ぜられたく思召し、特に宸翰を染めて、この事を大老酒井忠勝に諭された。之について仰せられるやうは、この御幸の事を公然武家へ仰出されたらば、所司代板倉周防守が多くの人敷を引つれ、供奉警固を致し、之を拜觀せんが爲めに、市民が宵より曉までも群集する。かやうな事は、決して御本意でない。御幸も晴々しく美麗の行装を以て、面白げに遊山のやうな事は、人の思ひやりも如何であるにより、時々御微行で御茶屋(修學院)の邊、または處々の寺々へふとならせられたい。その御幸は、後より御報告なされ、その時々には、將軍にも知らせず、老中等も知らぬ分にせられたならば、御満



足に思召すと、御希望を仰出された。これにつづけて、尙或は途中に馬鹿者などが出て、危害を加へるやうなことはないかとの氣遣もあらうが、人の十人ともつれたるものが、馬鹿者に出あふことは、京都に於ては昔より例もないことであり、長袖の公家には敵はなきものである。また火事の心配もあるといふが、それも御留守の御所には、特に注意すれば差支ないと、事細かに仰せられ、猶又「太平記のやうなる」幕府に對する密謀といふやうな事もあらうかとの心配もあるかも知れぬが、これは思ひもよらぬ事で、かやうな事に、心を付けさせられるさへ、おかしき事に思召すとて、神々に御誓を立てさせられ、この御幸の外、一事として御望はあらせられぬにより、重ねて讃岐守忠勝を頼み思召す由を仰せられた。その御懇切の仰せは實に畏れ多いばかりである。その宸翰は今に酒井伯爵家に保存せられてある。本文は御使の口上覺書の形式になつて居るが、全文後水尾院の宸筆にかゝり、終りに勅印を押して「政仁勅印」と記されてある。左にその全文を掲げ奉る。

## 覺

後光明院御事の後、此世の事は御心(意)にそみ候事もなく候物から、なましるに、今少御覽しととけられ度事共の、御まう執猶残り候故、御養生に御ゆたん御座なく候。御持病さま(病)の事候へ共、本御うつき(病)の一しやうよりおこり候由、醫者共申、御自分にも其とをりに覺召候。針灸藥にては、此御養生なりかたく候まゝ、内々仰出され候ことく、山水の風景など御覽被成候て、御氣を點せられ度覺召候。御幸の事、武家へ仰合られ候へは、御けいこ(病)を申付られ、周防守あまたの人數引具し、供奉いたし候へは、京都にては、さ様の事めつらしく候故、よひ

曉ともいはず、河原まで見物のもの群集候。今程かやうの事別して御本意ならず覺召候。後光明院御事故は、御しゆくあく(病)の因縁もあらはれ候事にて候へは、何を御面目にと覺召され候まゝ、向後は外様の人には御對面もあるましく覺召候。御幸なども美麗の御行さう(病)にて御心おもしろけに御遊山翫水のやうなる御事は、人のおもひやりもいかゝに覺召候まゝ、御うつき(病)つよく御迷惑あそはし候折ふしは、たれと人のしり候はぬやうに、あそはされ候て、御茶屋共のあたり、處々の御寺などへ、興風ならせられ度覺召候。さためて、後日やかて沙汰候はんまゝ、その折ふし(病)將軍家御耳へもたてられ候はて、家老の衆も聞付られ候はぬ分にもてなされ候は、何よりも(病)御満そくに覺召候へく候。將軍家御爲、すこしもあしさまなる御事に候は、仰出され候事も候ましく候へ共、さら(病)さ様の御事にては御座なく候。御代々仙洞にうつらせおはしまし候て後は、處々の御幸其例かそへつくされ候はぬ事候へとも、つゐに武家へ仰合られ候事も、御けいこ(病)を申付られ候事も見え申候はず候。後土御門院後かしは原の院、後奈良院、此三代は亂世にて、禁中も微々になり、仙洞の御しつらひもとゝのひかね候故、御脱履なく候。其後正親町院、太閤(病)秀吉御ちそう申され候て、院にならせられ候へとも、御年七十にをよはせられ候故、萬事御忘却にて、御幸などの沙汰もなく候。



後陽成院は東照宮と御不和の事候つる故、萬事御つゝしみの事候。其上御脱屣の後、程もなく候つる故、其御沙汰もなく候つる事候。此度大猷院殿よろつ御入魂候はんとこの御事にて仰合られ候て、御いけんにまかせられ候ての御事候。舊き記録などのそき申候者は、御幸の御制止つよく候事は、いかゝしたる事そと、却てあやしみ申候事候まゝ、御幸はいかやうに候ても、武家の御損益にはならざる御事候。ばか者など候てはこの御きつかひのよし候つれとも、人の十人とも召具し候者の、はかものに出あひ候なとこの事は、京都にては、むかしより今にためしなき事候。其上御なか袖には、てきかたきもなき事候へは、さ様のかたの御用心は、かつて入申候はす候。又火事などの御きつかひも候やうに候つれとも、御留主の御所などは、別してさ様のよう心もいたし候へは、是又別義なく候。此外に何かとまきれも候て、太平記のやうなる事など出來てはこの御きつかひも候やと思召合られ候事も候へとも、是は二千里外の御事にて、御心を付られ候も、ことおかしき御事なから、さやうの事など覺召もより候はゝ、天照太神正八幡宮以下の冥慮にそむかせおはしまし候へく候。猶も御ふしん殘候はぬやうにとの仰事候。さやうに候へは、將軍家御心にかゝり候事、ゆめゆめなき御事にて候まゝ、右のとをり首尾よきやうに、御才覺候て進上候やうに、ひとへに憑思召

候。此外御身のうへの御望、一事としても御さ候はす候へは、かさねて(讀)さぬきの守を憑仰られ候事も候ましく候まゝ、返々合點まいり候やうに、よろしく申候へとの御事に候。

御印 政仁勅印

今日よりして之を見れば、法皇がたゞの離宮への御幸を、かほどまで御懇望ならなければならぬかと、殆想像の外である。天皇上皇の御究屈は察し奉るに餘りあり、幕末前後勤王家の憤慨したのもこゝにあつたのである。

酒井忠勝が右の宸翰を戴いたその結果が、如何なつたか明かに之を徴すべきものは見えないけれども、この翌年明暦元年より、後水尾院が屢、修學院へ御幸の事があるのを以て見れば、幕府に於てはこの御希望を奉じたものらしい。

さるにても、この酒井忠勝への宸翰并に前の後光明天皇への御訓誠書を拜して、之を御讓位前後の御様子と合せ考ふれば、後水尾院が幕府に對したまふ御態度が、如何に穩和にならせられたかゞ察せられるであらう。この御態度の緩和は、何によりて然るかといへば、一にはもとより御年の經驗を積ませられたにもよるであらうが、その主因は佛法殊に禪による御鍛鍊の結果によることと拜察する。乃ちこゝに後水尾院の禪宗御歸依について記してみようと思ふ。

後水尾院は御讓位の後、多く禪僧を近づけられた。先づ第一に召されたのは、一絲和尚である。一絲和尚は名を文守といひ、岩倉具堯の第三子で、慶長十三年に生れた。元和七年十四歳を以て、相國寺の雪峯梵筈に侍し、ついで堺の南宗寺に澤菴宗彭に參じ、寛永二年十九歳の時、横尾山賢俊を拜して剃髮し、戒を受け、再び南宗寺に歸つて澤菴に従うてゐた。寛永六年に、澤菴が例の妙心大徳兩寺の法度事件で流罪に處せられた時には、之に従うて出羽に赴き、之に侍する事年餘にして



歸洛し、洛西岡村に閑夢菴といふを結んでゐた。時の左大臣近衛信尋は澤菴とは舊知であつたが、その縁故で、一絲とも相識の間であつた。つひにその薦めによりて、一絲は後水尾上皇に拜謁し、深く御歸依を受けた。寛永九年又丹波の山國に菴を結び之に移つた。十一年に施主あつて、別に桐江菴を建てられた。烏丸光廣等が山に入つて参じたのもこの頃の事である。この後明に入らうとしたけれども、鎖國令によつて果さず。ついで妙心寺の愚堂東憲の法を嗣いだ。十五年には、上皇の命により入洛して、西賀茂に一字の禪菴を創め、之を靈源菴と稱した。ついで十八年には丹波の桐江菴の北に、方丈・法堂・庫裏等を建てられ、上皇の舊殿を賜はつた。これが即ち大梅山法常寺である。寛永二十年江州の永源寺に住し、正保二年疾に罹つたとき、上皇は醫を遣して診せしめられたが、翌年になつて疾再び發し、終に起たず。三月十九日に寂した。  
(法常寺文書・靈源寺文書・本朝高僧傳)

靈源寺の建立は、後水尾上皇の御檀施に因ることであつた。一絲が入寺の時の偈に曰く、

頑然笑我未知非、創箇禪菴住翠微、不是聖君扶外衛、爭教禮樂在緇衣、

萬鈞鬼擔闍岩根、道薄無由啓化門、四海九河皆帝力、不妨特地浚靈源、

敢將榮利受拘牽、痛望宗猷再粲然、朴實家風茅不剪、長拈寶薰祝堯年、

一絲は深く上皇の眷顧の恩を感じて居たのであつて、その偈の一字一句みな肺腑より出で、普通禪僧が諛辭を列べるの比ではなかつた。「敢て榮利を將て拘牽を受けんや」といふは幕府に對する感情をのべたものである。「朴實の家風茅剪らず長く寶薰を拈じて堯年を祝せん」一絲の心中には皇室より外何者もなかつた。  
寛永十九年の冬、一絲上皇に侍するの次で、上皇は三首の御製を示された。いづれも古則の語を以て題としてよまれたものである。その御製は鷗巢集の中に收められてある。

應無所住而生其心

ぬしや誰とはゝこたへよあまのこのやどもさだめぬなみのうき舟

啐啄同時眼

さやけしなかいこを出るとりがねにやぶしもわかずあくる光は

啐啄同時用

立るなくかいこの鳥の翅こそ山もさはらず海もへだてね

「應無所住而生其心」は金剛經の要文である。その心持を海士にたとへて、一生を舟の中に過し宿も定めず波に任せて圓轉滑脱自由自在なる境地をよまれたものである。「啐啄同時眼」「啐啄同時用」は碧巖集より出た句である。「啐啄同時眼」は鳥の羽毛成就の時、母鳥は外よりつゝき、子は内より啄して、同時に殻を破つて出生する様を、修行者が機縁醇熟して、無明の殻を破つて悟道に入るにたとへたので、則ち林藪の茂りたる中も隔てなく、明光のさやかなるが如く、悟の開けたる境涯をよまれたものである。「啐啄同時用」は殻を出たる鳥の翅の自由さには、山も海もさはりなきが如く、無明の殻を破つて悟道に入りたるものゝ活潑々地の狀をよまれたものである。一絲はこの御製の末の字舟・光・隔を取つて慶偈を奉つた。(その偈は略す)

正保の初、上皇は先帝より傳へられた硯を一絲に賜はり、之に御製をそへられた。



硯の壽は世をもてかそへしるとかや、人の世のさしもみしかきにかへまほしき事よ。故院の常に御手ふれし物をとおもへは、崩御の後は座右に置いて、朝夕もてならして、いつしか廿年あまり七とせに成ぬ。今はとて永源寺の住持にゆつりあたへて、かの寺の具となさしむ。おのつから經陀羅尼書寫の功をつまは、なとか結縁にならざらんやとてなん。

海はあれどきみが御かげをみるめ無き硯の水のあはれかなしき

我後は硯の箱のふたよまで取つたへてしかたみともみよ (鷗巢集)

和尚は偈を以て之に對へ奉つた。

欽獻鄙偈一章奉謝

太上皇帝特賜

兩朝所磨寶硯云爾

一枚寶硯帶恩光 兩朝親磨御案傍

只願

叙齡同此壽

靈山町囑莫相忘

(一絲和尚語錄)

又或時一絲は偈十篇を綴つて其の山居の狀を寫し、懷抱する所を敘べて之を上つた。上皇は其の詩の末字を取つて、歌を以て之に廢がせられ、親しく宸筆を染めて、一絲の詩竝に御次韻の歌を寫させられた。其の宸筆は法常寺に存して居る。

以上は一絲存命中の事であるが、その寂後の事實を見ては、上皇の和尚を追慕せらるゝ事の如何に深く、之を崇重せらるることの如何に厚きかを知るに足るであらう。

寛文五年十月、後水尾上皇は、一絲の舊居靈源菴に御幸あらせられ、終日その遺風を追惜し給ひ(靈源舊記)、同六年八月には、靈源菴及び法常寺に宸筆の額を賜ひ(堯恕法親王記)、同十二年には靈源の舊菴破壊したるに由りて、佛殿再興の御沙汰を降された(堯恕法親王記)。この時上皇は、この再興の旨を以て、京都所司代永井伊賀守尙庸に尋ねしめられたるに、既に舊菴もあり、たいした事でもなければ、御思召のまゝ仰付けられ然るべく存じますといふ返事であつたので、頗る御満足で、早速設計圖を作つて叙覽に供するやうにと、皇妃新中納言局(新廣義門院)を経て、局の實弟に當る當時の寺主祖岸へ傳へしめられた。その時の宸翰御消息が、今に靈源寺に保存せられる。左に掲ぐるものが即ちそれである。御返し書に「手もかなひ候はね共、うれしく候てやうく申候」と仰せられた。御満悦の御様子子が拜察せられる。

ことに返事待申候、手もかなひ候はね共、うれしく候て、やうく申候、めてたくかしく  
兩傳奏た、今參候て、靈源寺の事、永井伊賀守に申候へは、大きな御事にても候はす候  
た、今もあん室も御さ候、仰の御事に候ま、くるしかるましく存候、仰付られ候やうにと  
申候よし、まんそく申候、今日日もよく候ま、いそきく申候、さしつなといそきいたし候  
て、みせ候へく候、さうく申付候はんよし、御申傳へ候へく候、めて度かしく、

新中納言とのへ (御花押)

後水尾天皇



やがて工事も落成したので、靈源菴を改めて、靈源寺と稱し、更に宸筆の額を賜はつた。同年十月二十日祖岸は御禮を申上げた(堯恕法親王記)。同十三年には、兩翼御宸翰と稱する勅書を賜はつて、靈源・法常の二寺、兩翼の如く、永く開山一絲の遺範を傳へ、その法流を重んずべき由を示された。

延寶三年には國師號の宸翰をも賜はつた。

朕昔萬機之暇、頻召清涼一絲和尚入對、其定能息慮、其慧能照眞、朕於此師、法恩甚大、實不愧古德活道人者耶、故茲謚曰定慧明光佛頂國師、

延寶三年三月十九日

この國師號の事は、關東へ御披露なく、密々に賜はつたのであつたが、延寶五年になつて、來年は三十三回忌にも當り、かたぐ今披露しておきたいといふ事になつて、寺僧から之を近衛基熙に依頼し、基熙から之を言上した處、當時關東筋彼是御憚なきに非ず、唯然し一絲和尚の事、殊に御信仰の間免さるゝよし仰せられた。(靈源寺文書・基熙公記)

同六年には靈源寺と法常寺とは勅願所と定められた。兩本寺勅願の事は初例に屬する事であつたが、御歸依他に異なるによつて、かくの如くせられたのであつた。

寂後の御追慕かくの如しとすれば、その生前における御信仰も、また推して知られる。

次に一絲の師澤菴宗彭も亦召されて、上皇の宮に候し、玄談を試みたことが一再ならずある。寛永四年に一度召されたけれども、御斷り申上げ、同六年流に遭ひ、九年に赦されて、江戸に歸り、十一年京に歸つてから、まもなく召によつて宮に

入り法話を申し上げ、十五年には召されて、原人論を講じ、甚だ聖旨に契ひ、種々の賜物を下され、國師號を賜はらんとしたのを辭して、その代りに、曩祖大德寺二世徹翁和尚に天應大現國師の號を賜はつたことは有名な話である。一絲は師の原人論進講を喜んで賀詩并序を贈つた。

鹿苑寺の鳳林承章も厚い眷遇を賜はつた。承章には隔葉記といへる日記があり、又鳳林和尚朝參之記といふ本がある。それ等によつて見ると、元和四年の頃より寛文五年の頃にかけて、凡そ五十年近く屢々、參内し、宮中に於て漢和・和漢連句・連歌等の御催の時にはもとより、能・舞・茶・御囃・時々の酒宴・花見・御香等にも屢々、召されて居る。

後水尾上皇の鷗巢集に

北山鹿苑寺章長老へ所望申つかはさる、此比のしくれに森のもみちいかゝと

とは、やなきぬ笠岡のあきの色を來てみよとこそ鹿もなくらめ

といふ御製がある。これによつても、承章が殊遇を賜はつて居た様子は知られる。其の間には自然御道交の上に御受けなされた所のもも少々ではなかつたことと察せられる。承章は慶安四年五月六日に、院の御落飾の時に、相國寺の顯暉昕叔と共に、御戒師をつとめた。その出身は勸修寺家で、父は晴豊といひ、正親町天皇から後陽成天皇の御代にかけて武家傳奏をつとめた人である。承章はその六男で、相國寺の西笑承兌について法を嗣ぎ、寛文八年に寂した。

妙心寺の雲居希膺も亦嘗て院の御召に預つたことがある。希膺は大坂陣の勇將塙團右衛門と夙より親交あり、冬陣に團右衛門を尋ねて、共に大坂に籠城したこともある。寛永十一年後水尾上皇は、師の學修兼備道德並び富むを聞かせられ、勅

後水尾天皇



使を遣して之を召させられた。師は一たびは之を辭し奉つたけれども、一山の勧めにより、つひに参内して、奏對願る教旨にかなうたと傳へられてゐる。(雲居禪師紀年録)

次は同じく妙心寺の愚堂東定である。愚堂は庸山景庸の資である。一絲文守も師に調して、その印記を受けた。後水尾院は嘗て師を召して、その道貌奇勝にして、辭氣の純真なるを喜ばせられた。寛永十三年には院御所に於て、特に法式を備へて、陞座說法せしめられ、一時の盛儀を極めたといふ。この後も屢、召して禪要を説かしめられ、その度毎に御座を下つて樂聞し給ひ、冬日には帽を被つて對するを聽された。ある時、院は師を召して問うて曰く、古人言へるあり即心即佛と、是なりや否やと。師對へて曰く、若し是といはゞ、即ち人々之を聽いて未だ是處に到らず、若し不是といはゞ、則ち大梅甚に因つて、言下に大悟せるか、此の間宜しく教旨を進めらるべしと。ある時、また院の問はせられるには、迷人と悟人と死後如何にと。師云ふ、山僧迷つても亦死せず、悟つても亦死せずと。院は感歎措かせられなかつたといふ。かやうにして、愚堂は特に院の懇待を忝うした。萬治三年愚堂歳八十四、院の御所に参つて法談をして居つたところが、段々眠くなつて來た。そこで御座の側に於て、いびきをしながら居眠をしてしまつた。然るに其の日、後水尾院は御約束があつて、或門跡と共に女院御所へ行かれる筈であつたところが、どうも愚堂が其處に寝て居るものであるから、起して行かれる譯に行かぬといふので、其の儘にして寝かして置いて、御約束の女院の方へは、今田舎から珍客が参つて居るから、暫く遅れるといふ使をやられた。そして東定が覺めてから後で参られた。女院が田舎の客とは誰でありますかと御尋ねなされたのに、外ではない愚堂であると仰せられたので、大層驚かれたといふ話がある。この時に愚堂はひよつと目が覺めて見ると、院の御前で居眠をして居つたが、別に大して驚きもしないで、あく能く眠りましたといつて歸つたといふことである。(實鑑録・正法山誌・

宗統八祖傳)

後水尾院が、上に掲げた御消息を、後光明天皇に御贈りなされたのは、承應の前後であらうかと申しておいたが、それは鳳林承章・愚堂東定等の参内法問申上げて居る頃の事であつた。御讓位の頃の、はげしい御様子と、右の御教訓書等にあらはれた圓熟した御性格とを比べ見て、上に陳べ來つた一絲・澤菴・鳳林・雲居・愚堂等の参殿法談の事を思ひ合すれば、その間に何等かの關聯があるのではなからうかと考へざるを得ない。

後水尾院は、この後妙心寺の龍溪性潜について大に参究の功を積ませられた。龍溪は隱元和尙が來朝の時、妙心寺の竺印と共に幕府に周旋して、つひに黄檗山の開立を見るまでに努力した人である。この龍溪性潜は、明曆三年に、初めて院御所に候して、奏對教旨にかなひ、龍顔殊に麗しくましくした。寛文四年、院の詔を奉じて、江州日野の正明寺を再興し、ついで宸翰勅額を賜はつた。同五年には光子内親王受戒の戒師をつとめた。内親王は修學院村の林丘寺を創められ、法號を照山元瑤と申した方である。龍溪はこの後も屢、参内して法を説き奉り、寛文六年には心經の要義を説いて、心經口譚一卷を謹撰して教覽に供へ奉つた。攝津富田慶瑞寺には、今に其の版を傳へて居る。七年十一月七日には、宸翰勅書を下して、禪法受得の滿悅をのべさせられた。その勅書に於て、「顧み思ふに昔時の参禪は皆是れ自心に凝つて話頭を辨ず、今や話頭を取つて自心を證す」とのたまはせられて、御悟得の上に一段の進境を自認したまひ、「初懷を滿して歡躍に堪へず、仍つて宸翰を染めて以て乳哺を謝す」と仰せられた。如何にも御喜びの御様を窺ひ奉るに足るのである。翌八年には、親しく菩薩大戒を受け給ひ、九年九月二十日には、再び宸翰勅書を以て、特に大正統禪師の號を賜ひ、また従前提唱し奉れる法輪請益録を改めて宗統録と名づけ、御序を賜ひ、勅版として之を刊行せしめられた。



この御道契は、寛文十年八月、龍溪の遷化までつづいたのであつた。院が臨濟録・圓覺經・碧巖集・證道歌・信心銘・大慧書・請益錄等について、龍溪の進講を御手づから書留めさせられた筆記の御手帳が、聞塵と題せられて、今に東山御文庫に保存せられてある。その中臨濟四料簡は寛文四年十月廿五日、圓覺經は同七年五月廿九日より同八年四月十五日に至り、碧巖は同八年七月三日より同九年十月廿九日に至り、證道歌は同十年三月廿六日、信心銘は十二年二月、大惠書は同十年四月より七月に至り、請益錄は寛文九年八月十月に互つて進講の事が見える。

龍溪性潛の縁によつて、隱元も亦法皇の御歸依を忝うした。隱元については、寛文三年黄檗山開堂の後、法皇は龍溪を経、隱元に法語を徴せられ、隱元乃ち法要一章を上つた。同六年には佛舍利五粒を黄金五重の塔に納めて之を賜はり、又黄金若干を賜ひ、舍利殿を建てしめ、同九年には左の御製佛舍利贊の宸翰を賜はつた。

北天會 自奉南山 古佛眞身傳二世間

十萬里程靈骨暖 三千年後異光斑

宋皇述讚感三生相 源相傾心欽定顔

晨夕拳々服膺久 檠峯永仰五雲間

同十三年二月三日、靈源寺の至山を遣して、勅問を下し給ひ、隱元の奏對旨に稱ひ、錦織の觀音の像を賜はつた。後年林丘寺開山光子内親王の請により、隱元奉答の一句「萬別千差一掃空」の七字を宸翰に染めて、之を黄檗山に賜つた。今に萬福寺に保存せられてある。同年四月三日に隱元が寂した。その前日に、大光普照國師の號を賜はり、また勅書を賜はつて「師者國之寶也、倘世壽可續、朕願以身代之」とまで仰せられたのを見れば、その御歸依のたゞならぬを察し奉るべきである。

後水尾天皇はまた漢學に於て深き造詣を有し給ひ、夙く舟橋秀賢・金地院崇傳等に命じて、經書を講ぜしめ、また五山の長老をして、東坡集・古文眞寶等を講ぜしめられた。また赤塚芸菴を召して永く近侍せしめられた。芸菴は名は正賢といひ、藤森の神主春原正成の男で、出で、赤塚氏を立てた。寛永四年、十四歳の時、非藏人に召され、六年御讓位の時より仙洞に候した。慶安四年御落飾の日、御相伴仰付けられ、名を正隅と改め、芸菴と號し、法衣を著けて勤仕し、延寶八年法皇崩御の後致仕し、元祿五年八十歳を以て卒した。後水尾院に奉仕すること五十四年に及んだ。その學歴としては、寛永十二年伏原賢忠（舟橋秀賢の子）の門に入つて經書を學び、下冷泉爲景について詩を學んだ。明曆四年法皇に召されて、孟子を進講し、御感を蒙り、大學の一句「止至善」の三大字を染めて之を賜はつた。その宸翰は今にその子孫の家に傳はるといふ。

皇宋事實類苑十五冊の勅版の如きは、實に本邦印刷史の上に特筆せらるべき一大美事である。この書は、後水尾天皇の勅により、元和七年に銅活字を以て宋版より覆刻したものであるが、後に支那に於ては、その原本亡佚したので、この勅版によつて纔に世に傳ふることを得たものである。かくの如く漢學の御研鑽または御獎勵が、いかばかり聖徳の涵養に資し奉つたか、その影響する所は蓋し鮮少なからざるものがあつたであらう。

國史國文制度については、特に非凡の才識を具へられ、御撰も三十餘種を數へる。歌道に於ては實に後鳥羽天皇以來の歌聖と仰がれたまふ。屢近臣を集めて伊勢物語・源氏物語・古今集・百人一首・詠歌大概等を講じ給ひ、其御講釋聞書の類が今若干傳はつて居る、また近臣の學問獎勵の爲め、例月試業の法を定め給ひ、日本紀・職原抄・四書・文選・毛詩など、和漢の書について近臣に試問せられ、若年の公卿衆たちは、かなり惱まされたらしい。（御本日記續錄・山科言緒卿記・土御門泰重卿記・時慶卿記等）

天皇の御撰にかゝる詠歌大概御抄（藤原定家の詠歌大概の註釋）の中に、光孝天皇の「君がため春の野にいで、若菜摘むわが衣



手に雪は降りつゝの御製を解釋して次の如くに記されてある。

此御歌は有心體也。心をいひ残したる體也。詞足らずして、心あまれりといひたるとはかはるべし。

是は餘寒の時節、雪を凌ぎて、若菜を摘む心也。若菜つむといふに、辛勞の心こもれり。雪は降りつゝといふ所に、心を残したる歌也。親王ほどの人の、如此おりたちて、若菜つみたまふは、何故ぞなれば、君がためなり。君が爲とは、上一人より下萬民にいたるの心也。君も長久に、民もゆたかにと祝し給ふ義也。臣下に若菜をたまふとて、如此の辛勞の體、王道の肝要、撫民の體に叶ふことなり。雪は艱難の方にとるなり。

一首の歌も、かやうに解釋して、その深意を究めさせ給ふ所に、天皇の濟生撫民の厚き御思召を窺ふべきである。

後水尾天皇には、また有名なる「當時年中行事」の御撰がある。この御本は、年中恒例の公事及び禁中に於ける種々の御作法の事を記されたもので二卷あり、假名文を以て書かれたので、假名年中行事ともいふ。この御本は、後光明天皇御在位の頃、天皇に進ぜられる爲めに撰せられたもので、正保慶安頃の御著作であるが、その後承應二年六月廿二日、皇居の炎上に、後光明天皇への御贈進の清書本は焼失し、御草案のみ残つて居たのが、萬治四年正月十五日、禁裏法皇及び女院御所の炎上には、その災を免れたのを、再び書き改めて、靈元天皇に進ぜられたものである。その初に御序とも見奉るべき一節がある。その文によれば、應仁の亂このかた、宮中日々零落して、保元建武の昔に似るべくもあらず。信長の天下を掌に收めし

より、漸く禁裏の經營を始め、家康四海を平けて、絶えたるを繼ぎ廢れたるを興し、爲めに金關再び光を輝かし、ついで秀忠より家光將軍に至り、百敷の古き軒端を改めて玉を磨きなせる功は他日に倍す。然れども萬の事は猶寛正の比にも及ばず。御禊大嘗會その他の諸公事も、次第に絶て、今は跡もなきが如くになり、再興するにたよりなし、何事も見るが中にかはりゆく末の世なれば、せめて衰微の世のたゞすまひをだに、失はでこそあらまほしきに、まさに又おぼつかなくなりもてゆかむ事の歎かはしければ、思ひ出るに隨うて、書き付け給へるが即この御本である。これによつても、後水尾院が禁中公事の御再興、やがては皇室復興を期したまふ叡慮の深きを推し奉るべきである。

後水尾天皇は書道に於ても亦近代の達者にましくした。山科道安の棟記の中に、ある日道安が、家熙に伺候した時に、後水尾院は八十五歳でかくれました、御歴代の中に、かほどの御長壽は稀にやと申した處、家熙のいふには、さればとよ、常に仰せられたことに、「古今の天皇の寶算八十を越したるは、光孝天皇（道安の聞き誤か、家熙の誤か、陽成天皇とあるべきであらう。）と身となり、手も少しは書く、歌も相應には讀む、大果報の者なり、何れもあやかられよかし」とあつたといふ。これ等文藝に關する御事蹟については、尙この外に申すべきこともあるが、こゝには多く割愛した。

## 二六 後光明天皇

後光明天皇が剛毅嚴明にましましたことは、右の後水尾天皇御訓誠書につけて申した通りである。

典禮制度の復興についても、常に御心を用ひさせられた。仰せらるゝやうは、今や天下は武家の制法に依るを以て、是非



なき事ではあるが、衣服の制あまり見苦しき事に思召す、天下の萬國多くあるが中に、何れの夷狄に於て、袂のなき衣服を着用するものありや、吾國の麻上下といふものは、袖のないもので、至つて見にくいものである、衣冠の事は、武士とても相應に昔へ歸すべきものである、依て關東へ御下知あらせられようと仰せらるゝうちに、崩御によつて果されなかつた。  
(鳩巢小説)

またある時の仰に、中古以來人臣として己の私意に任せ、家禮家説古傳流例など稱して、朝廷の典禮を亂るは奇怪であるとして、諸臣の參候する節會の日に、右の旨を大文字に書かしめ、一聯に作り南殿にかけしめられた。(後光明帝外記)  
御學問については、五山の名ある僧侶を召させられ詩を學ばせられ、また伏原賢忠を召されて、論語を講ぜしめられた。當時大學の制絶えて既に久しくなつて居たが、天皇思召さるゝやうは、天下の風教を揚げんと欲せば、大學を起すより急なるはなし。ついでに聖廟を建てさへすれば、大學寮はこれに附けたものであるから、先づ聖廟を建つべしとして、關東へ仰遣され、御造營なさるべきに定まつて居たが、崩御によりて、終にそのまゝになつたと傳へられる。(後光明帝外記)

慶安二年の頃、親しく宸筆を以て、日々御勉學の日課を記されたものが、今に勸修寺伯爵家に傳つて居る。

每日之所作 不可爲懈怠

辰 讀書

巳 筆道

午

未 論語二枚 復一日三體詩二枚

申

酉 戲遊

戌

亥 詩一首

慶安<sup>巳</sup>南訛日

巳丑は二年に當る。南訛は夏をいふ。かくの如く日課を定められて、「不可懈怠」と御自ら規制せられたのである。

或時仰せられるやうは、佛學は面白きものながら、體はあるやうであるが、用はないものである。天子諸侯は別て人民の主なれば、有用の學をすべきものである。儒學に於ても、漢唐古注の説は深切でないやうに思召される、今後は程朱の新注を以て講ずべしと仰出された。時に侍講の輩の申すには、本朝の故實として、鄭玄・孔安國の注疏を以て進講致す例であるが、今後新注を用ふることは如何あるべきやの旨を奏上致したる處、天皇は、自我作古といふ義を辨へざるや、古の賢君とても、皆善に従はれたのであると仰せられ、之に依つて朝廷の儒者を始め、志ある者は皆新注を採用することとなつた。宋學の我國に傳はつたのは、遅くも鎌倉の末頃にあり、後に五山の學僧之を傳へ、後光明天皇の時には、既に廣く行はれて居たのであるが、舊習を尊ぶ朝廷に於ては、未だ御採用なかつたのを、天皇の御卓見により、遂に先例を破つて、新注を採用せられた。(鳩巢小説・後光明帝外記)



朱子學御採用によりて、藤原惺窩を厚く崇敬あらせられ、惺窩文集には勅作の序文を賜つた。その文は、遍ねく世に流布せるものではあるが、天皇の御學殖と惺窩に對する御追慕のほどを窺ひ奉る爲めに、左にその全文を掲げる。

蓋聞文者貫道之器也。自昔年大昊八卦書契之作、延々綿々、如天地之不可易矣。如日月之不可息矣。禮樂政令之經緯乎穹壤、洞徹乎古今、法度教化之融液乎遠邇、周遍乎内外者、不亦基乎是哉。近世有北肉山人惺窩先生者、寬仁大度之君子也。幼而穎悟、一覽千言、七過萬句。弱冠而蚤通經史及諸子百家之書、莫事不備、莫物不詳。其爲學也、博聞強記、故其爲理也、精察明辨。其爲友也、范袁張彪之徒、王戎仲容之屬。朝馳騫乎書林、夕翺翔乎藝園、非其道、雖高車駟馬不顧焉、棄之如弊屣。從其道、則簞食豆羹亦足以頤神而保年也。義士仁人、慕德望風、出入其門、往來其道者、不可勝計。於乎空谷之足音、晦冥之日月歟。而彼精微妙渺、雖猶不可階天而升也。儘亦得先生之一體者數輩、日新月盛。自此以後、百姓尊信聖賢、誦說仁義。其恩惠德澤、所以蒙天下後世者、至矣盡矣。斯時也、談士雲起、狙詐星聚。然道德之說、罕有所聞也。先生獨悼斯民之墜於塗炭、苦此道之湮於塵俗。屢遊說諸侯、上述堯舜、下陳

周孔。然滑稽口給之士、皆以爲迂遠而闕於事情、故不爲世用。乃退廬市原、隱居放言、恣思丘岳、任情山林。沈吟小詩、作爲文章。而其遺稿餘篇、紛々藉々、惜其無統紀者。其子爲景採而輯之、間亦竊附己意。所以裨輔其闕略、紕繆者數卷、名曰惺窩文集。朕偶請而觀之、則忘食忘寢。萬慮以澄、百節以通、耳目以融、肺腑以清。猶如龍護珠不釋。造次必於是、頤沛必於是。噫嘻、朕於先生不見顏色、不通言語。而百年神交、如合符節。果何之謂也。所視所言、所勤所蓄、庶幾乎其不差也焉。咏嘆之餘、聊託管城子、妄爲之書。乃譬曙星之繼朝陽、飛塵之集華嶽云爾。

慶安四曆辛卯九月十二日

この御製の序文に於て、惺窩を呼ぶに常に先生と稱せられ、あゝ朕の先生に於ける、顔色を見ず、言語を通ぜず、而も百年の神交は符節を合するが如し、果して何の謂ぞや、視る所、言ふ所、勤むる所、蓄ふる所、其の差はざるに庶幾しと仰せられた。その惺窩を尊び、之に傾倒したまひしこと、殆ど想像以上であつた。かやうにして惺窩の子爲景を擧げて、下冷泉家の絶家となつてゐたのを興さしめられた。(承應遺事)

其頃京都に朝山意林菴といふ學者が居た。號を素心と稱した。その祖先は織田信長を助けて機務に參し禁裡の造營などに



功のあつた朝山日乗である。日乗の子久綱、久綱に四人の子あり、長を幸綱といひ、次が意林菴、三男が吉信、四男が景信である。意林菴は八歳にして孤となり、諸寺の碩學について學んだ。また慶長の頃朝鮮より來朝した李文長にも就いて學んだといふ。その外の學統は明かでないが、當時朱子學を以て相當の名があつた。初は細川氏に仕へ、居ること三年にして京に歸り、ついで駿河の徳川忠長に仕へ、諫言容れられず、致仕して歸京し、細川氏より在京の賄料を給せられて居た。公家衆の中に、之について學ぶものあり、三條西實教・小倉實起等が其門に入つて居た。この二人ともに、後光明天皇の御學問の御相伴を勤めて居つた。前攝政二條康道も亦意林菴と親しい間であつた。これ等の人の周旋により、終に意林菴を召出さるることとなつた。之について公卿衆等へ御諮詢あらせられた。宣順卿記に素心參内之事諸家へ有勅問とある。これは無位無官のものをして進講せしむることの異例破格なるにやあらう。かくていよく召されることになつた。その時の事情を、意林菴が弟景信に知らせた書狀がある。それによれば、初め承應元年に、二條康道は關白近衛尙嗣より、内旨を承つて之を意林菴に傳へた。意林菴は自分はそれ程の學才もなく、殊に年を取つて居るといふので、御辭退申し上げた所、康道より、既に後水尾院の院裁も經たことでもあるから、固辭致すは如何であらう、先づ參内致して、若し草臥れて進講に堪へぬやうなれば、康道が引受けて御ことを申し上げよう、何れ來春になれば、勅使も下されようから、その時には速に參内せよといふことであつた。そこで意林菴は表向き勅使を下されるやうでは、是とも非とも申し上げることはならぬにより、自ら進んで參内致しましょうから、御内々にて仰上げられて、なることならばそのやうに願ひますと答へた。翌承應二年正月十四日に、小倉實起が意林菴の邸に臨み、勅詔を傳へ、色々御尋の事あり、官祿等の望を問はれたが、意林菴は勅詔の忝さ身に餘りて覺えまするが、官祿等は我等分際に過ぎ申たることでありまする、その段仰上げられたしと申したれば、實起はその意を諒とし、如何様そのやうに申上ぐべしとて歸つた。さて二月一日、二條康道より命を傳へられ、明日二日吉日なれば參内すべし、中庸を讀めと仰せられ、即ち參内して、首尾よく中庸を進講申上げた。この時法橋法眼などには醫者もなることであるから、そのやうな官にはならず、特に公家の入道に準じて昇殿せよとの勅詔により、公家入道なみで參内した。當日は二條前關白康道・同左大臣光平父子が同道して、山本參議勝忠・伏原賢忠・小倉實起が肝煎衆として、斡旋の勞を執つた。講釋の時には、御前には關白近衛尙嗣・左大臣二條光平・前攝政二條康道・其末座に意林菴、其次の間に公卿殿上人二十餘人列席した。「晴成事可有推量候」と意林菴は感激に満ち、その光榮の様を報じて居る。

意林菴は天皇の殊遇を蒙り、ある時意林菴に男子が生れたといふ事を聞召されて、五歳になつたならば、宮中に召使はるべき由の仰せがあつたが、其翌承應三年に崩御になつた。崩御間近くまで奉仕して居たのであるが、ある時天皇は夢を御覽になり、その事を意林菴に御物語あらせられた。その御夢は、紫宸殿の前と思しき處に十丈ばかりの龍に乗らせられ、やがて昇殿あそばしたと御覽になつた。これは何の夢であらうかと仰せられた。意林菴はこれは目出たい御瑞夢で、いろいろの思召のまゝになるべき前表でございませうと申上げたならば、さればとばかり微笑あそばされた。其時御製の詩があり、御辭世の御心持であつた。それより五日ばかりして痲瘡にて終に崩御まし／＼たといふ。(槐記、宣順卿記、承應遺事)

意林菴は、天皇崩御後は家に居て、一切外に仕へず、大名から招聘せられても、すべて謝絶し、寛文四年に七十六歳で歿した。

意林菴には詩文集があつたといはれるけれども、今傳はつて居ない。甫菴太閤記に、寛永三年に意林菴の記した跋を載せて居る。この外には意林菴の書いたといふものの傳つて居るを未だ見ない。



右の外、後光明天皇の御學問については、種々の御事蹟が傳へられて居る。即ち石川文山が隸書を善くするを聞かせられ、勅してその書を徴し、酒肴を賜はり(先哲叢談)、また松永昌三に勅して、草書抄、水仙花詩を撰せしめられ(尺五先生全集所收行狀)、朱注韓本の四書に御點を加へて研鑽あらせられたこともある。(好古日録)

また丹波法常寺所藏の天皇の宸翰に、宋の歐陽修の作にかゝる鳴蟬賦の御寫がある。その文中所々に注を加へて、語法を論じ、之を批評せられてある。また妙法院所藏の宸翰に家傳軍書序といふのがある。この書はその性質由來等は詳かでないが、文武兩道の相助くべく、文事ある者は必武備ありといふ教を説いたものらしい。之に由つて天皇がこれを寫したまひし教旨のほども窺はれる。

朱子學御研鑽の結果、よく之を體得あらせられ、程子の語に、自性偏所難克將去とあるを御甘心あらせられ、常に此所に御工夫を用ひ遊ばされた。御天性雷を御嫌ひなされた。これも性偏であると仰せられて、或時雷の頻りに鳴るに當つて、御簾の端へ御出遊ばされ、鳴止むまで、天に對して御靜坐あらせられて、御神色變じたまはず、近侍の臣何れも驚き申した。其時よりすきと雷の御嫌ひなのが止んだと申すことである。(鳩巢小説)

また平生御酒を嗜ませられて、時に劇飲にも及ばせられた。侍臣等はこの事をのみ氣遣ひ、玉に瑕とはと私語し奉るものもあつた。されど進んで諫め奉る者も無かつたが、或時また酒宴を催して興に入らせ給ひ、天氣殊に麗しくおはした時に、徳大寺公信が御筵に推參して、度々かやうに御酒を過ぐさせられては、玉體をそこなはせられましよう、固より程朱の意にも違はせ給ふなりと極諫し奉つた。時に天氣遽かに變らせ、常ならぬ御容貌にて、御劍を取らせ給ひ、打切つて捨てんと仰せられた。公信從容として、神武天皇以來天子御手づから大臣を斬らせ給ふことは承り申さず、さりながら諫言をさへ納れ

給はゞ、臣が身如何なる罪を蒙るとも本望と存じまするとて、御前を立ち去らなかつた。侍臣等驚いて公信を御前より退かしめた。天皇も御劍を持ちながら、内に入らせ給うた。後に人々公信に向ひ、今程の忠節は誠に感じ入るが、御宴の興もさめさせられることは恐れ多きことではないかと云へば、公信の曰く、某はさやうには思はぬ、今宵の御宴を早く止めさせられたのを、せめてもの本意と存ずるとして引き退いた。翌朝天皇常の御殿へ出で給ひ、近侍を召して、昨夕は徳大寺へ禮儀もなく、言葉も荒かりし事を悔ひ、夜もすがら寝られなかつた、徳大寺は如何いたしたかと仰せられた。徳大寺はとくより參つて天氣のほどを伺ひ申して居りますと申上げた。天皇大に喜び給ひ、すぐには是へ參らせよとて召出された。徳大寺は勅諭のまゝ、つと御前にまかり出たる處、天皇は昨夜の諫言、叡感殊に淺からず思ふ、この後は大酒は思ひ止むるぞ、さりながら昨夜の有様こそ返々慙かしく思ふなれ、よべとりし劍は汝にたぶざとて、御手づから徳大寺へ御劍を下された。徳大寺はありがたさに唯涙を抑へて退出したといふ。(鳩巢小説・承應遺事)

以上述べた如く、後光明天皇は御學問に熱心にあらせられ、殊に朱子學を採用して之を獎勵し給ひ、之を體得あらせられたのであるが、この事は近代朱子學の發達に少からざる効果を及ぼした事であらう。またその思想が當時公家衆の頭にも泌み込んで、その潜在意識が後世に與へた影響も少からずあつたことであらうと想はれる。この後百年にして、桃園天皇は朱子學を宮中に講せしめられ、終に竹内式部の一件を起すに至つたのも、その淵源はこゝに存するものではなからうかと思ふ。後光明天皇の御製の中に次の一篇がある。

餘 寒

風氣飄々霜烈々 春成猶遺一般寒

後光明天皇



愧<sub>レ</sub>違<sub>ニ</sub>翻<sub>ニ</sub>帝<sub>一</sub>脱<sub>ニ</sub>衣<sub>一</sub>德<sub>一</sub> 還<sub>ニ</sub>覓<sub>ニ</sub>重<sub>ニ</sub>裘<sub>一</sub>覺<sub>ニ</sub>體<sub>一</sub>胖<sub>一</sub>

(鳳帝集)

これは申すまでもなく、醍醐天皇の故事を回顧したまひ、之に因りて民草の上に思ひ及ぼしたまひしものである。

## 二七 靈元天皇

靈元天皇は文藝の趣味深くましく、御撰にも和歌に關するものが數々あり、近代に於ては後水尾天皇について歌道の達者であらせられた。また漢詩の御製もある。御筆は殊に美事で、豊潤和暢の趣あり、自ら御氣質を窺ひ奉ることができ。また畫を能くしたまひ、京都御所東山御文庫には孔子像の御自畫讀があり、林丘寺には花鳥の御畫を傳へて居る。所々の社寺其他舊家に藏せられてある宸翰御消息によつても、まことに趣味に富ませられ、みやびな御様子が拜せられる。

その一例として、水谷川男爵家所藏(元奈良興福寺一乘院門跡)の御消息に。

尙々先刻御報に申入候通御覽、明後晚可有光臨之由爲悅候、明後日晝之間ハ隙入之義候間、暮方御出之義待入候也、

龍田之紅葉早速到來之義にて給、令祝着候、成程先年枝ト同木与相見候、葉之様子も尤先年之与同前、うつくしき形、さて〜能染候事と詠入、

令爲悅候也、

乃刻

一門主 貴報

(御花押)

御宛名の一門主は皇子入道尊賞親王で一乘院門跡とならせられた方である。龍田の紅葉の先年と同じ枝同じ葉を賞したまふ、いかにも風雅な御話である。また春日神社所藏(水谷川男爵家舊藏)の宸翰に

誠今夜之月色希有之清明也、華洛之仲秋、依被翫賞、被投一篇之玉章、再三吟誦、不堪歡抃、剩當徘徊池頭、寄心風雅之時、幸得芳韻、何不贖一句和之哉、其辭云

君半只三笠山二登波賀利也、今宵都之月之名嘉空

廻時

回報

(御花押)

誠に今夜の月色は珍らしい清明である。華洛の仲秋の月を賞翫せられるに依つて、——此時一乘院門跡は京都の方に出て居られたと思はれる。——一篇の玉章を投ぜられ、再三吟誦して、誠に喜ばしく存ずる。其玉章を受取つた時は、恰も心を風雅に寄せて、池のほとりに徘徊して月を眺めて居つた時である。そこでどうしても、あなたの歌に次いで——詩の韻を踏むやうな譯で、歌句の音を次いで——何か和する所のものを出さなくてはならぬと。そこで御製に、



君はたゞ三かさの山にとばかりや今宵みやこの月のなか空

この御製は、御集にも收められてあり、元祿八年のものである。かやうなわけで、靈元天皇の御製には、如何にものびくとした美しい御すがたのものが多く拜せられる。またある時の御製に、

寄日祝

へだてなきわが日の本の光をばあだし國まであふがざらめや (桃葉御集)

また正徳元年十二月二十日朝鮮使節來朝の際の御製に

寄國祝

高麗人のかたるをきかば唐土もわが國富める時や知るらむ

我國のかぜをやあふぐこま人もことしちさとの波ぢわけきて (靈元院御集)

國威宣揚のしるしも見えて、まことにめでたき御製である。またある時の御製に、

萬民祝

所得て住む國民やたのしみの心にあまる春をしるらむ (桃葉御集)

國民の安堵を祝したまふ深き大御心の發露と共に、天下太平の氣分の漂ふを拜せられる。また寛文十二年六月二十四日の御製に

祝言

名ある者はやがて雲井に聞えあげよ聞きて我が代の樂にせむ (桃葉御集)

元祿の頃の天文學者澁川春海(即保井筭哲)の話を録した新蘆面命に、この御製を録して、「帝者の御歌と申すべくや」とある、如何にも尊い御すがたの御製である。

享保四年明宮(靈元天皇皇子、正徳三年御誕生、後の有栖川宮職仁親王)が御讀書始に、古文孝經を習はせられたが、少しも違ひなく讀まれたのを喜ばせられて、御製を遊ばされた。

明宮、此の春より大學といふ文をうちうちならひ侍りし程に、ことし七歳なれば、書始の事をせさせむとて、日時を選び、十一月十六日になむ、大藏卿を侍讀にて、古文孝經をならはせ侍るに、此のころ雪をもよほして、日ごとにくもりたる空の、なごりなく今朝よりはれて、日の色うるはしく、春などのやうにのどやかなる、むまの時ばかり、いささかの讀みたがへなく、口うつしならひとりたるを聞き居て、よろこびにたへず、かねて闕如なからむことを、天滿天神に祈願申ししに、そのしるしいちじるくありしかば、かへり申のついで、思ひつづけ侍りし、

いにしへの書はじめせし今日よりはなほこそたのめ神の守を (宸翰集)

皇子の御教育に深く意を用ひ給ひし御様子が拜せられる。



## 二八 中御門天皇

一七六

京都御所東山御文庫に、中御門天皇が近衛豫樂院家熙に命じて、丹宸箴を書かしめられたが、それが美しく出来たのを賞せられた宸翰御製和歌御續懷紙が藏せられてある。丹宸とは天子が諸侯に對する時、後に立てる赤色の屏風であつて、赤宸箴とは、舊唐書敬宗紀に、李德裕が丹宸箴六首を獻じ、帝深く之を嘉すといふことがある。その六首といふのは、一は宵衣箴、先王政を聽くに味爽鷄鳴に起きるといふこと、二は正服箴、聖人服を作るに法象あること、三は罷獻箴、漢の文帝獻を罷めたこと、四は訥誨箴、君王誨を納れ以てその中を求むること、五は辯邪箴、上に居り深に處しては微萌を察すべきこと、六は防微箴、安に居て危を思ふべきことこれである。天皇がこの箴を書かしめられたのは、固より深き御思召の存する所であらう。さてその御懷紙は左の通りである。

教のみちは、やまともろこしさまゝあるが中にも、丹宸箴は常にこゝろにかけてみるべきをおもひて、此箴の六首をかゝしめむは、たれにかとて、豫樂院准后にのぞみこゝろみしに、かきつくされたるすみつきのにほひは、筆の海のふかき底をもさぐりしり、此道にたへたるほどみえて、たぐひもあるまじくなむ。他のくにゝも、筆のことをたづねしに、こゝろたゞしければ筆正しと、こたへたるふることをも思ひ出れば、筆のすなほなるは、

心のいさめともなるべく、いさゝかこゝろざしをのべ侍る。

なにの道もかはらずながらわきて此すぐなる筆は諫ともみむ

名だかきはやまと唐あまたあれどこの水ぐきのあとはことなる

(宸翰集)

天皇は近衛豫樂院の書を學びたまひ、御書風殊に氣韻清秀、風格高邁にまします。右の御製の詞書に筆のすなほなるは心のいさめともなるべくと仰せられたのも、御宸筆と併せ拜して、げにもと思はれる。

男爵水谷川忠麿氏所藏に天皇宸筆の女房奉書がある。その御文に、

今日もうらゝかなるそらにておはしました候、きのふは一門主にも御ともにて、あなたこなた御見物とおほしめし候、御幸おはしました、野山の景色御覽おはしました、御きけんの御ことゝおほしめし候、こなたには、うら山しくおほしめし候あまりに、

そなたにはしらしきのふは御幸せし野山をさそとおもひやるとも

かやうにあそはし候まゝ、此よしも申とて候かしく

御ちこ御中 ひろう

とあり、散し書に遊ばされてある。御文は女房奉書の體であるが、宸筆の御消息である。宛名に稚兒御中披露とあるのは、水谷川男爵の祖、興福寺一乘院門跡入道尊賞親王に下されたのを、女房奉書の體を成された爲め、稚兒に宛てられたのであ